

大崎町こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

鹿児島県 大崎町

はじめに

本町では、子ども・子育て支援制度に基づき「子どもが輝き、ひと・もの・自然、調和が奏でる躍動のまち」を基本理念とした「第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する各種施策の推進に努めて参りました。

国においても、こどもに関する各般の施策の充実が進められてきましたが、少子化の進行や人口減少には歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談件数や不登校児童・生徒数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻です。



このような状況の中、令和5年4月に、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据え、強力に進めるため「こども家庭庁」が発足し、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

本町におきましては、国が進める「こどもまんなか社会」の実現に向け、保護者の経済的負担軽減策として、令和5年度からは保育料の完全無償化、令和6年度からは保育園・小学校・中学校の給食費の無償化など、さまざまな施策に取り組んでおります。

また、現行計画が令和7年3月末をもって終了することから、新たに「こども基本法」に基づく、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「大崎町こども計画」を策定いたしました。本計画は、「こども・若者まんなか社会 みんなで育む夢・未来」を基本理念とし、これまで推進してきた子育て支援施策をさらに総合的・計画的に推し進めるとともに、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるよう、より一層の支援の充実を図ってまいります。

今後とも、町民の皆様の御理解のもとに、子育て支援施策の推進を図って参りたいと考えておりますので、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました「大崎町子ども・子育て会議委員」の皆様をはじめ、アンケート調査等に御協力いただきました町民の皆様、関係機関・団体の皆様にご心から御礼申し上げます。

令和7年3月

大崎町長 東 靖 弘

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 国の動向.....	1
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象.....	5
5 計画の策定体制と方法.....	6
第2章 大崎町のこども・若者を取り巻く状況	7
1 統計的な状況.....	7
2 子育て支援施設等の状況.....	23
3 子ども・子育て支援事業二ーズ調査結果概要.....	26
第3章 第2期計画の実施状況及び本町の課題	51
1 教育・保育の実施状況.....	51
2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	52
3 本町の課題.....	57
第4章 基本理念、基本目標、計画の体系	60
1 基本理念.....	60
2 基本目標.....	62
3 計画の体系.....	63
第5章 施策の展開	64
I ライフステージ別の施策.....	64
基本目標1 安心してこどもを生き育てることができるまちづくり.....	64
（1）妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保.....	64
（2）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実.....	67
基本目標2 こどもが成長できるまちづくり.....	70
（1）こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の充実.....	70
（2）居場所づくり.....	72
（3）小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実.....	73
（4）成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育.....	74
（5）いじめ防止対策.....	75
（6）不登校のこどもへの支援.....	76
基本目標3 若者が自立できるまちづくり.....	77
（1）進学支援.....	77

(2) 若者の社会参加に向けた支援.....	77
(3) 出会いや結婚への支援.....	77
II ライフステージを通じた施策.....	78
基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり.....	78
(1) 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	78
(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援.....	80
(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	80
(4) こども若者が権利の主体であることの社会全体での共有.....	82
(5) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり.....	82
(6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供.....	83
III 子育て当事者への支援に関する施策.....	84
基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり.....	84
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	84
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援.....	86
(3) 共働き・共育での推進等.....	88
第6章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）.....	89
1 教育・保育提供区域と量の見込みの設定について.....	89
2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策.....	92
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	94
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策.....	103
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	103
第7章 放課後児童対策について.....	104
1 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量.....	104
2 放課後児童クラブ及び放課後子ども生活支援拠点への学校施設の活用に関する具体的な方策.....	104
3 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策.....	105
4 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応.....	105
5 事業の質の向上に関する具体的な方策.....	105
第8章 計画の推進と進行管理.....	106
1 計画の推進体制.....	106
2 計画の進行管理.....	106
第9章 資料編.....	107
1 大崎町子ども・子育て会議条例.....	107
2 大崎町子ども・子育て会議委員名簿.....	109
3 用語集.....	110

第1章 計画策定の概要

1 国の動向

(1) これまでのこどもに関する福祉行政の取組

近年の我が国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援するこども・子育て支援の取組のみならず、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

【こども支援を取り巻く主な法令等】

☆ 少子化社会対策基本法 (H15.9.1 施行)

→ 同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定

☆ 次世代育成支援対策推進法 (H17.4.1 施行)

※当初10年間の時限法として成立したが、令和6年度まで有効期限が延長(現在は計画策定は任意化)

☆ 子ども・若者育成支援推進法 (H22.4.1 施行)

→ 同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」(H22.10)策定

☆ 子どもの貧困対策の推進に関する法律 (H26.1.17 施行)

→ 同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」(H26.8)策定

☆ 子ども・子育て支援法 (H27.4.1 施行)

(2) こどもを取り巻く環境の現状

我が国ではこどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性のL字カーブ問題等のこどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

(3) こども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

●こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

●こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・若者計画

こどもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策行動計画

●こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和6年4月1日施行）されるなど法整備が進められています。

そして、令和5年6月13日には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています。

(4)「こども大綱」の閣議決定

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

また、令和5年12月22日には「こども未来戦略」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」などもあわせて閣議決定されています。

【「こども大綱」概要】

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸せな生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

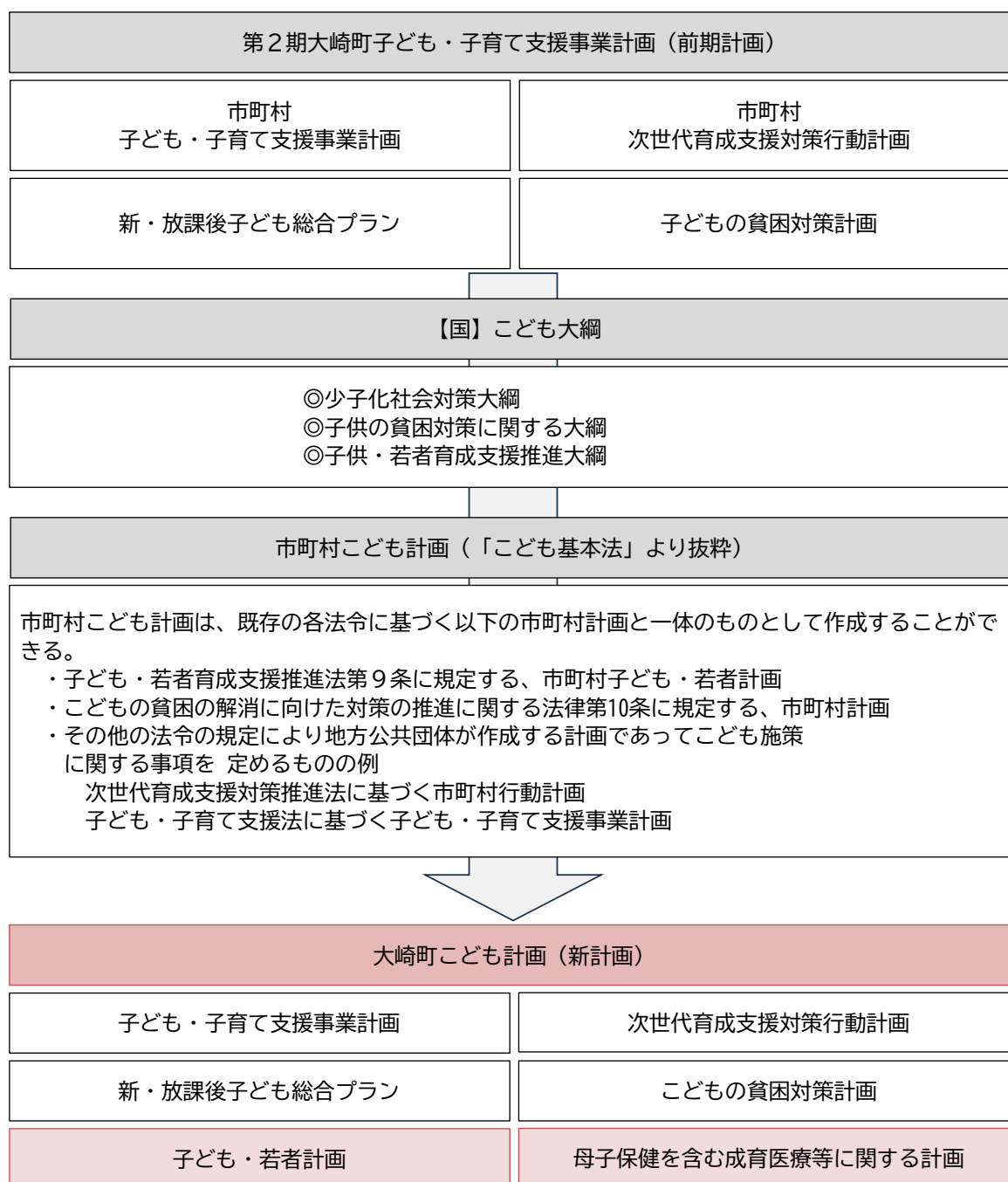
こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。) 2

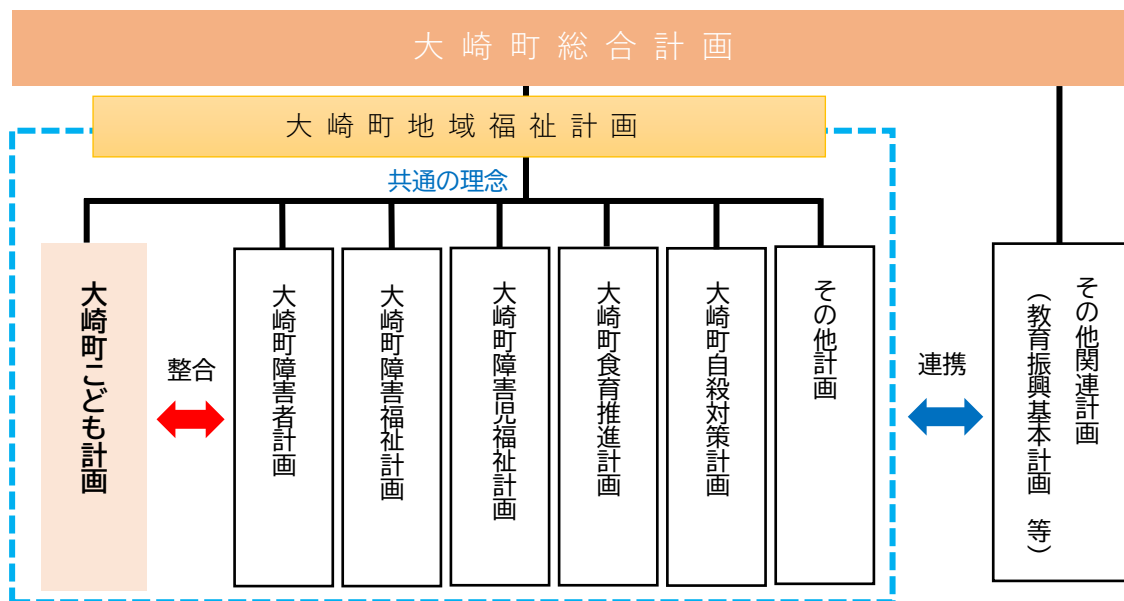
2 計画の位置付け

前期計画である「第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村次世代育成支援対策行動計画」として策定していました。さらに、「新・放課後子ども総合プラン」及び「子どもの貧困対策計画」についても、包括的に盛り込んでいました。

新たな計画となる「大崎町こども計画」では、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、前期計画に新たに子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画を包含するとともに、生育基本法に基づく母子保健を含む成育医療等に関する計画を包含し、こども施策を総合的に推進するものです。



また、本計画は「まち・ひと・しごと 世界の未来をつくる 循環のまち」を目指す大崎町総合計画を上位計画とした「大崎町福祉計画」の部門別計画となります。計画の策定にあたっては、各部門別計画と一定の整合性を保持し、連携を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。ただし、計画期間中であっても、社会情勢や町の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期大崎町子育て支援事業計画					大崎町こども計画				

4 計画の対象

国の「こども基本法」では、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とし、一定の年齢で上限を画するものではないとされ、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることとしています。

本計画における「こども」は概ね0歳から18歳未満、「若者」は概ね18歳以降から30歳未満、施策によっては40歳未満までの者としています。

《こども・若者の対象年齢イメージ》

乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～12歳)	思春期 (13～18歳未満)	青年期 (18～30歳未満)	ポスト青年期 (40歳未満)
こども				
			若者	

5 計画の策定体制と方法

(1) 大崎町子ども・子育て会議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本町におけるこども・子育て・若者支援施策をこどもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、「大崎町子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本町在住の全ての就学前児童保護者に調査を実施しました。また、小学生以上の児童生徒の生活状況の調査及び貧困に関する実態把握のため、小学生・中学生・高校生及びその保護者に調査を実施しています。さらに、こども・若者に関する実態の把握や結婚に関する意識調査などの為に、16～39歳の町民を対象に調査を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年1月～2月に、計画素案を本町窓口及びホームページ等で公表し、町民からの計画内容全般に関する意見募集を行いました。

《本計画における「こども」表記について》

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念において、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう「こども」表記がされているため、本計画においては、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

※特別な場合とは、例えば、

- ・法令に根拠がある語を用いる場合
- ・固有名詞を用いる場合
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合 など

第2章 大崎町のこども・若者を取り巻く状況

1 統計的な状況

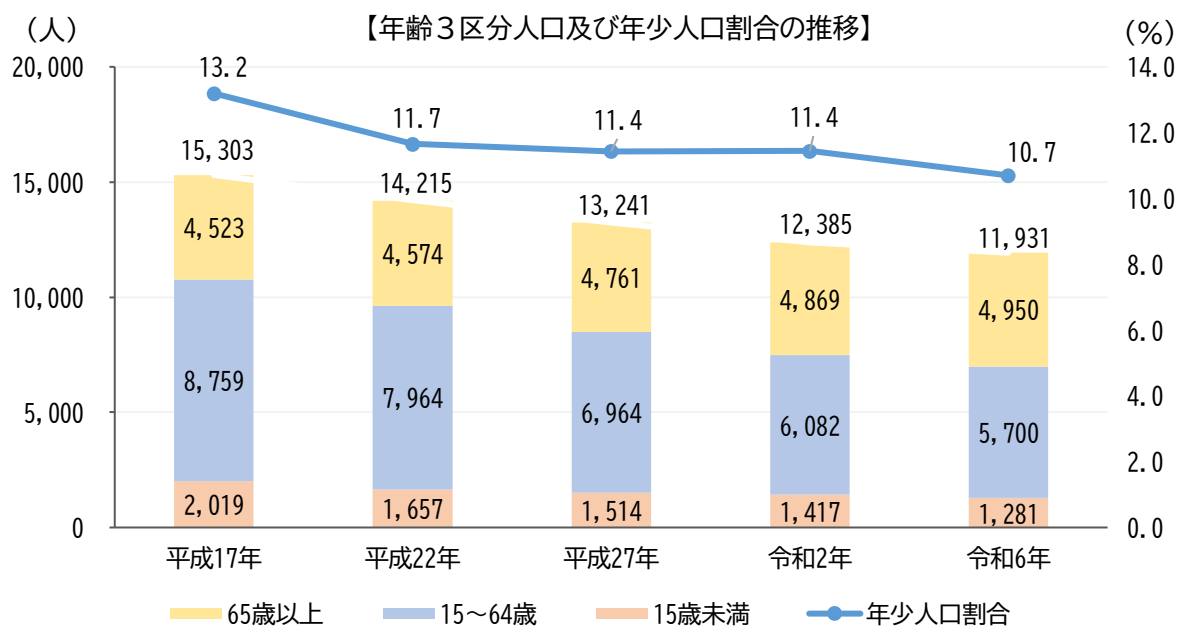
(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年現在、11,931人となっており減少傾向となっています。

令和6年時における15歳未満の年少人口は1,281人(10.7%)、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は5,700人(47.8%)、65歳以上の老年人口は4,950人(41.5%)となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成17年から令和6年まで20年間で2.5ポイント減少しています。一方で、65歳以上の高齢者人口の割合は11.9ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	15,303	14,215	13,241	12,385	11,931
15歳未満	2,019	1,657	1,514	1,417	1,281
(年少人口)	13.2%	11.7%	11.4%	11.4%	10.7%
15～64歳	8,759	7,964	6,964	6,082	5,700
(生産年齢人口)	57.2%	56.0%	52.6%	49.1%	47.8%
65歳以上	4,523	4,574	4,761	4,869	4,950
(高齢者人口)	29.6%	32.2%	36.0%	39.3%	41.5%

※小数点以下の処理の場合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。



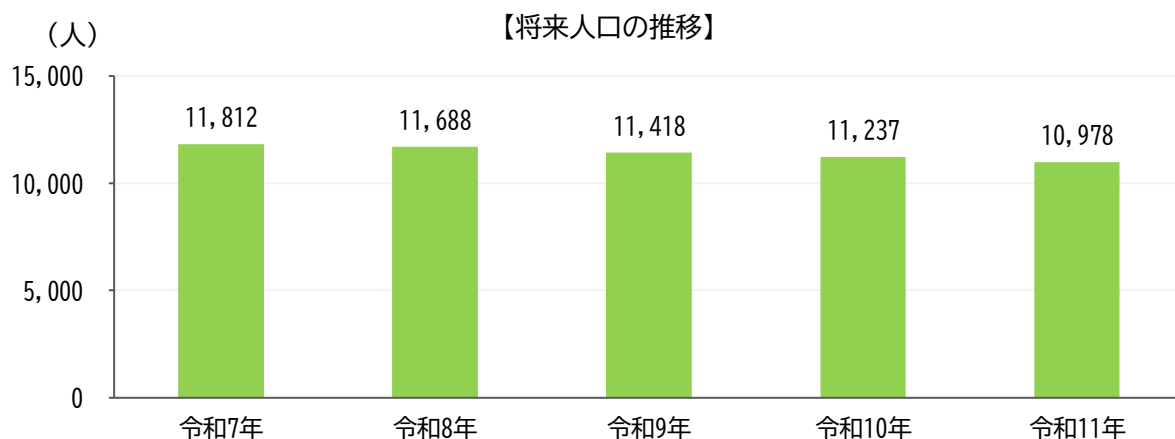
資料：(平成17年～令和2年)国勢調査・(令和6年)住民移動調査

(2) 将来人口の推計

本町の総人口は、令和11年には10,978人と推計され、減少傾向となっています。

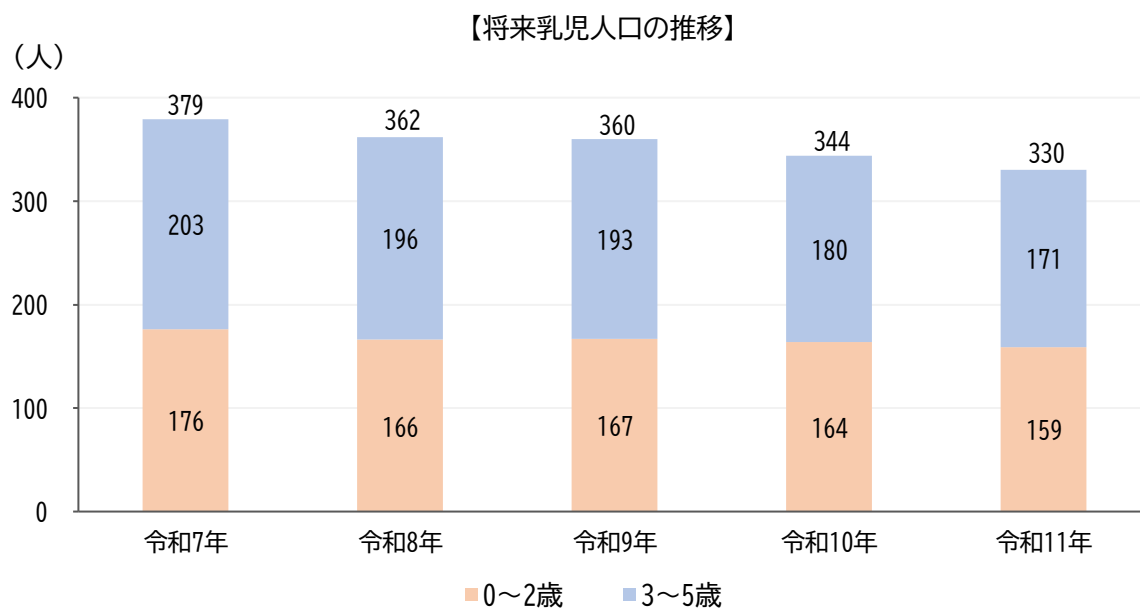
乳幼児の人口についても、計画最終年度である令和11年には330人と推計され、減少傾向となっています。

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
総人口	11,812	11,688	11,418	11,237	10,978



※令和2年～令和6年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出

区分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～2歳	176	166	167	164	159
3～5歳	203	196	193	180	171
合計	379	362	360	344	330

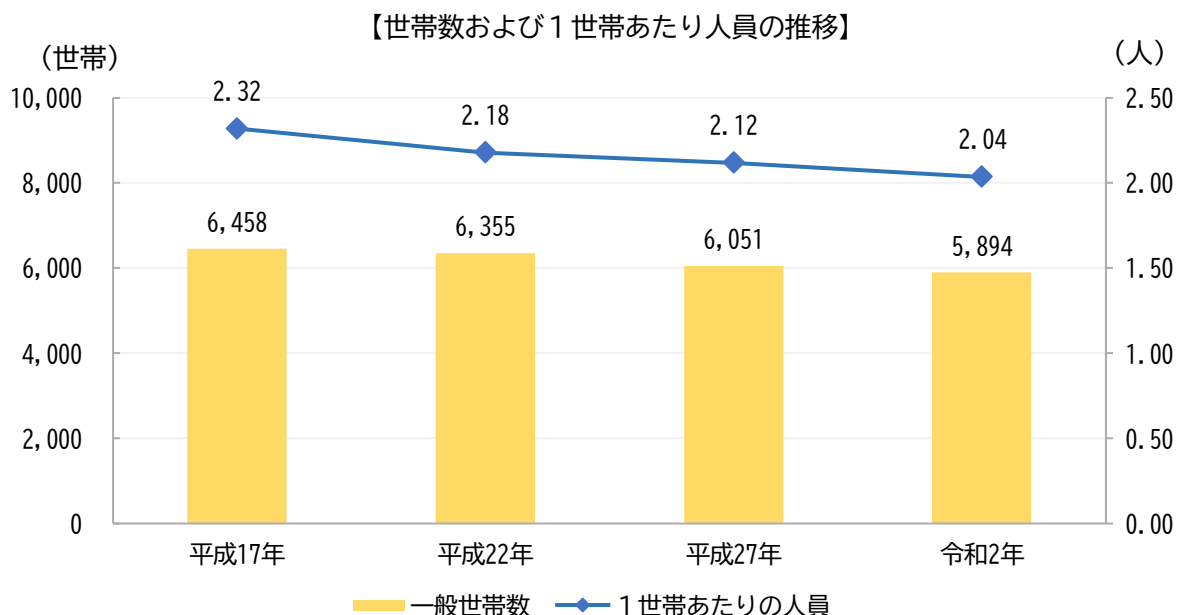


※令和2年～令和6年の実績人口を基にコーホート変化率法を用いて算出

(3) 世帯の状況

① 世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は、令和2年では5,894世帯で、平成17年から564世帯の減少となっています。1世帯あたり人員は、平成17年以降減少傾向で推移しており、令和2年では2.04となっています。



資料：国勢調査

② 世帯の家族類型

世帯の数は、令和2年では5,894世帯で核家族は減少傾向にあります。一方、単独世帯は増加傾向で総数の約4割を占めています。

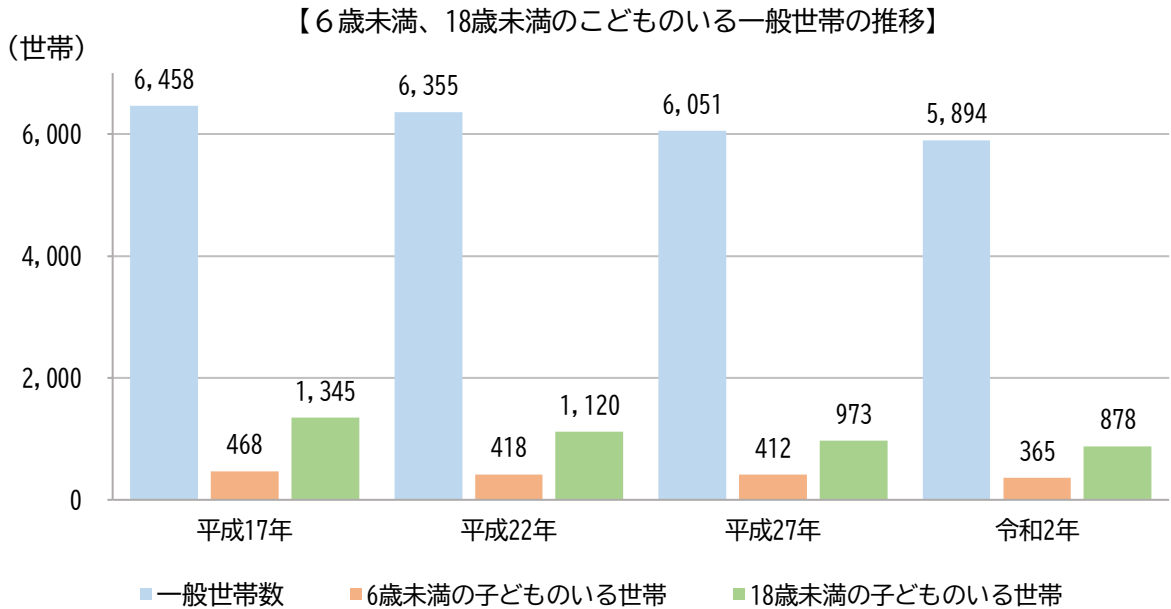
区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	6,458	6,355	6,051	5,894
A 家族世帯	4,619	4,313	3,950	3,554
I 核家族世帯	4,299	4,029	3,705	3,359
(1) 夫婦のみ	1,964	1,937	1,816	1,641
(2) 夫婦と子ども	1,771	1,506	1,327	1,189
(3) 男親と子ども	86	108	101	72
(4) 女親と子ども	478	480	461	457
II その他の親族世帯	320	284	245	195
B 非親族世帯	15	17	21	22
C 単独世帯	1,824	2,025	2,080	2,317
父子世帯(再掲)	106	94	102	104
母子世帯(再掲)	18	22	20	17

資料：国勢調査

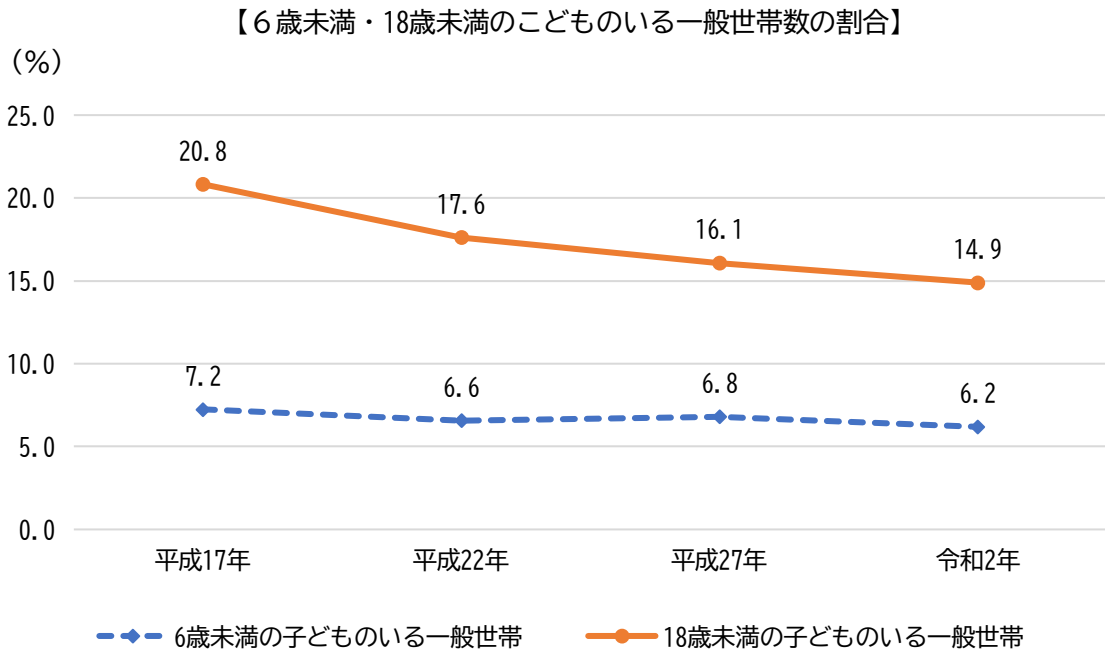
③ 6歳未満、18歳未満のこどものいる一般世帯数の推移

6歳未満のこどものいる世帯は、令和2年では365世帯で平成17年から103世帯の減少となり、全体に占める割合は6.2%となっています。

また、18歳未満のこどものいる世帯は、令和2年では878世帯で平成17年から467世帯の減少となり、全体に占める割合は14.9%となっています。



資料：国勢調査

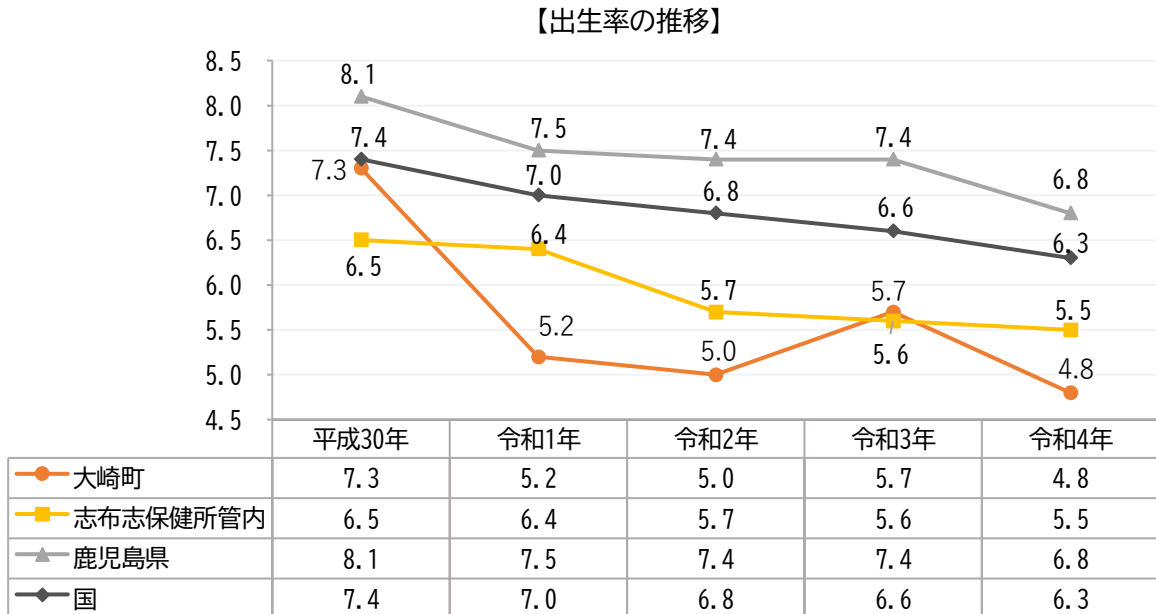


資料：国勢調査

(4) 出生の状況

① 出生率の推移

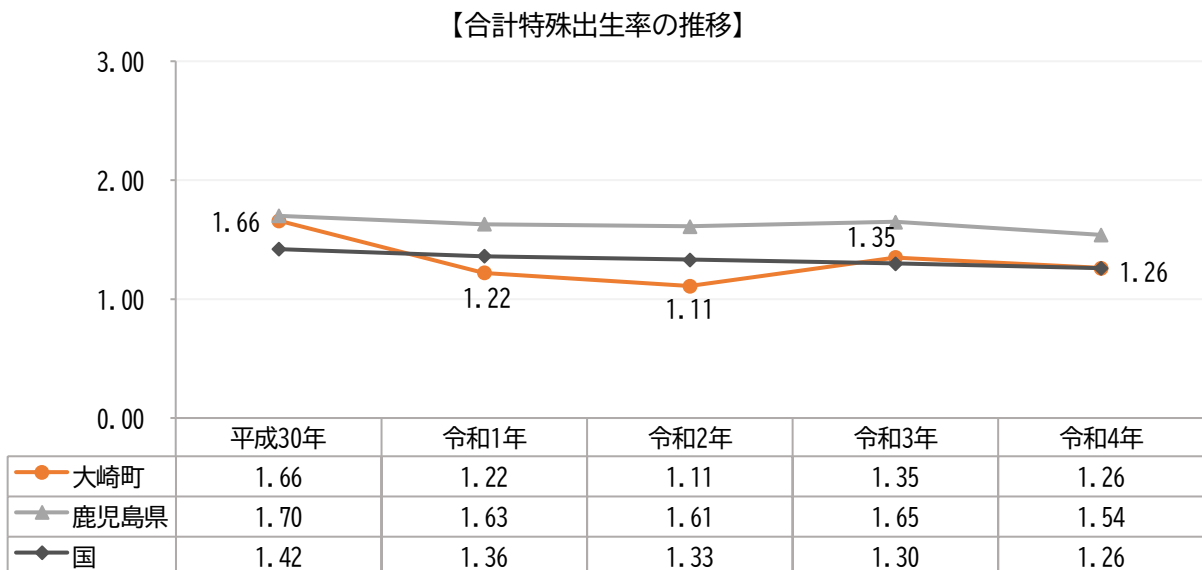
出生率は、平成30年では7.3でしたが、令和1年にかけて大きく減少し、令和4年には4.8と最も低く推移しています。鹿児島県、国と比較すると、出生率は低い傾向にあります。



資料：人口動態統計

② 合計特殊出生率の推移

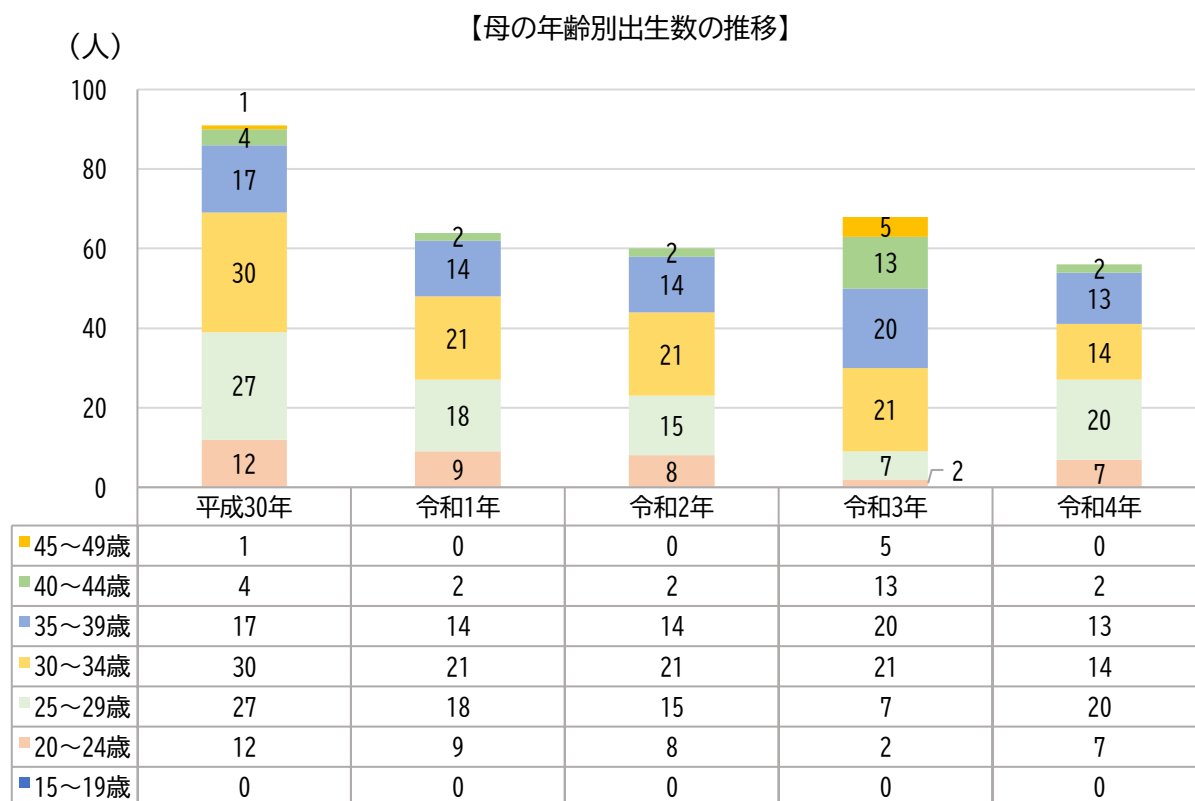
一人の女性が一生の間に生むこどもの数の平均を示す合計特殊出生率については、平成30年では1.66でしたが、令和4年では1.26となっています。



資料：人口動態統計調査より算出

③ 母の年齢別出生数の推移

母の年齢別出生数は、平成30年では30～34歳の出生数は30人でしたが、令和4年では14人となり、16人減少しています。一方、令和4年では20～24歳、25～29歳の出生数が令和3年と比較して増加しています。



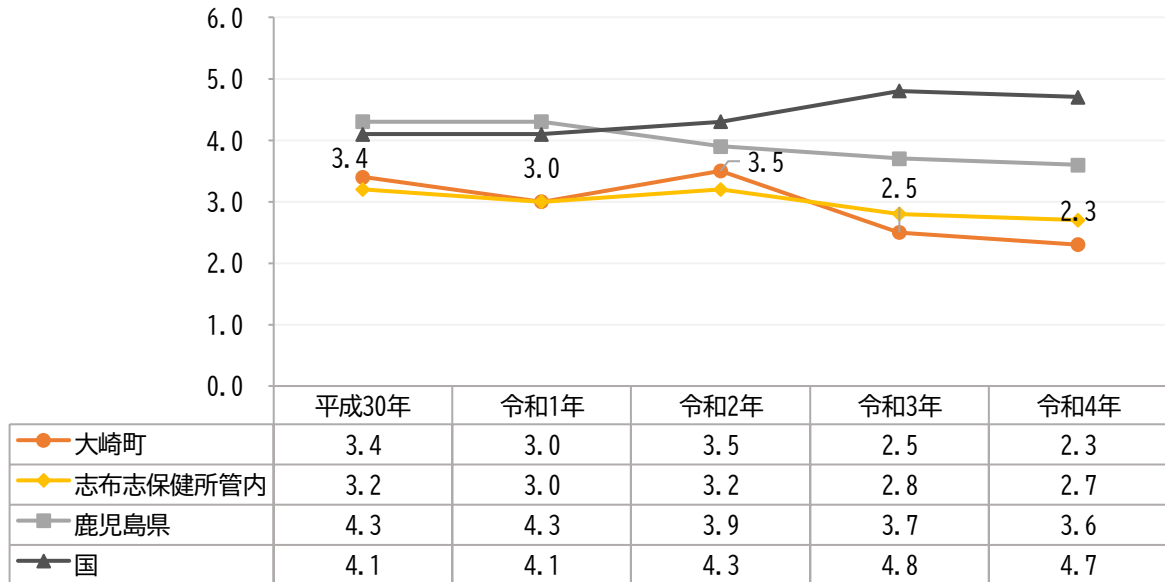
資料：人口動態統計

(5) 婚姻等の状況

① 婚姻率の推移

婚姻率は、令和2年では3.5でしたが、令和3年に2.5まで減少し、令和4年では2.3と最も低く推移しています。鹿児島県、国と比較すると、婚姻率は低い傾向にあります。

【婚姻率の推移】

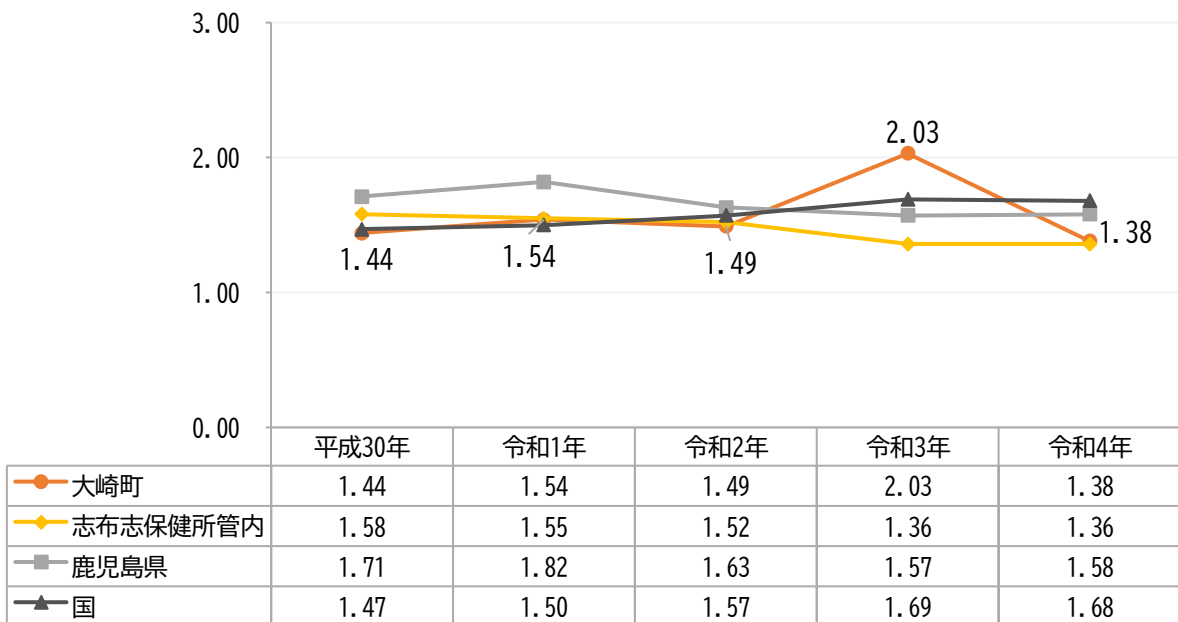


資料：人口動態統計

② 離婚率の推移

離婚率は、令和3年には2.03となりましたが、令和4年では1.38となり最も低く推移しています。

【離婚率の推移】

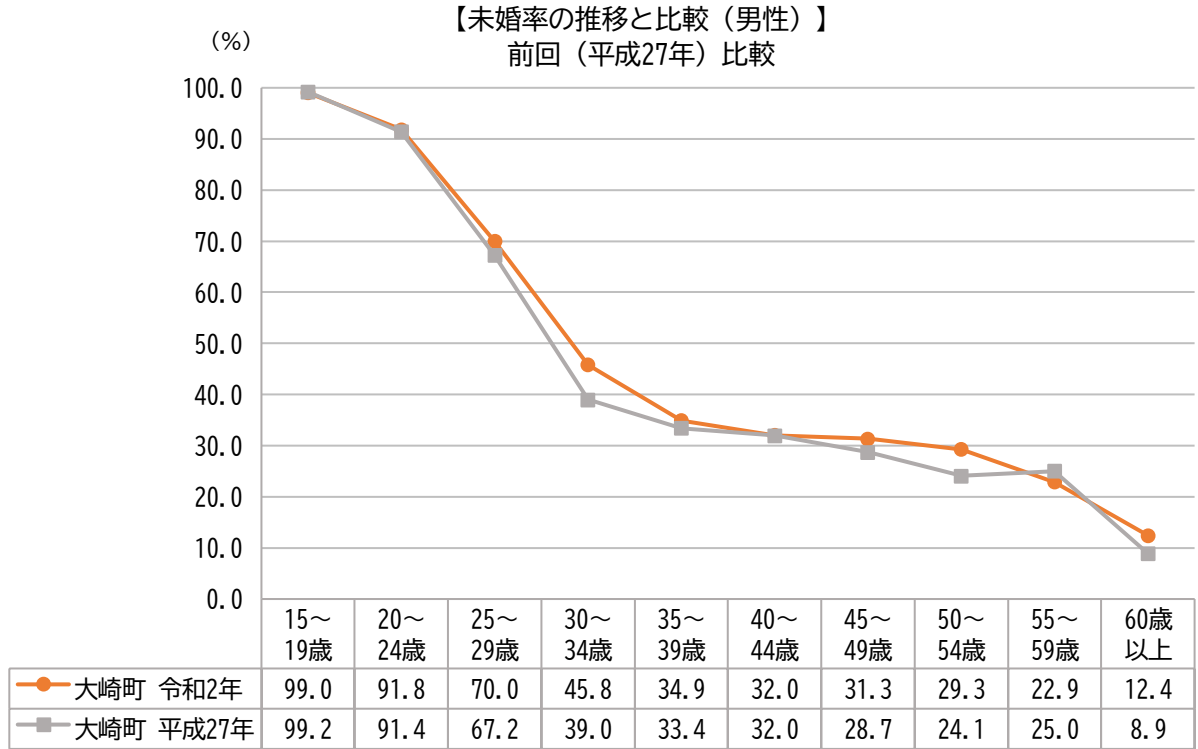


資料：人口動態統計

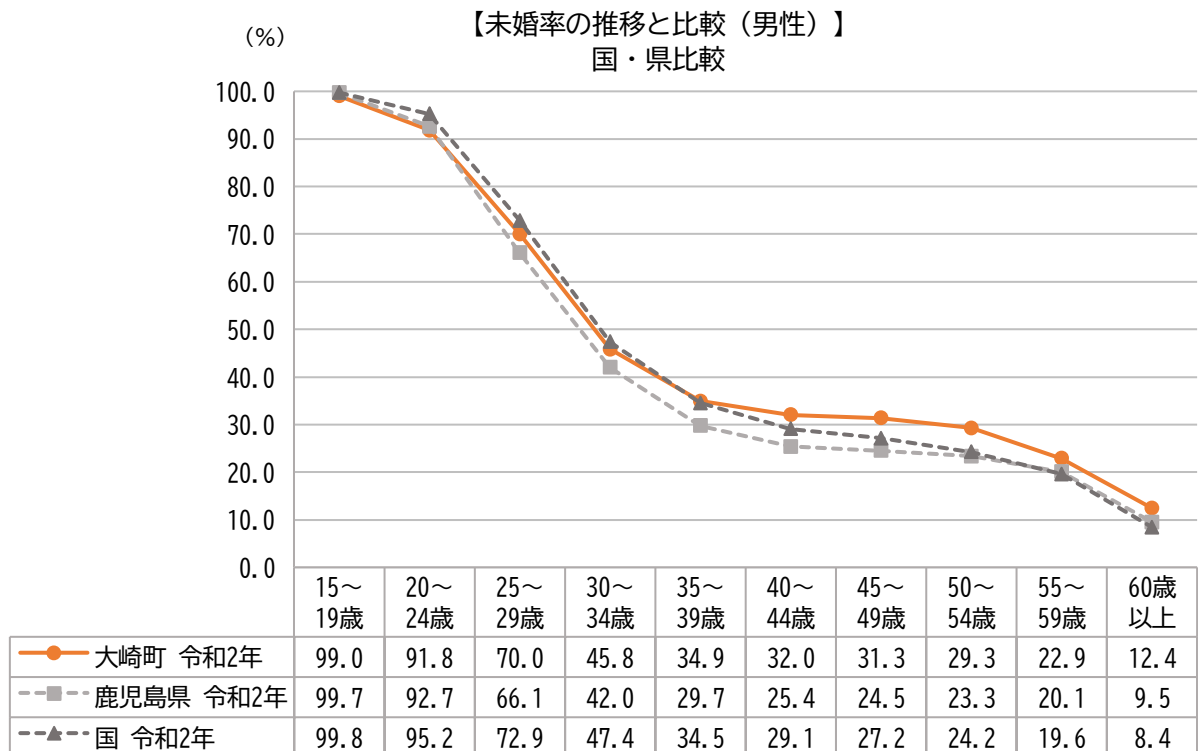
③ 未婚率の推移と比較

令和2年の男性の未婚率は、平成27年と比較すると、全体的に上回っていますが、特に30～34歳、50～54歳では5.0ポイント以上増加しています。

40歳以上では鹿児島県や国と比較して、高く推移しています。



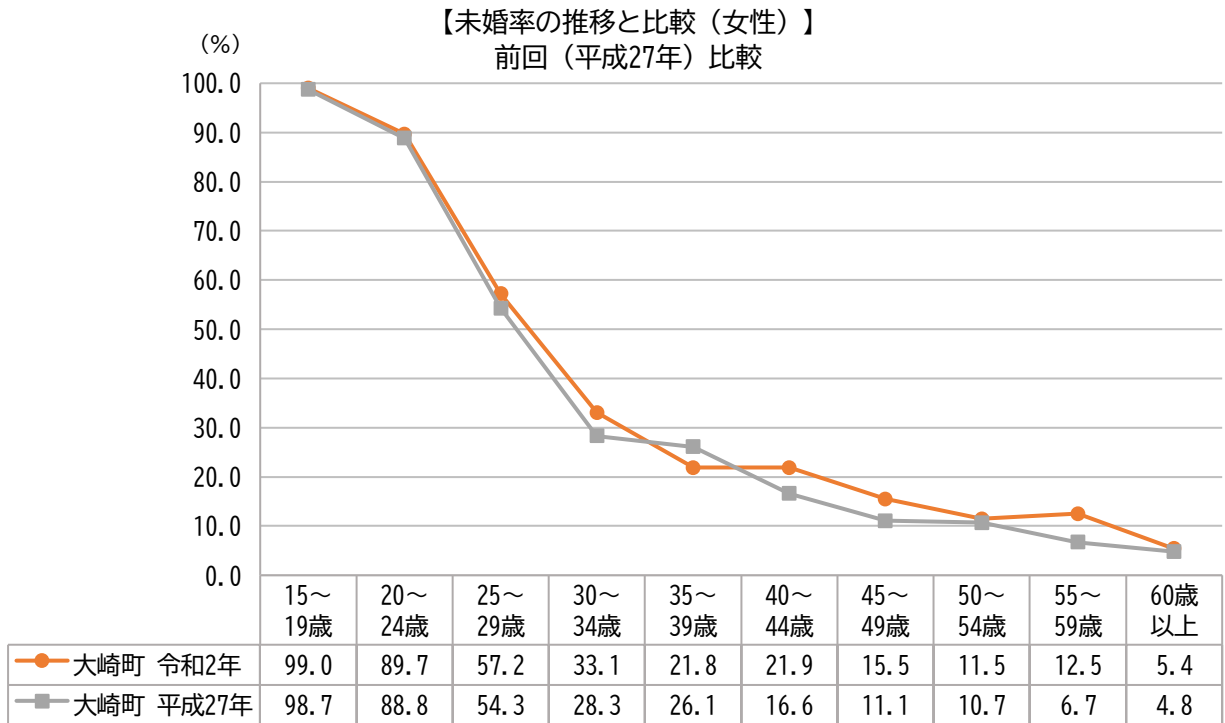
資料：国勢調査



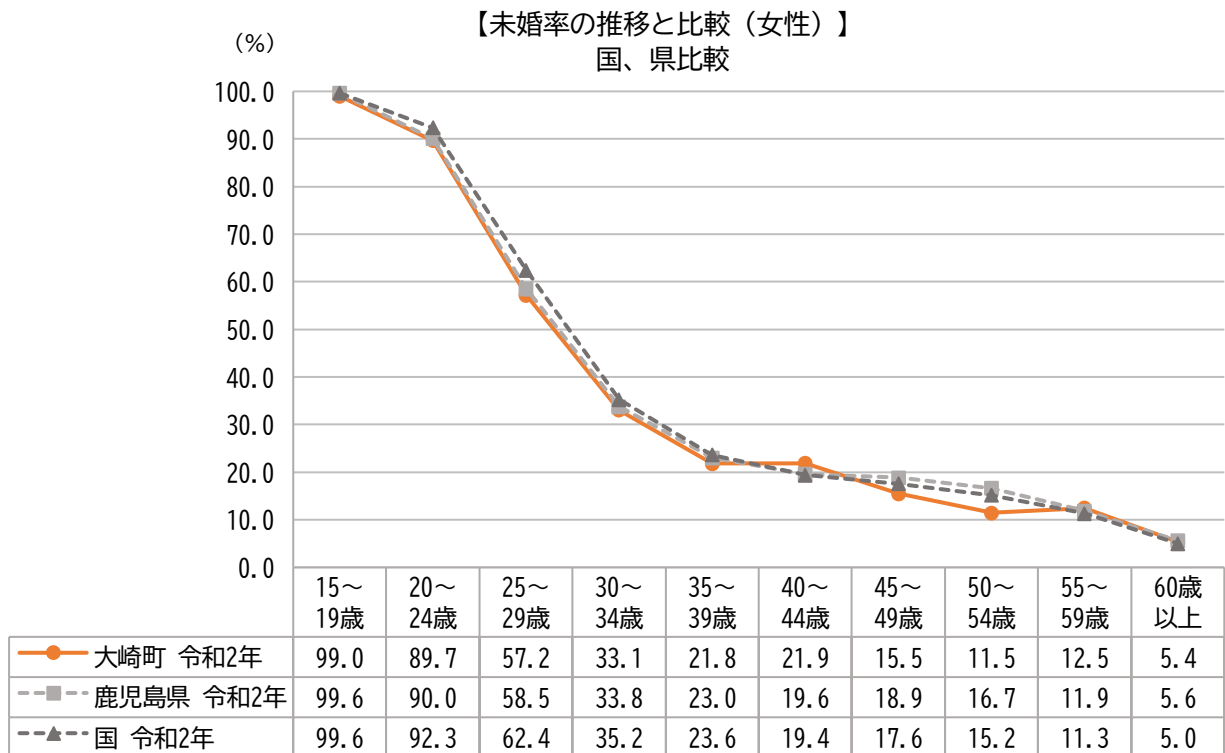
資料：国勢調査

令和2年の女性の未婚率は、平成27年と比較すると、35～39歳では4.3ポイント減少していますが、その他の年齢層では平成27年を上回っています。

50～54歳の未婚率は鹿児島県や国と比較して低い傾向にあります。その他の年齢層ではほぼ水準となっています。



資料：国勢調査

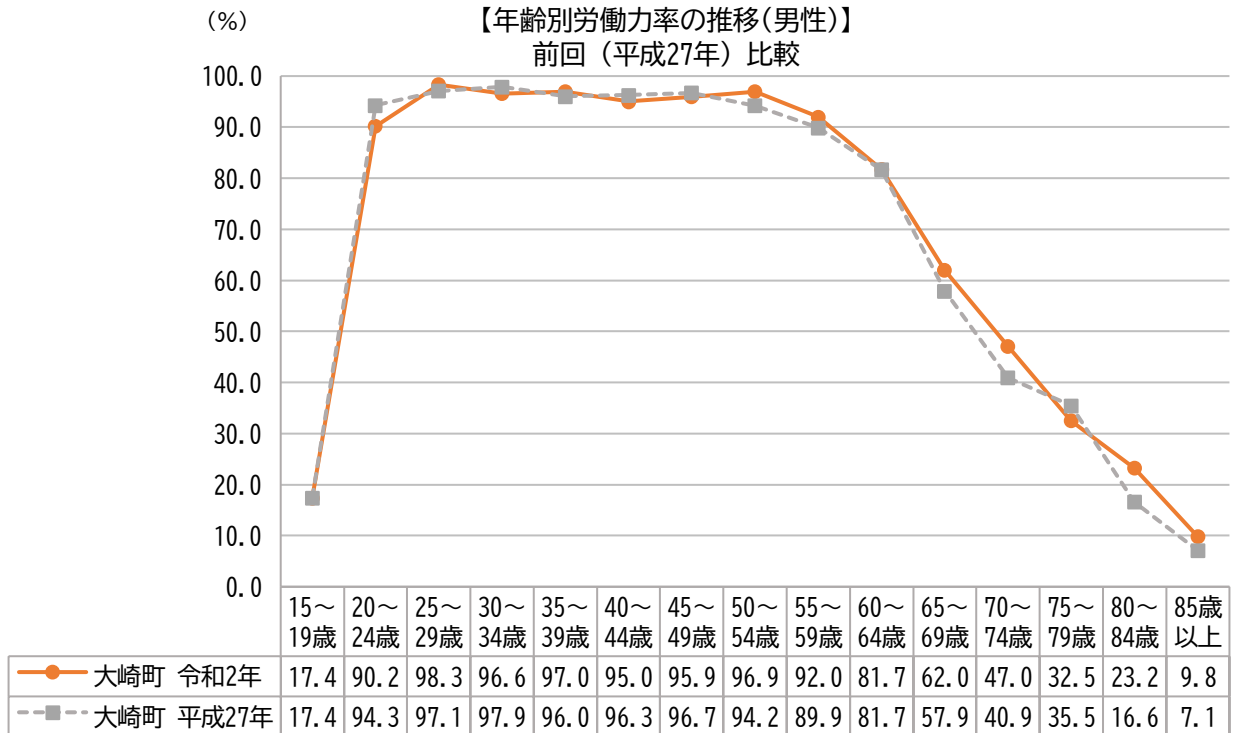


資料：国勢調査

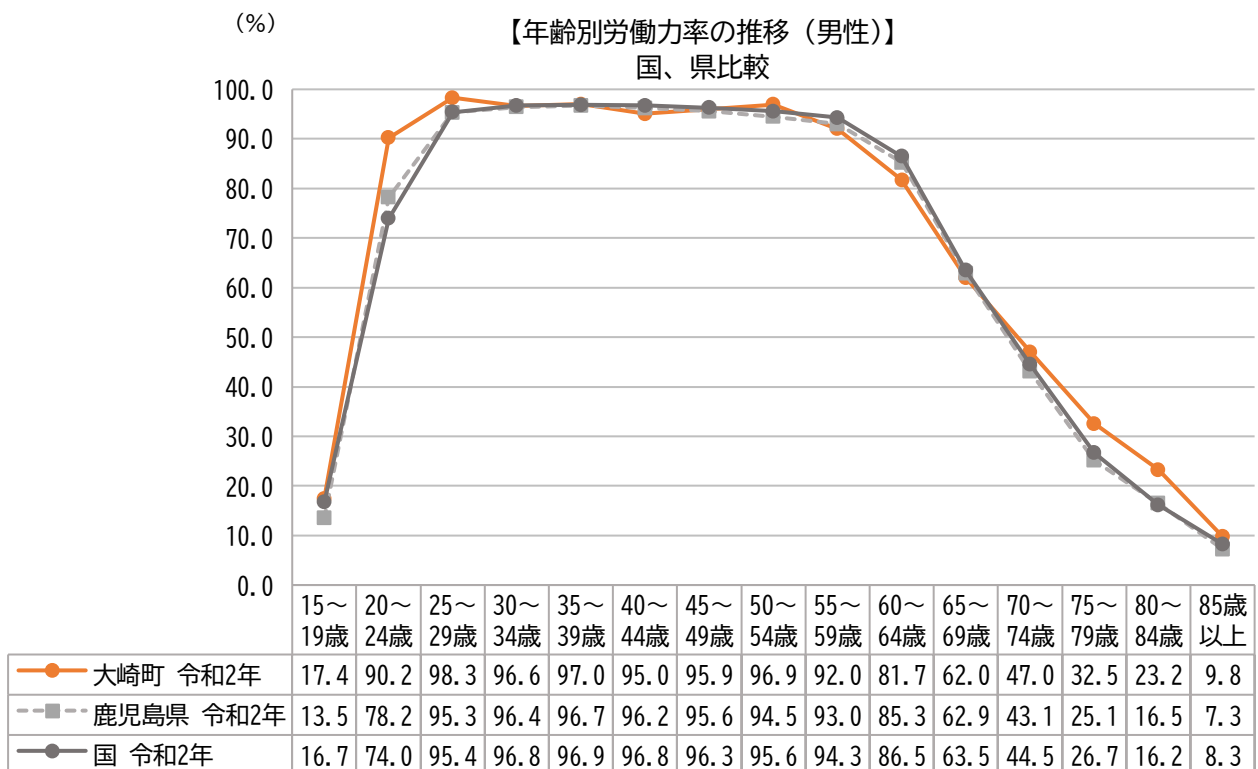
(6) 労働の状況

① 年齢別労働力率の推移

令和2年の男性の労働力率は、平成27年と比較すると、20～24歳では4.1ポイント減少していますが、50歳以上では概ね前を上回っています。20～24歳、25～29歳、70歳以上では鹿児島県や国を上回っています。

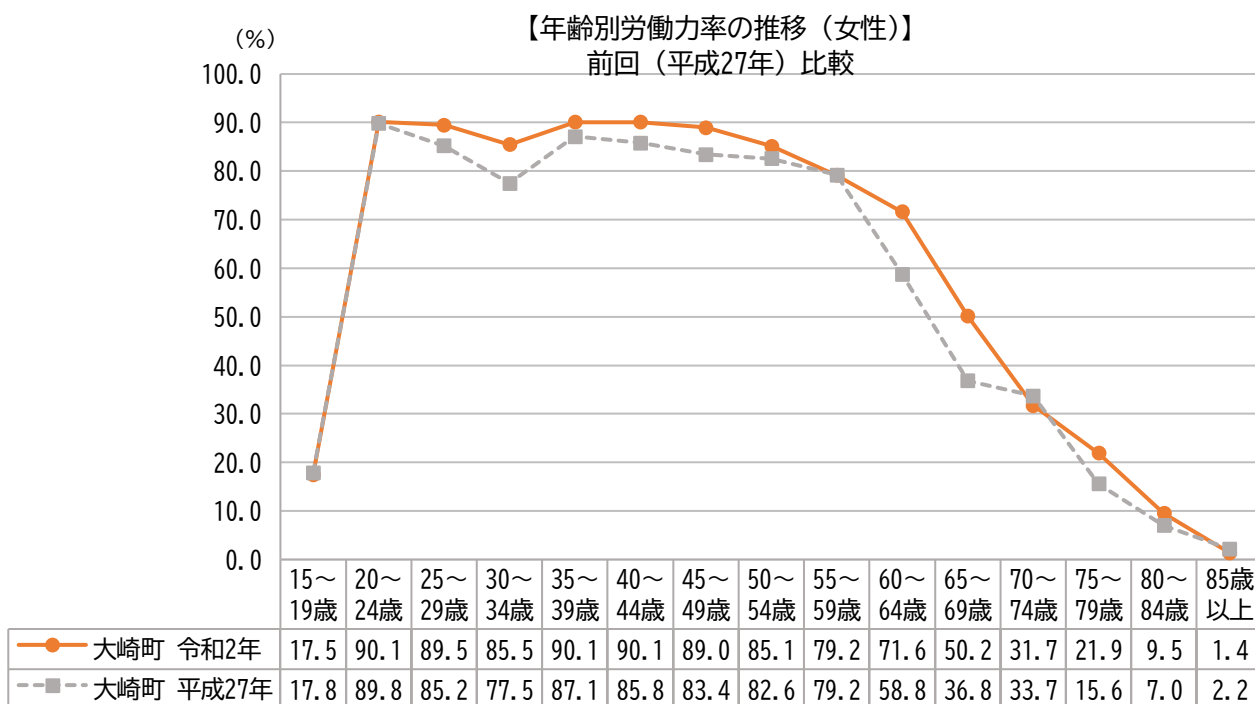


資料：国勢調査

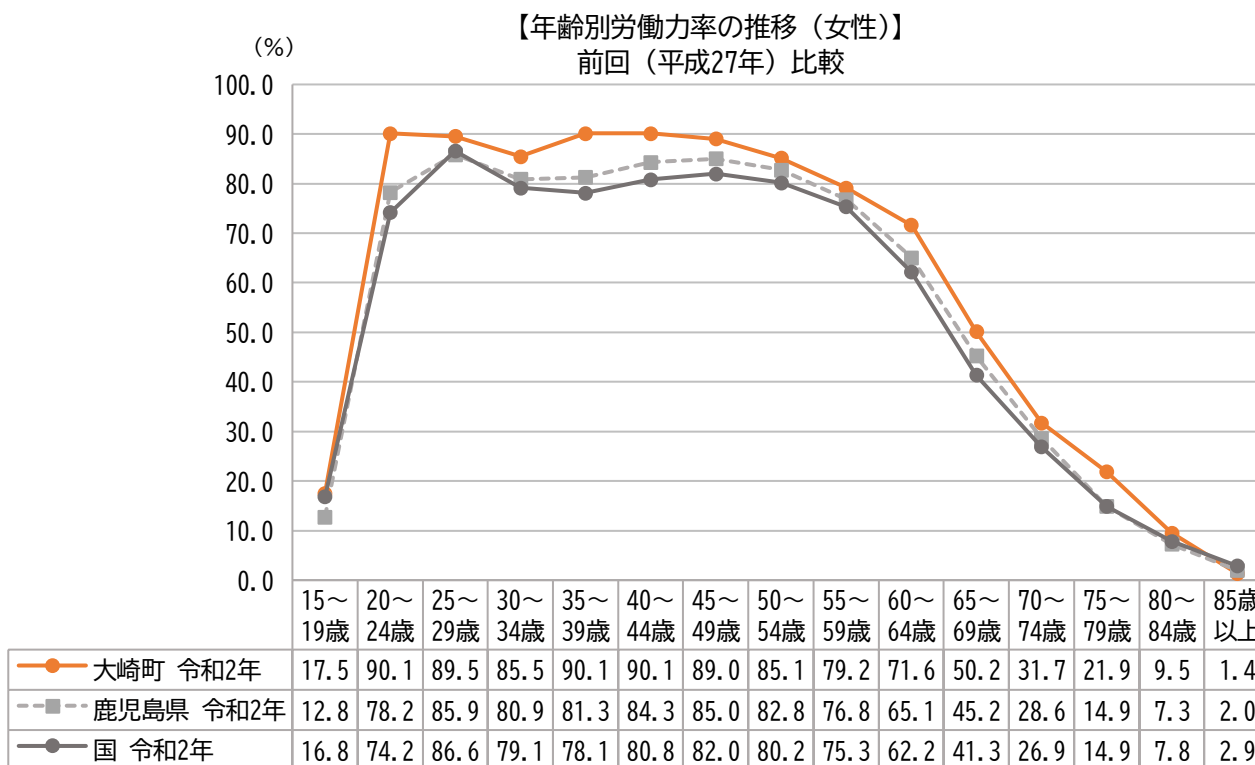


資料：国勢調査

令和2年の女性の労働力率は、概ね全ての年齢層で平成27年を上回っています。鹿児島県、国と比較して、女性の労働力率は高い傾向にあります。



資料：国勢調査

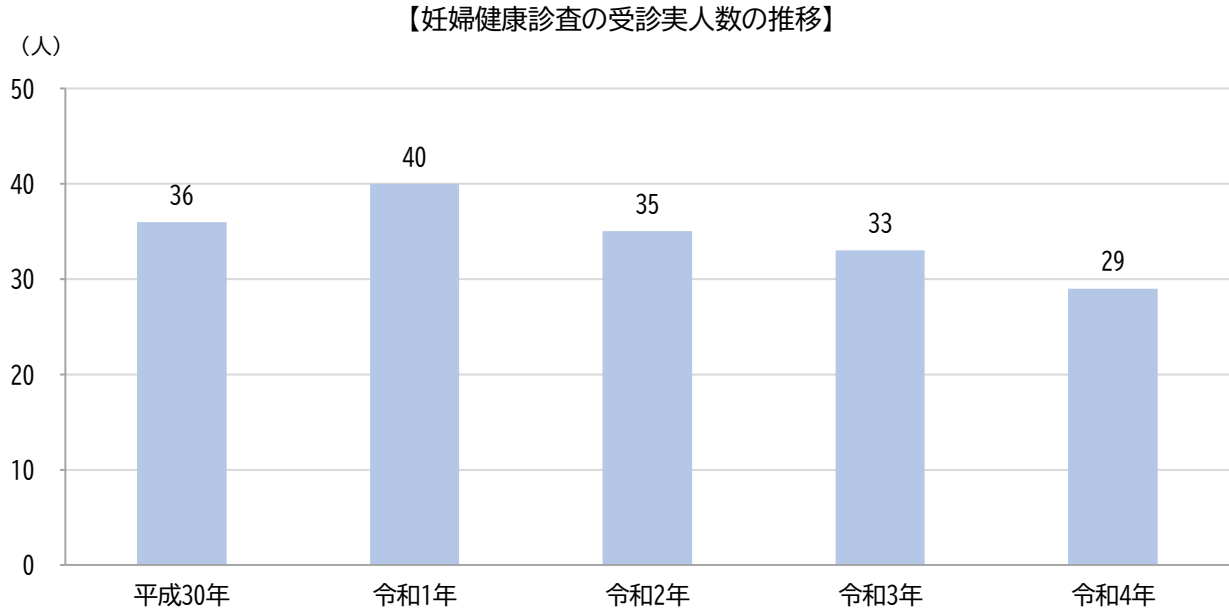


資料：国勢調査

(7) 母子保健に関する状況

① 妊婦健康診査の受診実人数

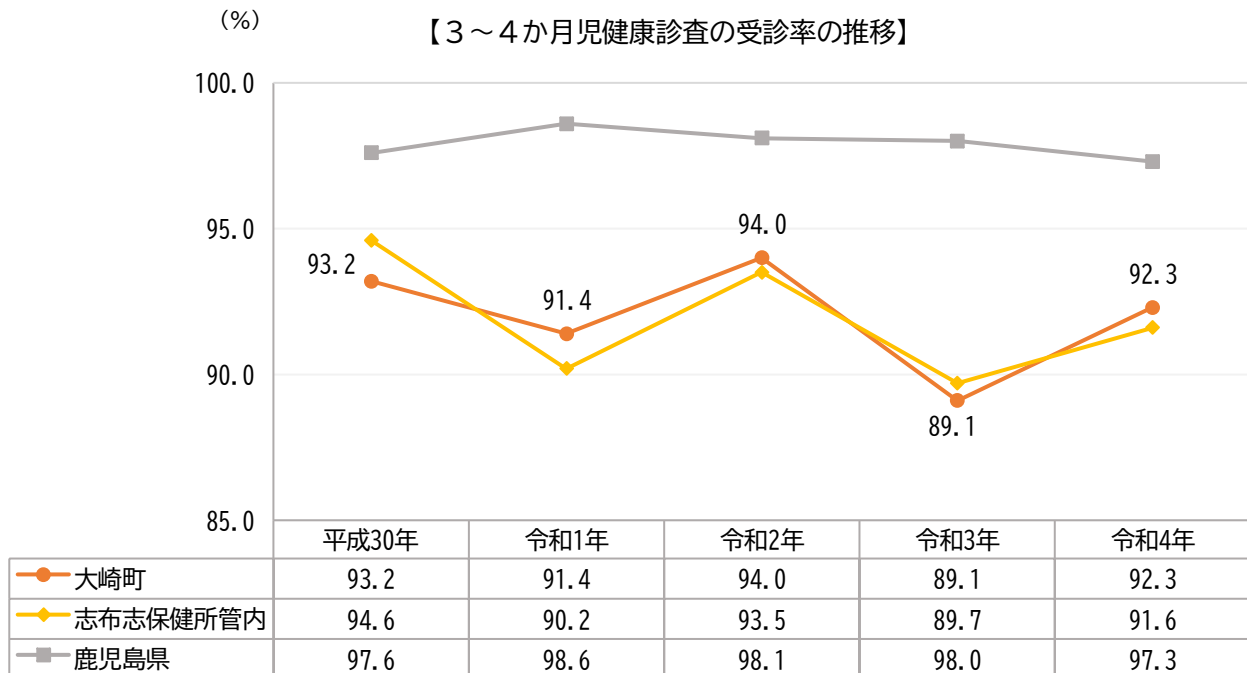
妊婦健康診査の受診実人数は、令和4年では29名となっています。



資料：鹿児島県の母子保健

② 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

乳児（3～4か月児）の健康審査の受診率は、令和3年が89.1%と低くなっていますが、概ね90%前後で推移しています。鹿児島県の受診率と比較すると低い傾向にあります。

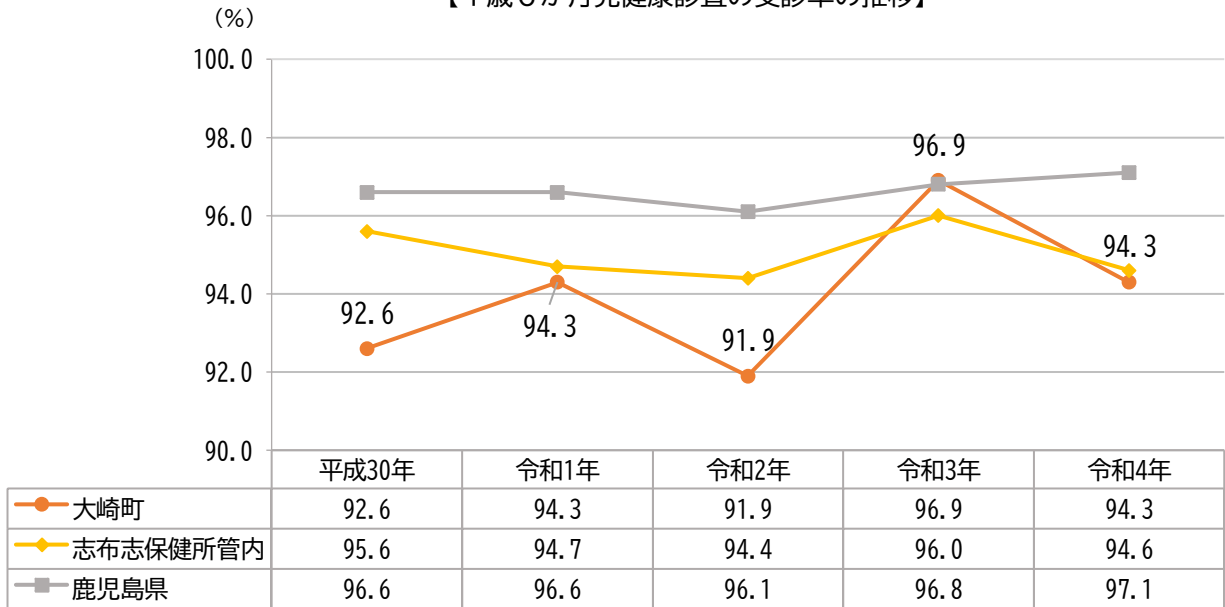


資料：鹿児島県の母子保健

③ 1歳6か月児健康診査受診率

1歳6か月児健康診査受診率は、令和2年には91.9%に減少していますが、令和3年には96.9%、令和4年は94.3%となっています。

【1歳6か月児健康診査の受診率の推移】

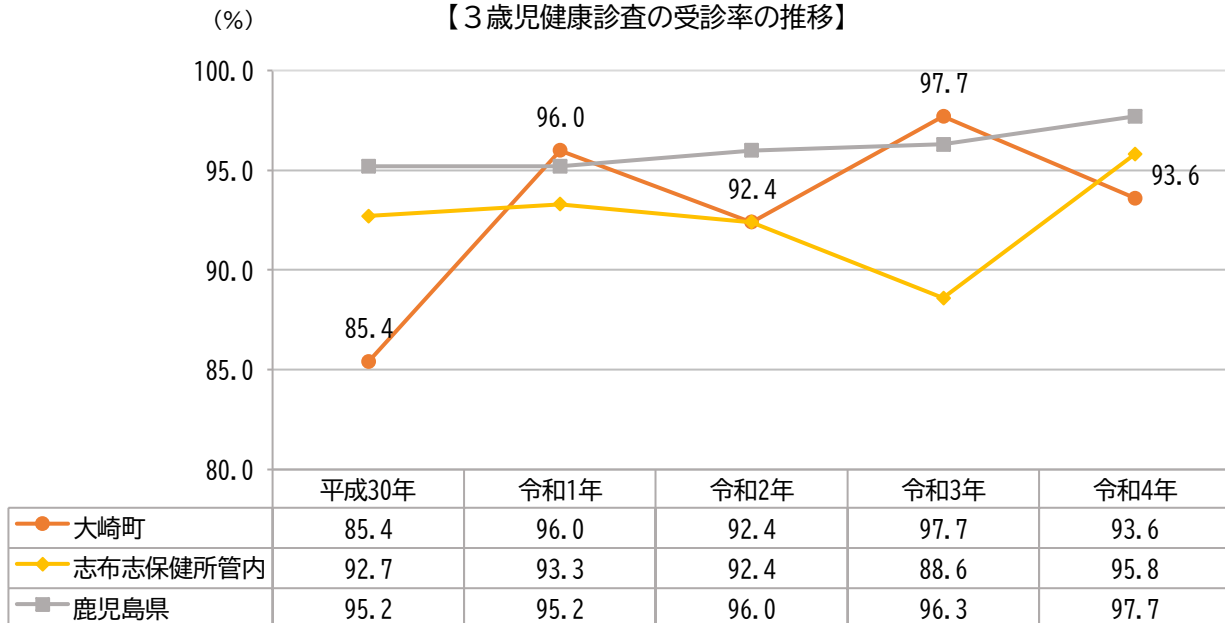


資料：鹿児島県の母子保健

④ 3歳児健康診査受診率

3歳児健康診査受診率は、平成30年では85.4%と低くなっていますが、令和1年には96.0%となり、その後は増減を繰り返し令和4年には93.6%となっています。

【3歳児健康診査の受診率の推移】



資料：鹿児島県の母子保健

⑤ 1歳6か月児むし歯有病率

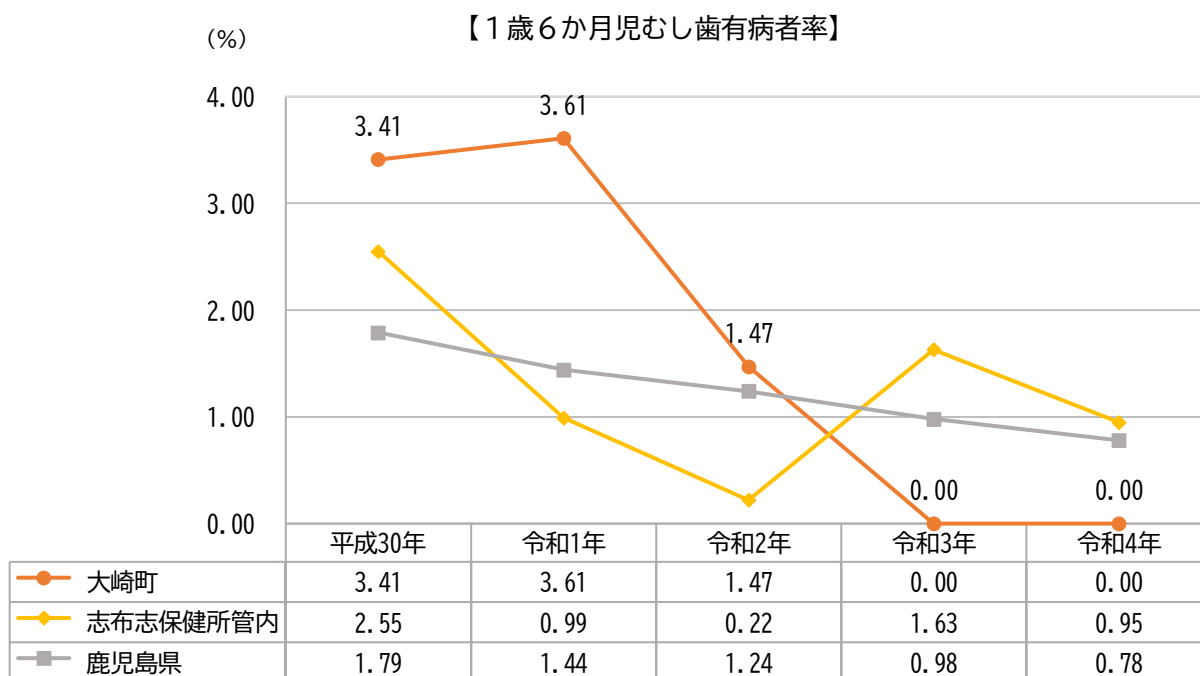
1歳6か月児の歯科健康診査受診率をみると、令和4年では94.30%となっています。

むし歯有病率については、令和1年では3.61%となっていますが、令和2年以降減少し、令和3年、令和4年には0%となっています。

1歳6ヶ月児 歯科健診受診率

	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
大崎町	92.60	94.30	91.90	96.90	94.30
志布志保健所管内	95.60	94.70	94.40	96.00	94.60
鹿児島県	97.20	96.50	96.10	96.50	97.00

資料：鹿児島県の母子保健



資料：鹿児島県の母子保健

⑥ 3歳児むし歯有病率

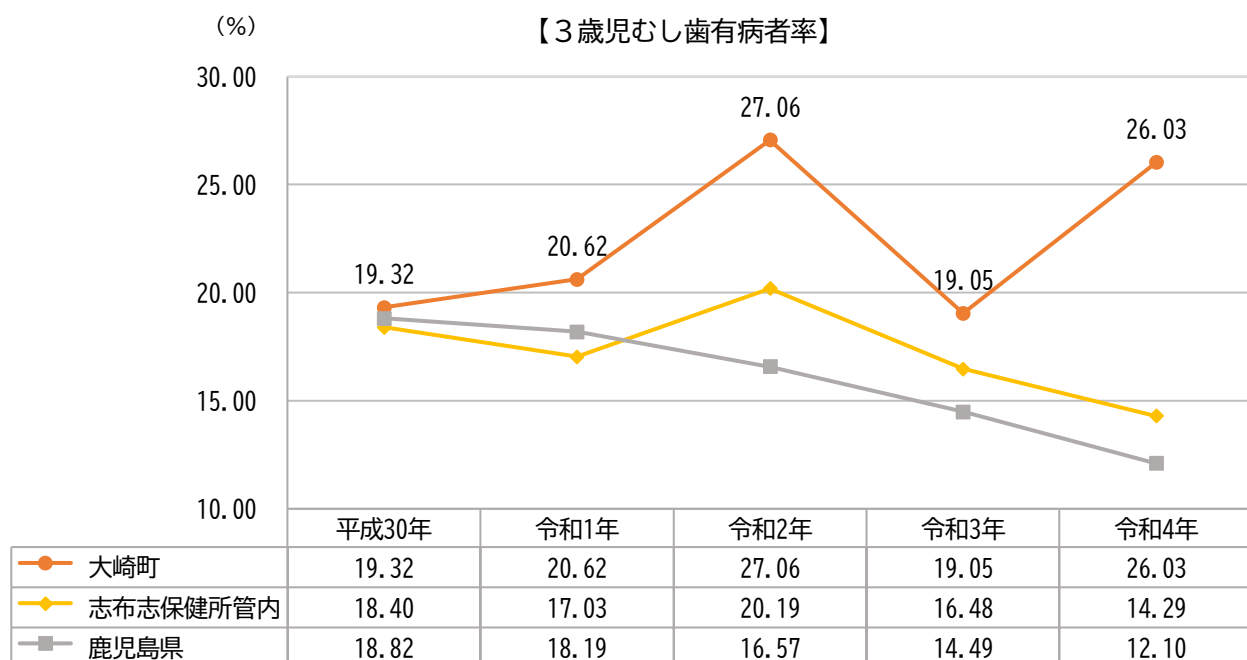
3歳児の歯科健康診査受診率をみると、令和4年では93.60%となっています。

むし歯有病率については、令和2年、令和4年で大きく増加しています。鹿児島県や志布志保健所管内と比較して、むし歯有病率は高い傾向にあります。

3歳児 歯科健診受診率

区分	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
大崎町	85.40	96.00	92.40	97.70	93.60
志布志保健所管内	92.70	93.30	92.40	88.60	95.00
鹿児島県	96.20	95.50	95.90	96.00	96.70

資料：鹿児島県の母子保健



資料：鹿児島県の母子保健

⑦ 大崎町の予防接種実施状況

予防接種実施状況は、以下の通りです。

年次	四種混合		麻疹・風疹		日本脳炎		
	初回	追加	1期	2期	第1期 初回	第1期 追加	第2期
平成30年	104.4	103.4	102.2	89.9	96.8	123.3	64.3
令和1年	92.9	94.6	87.6	83.5	114.1	85.7	91.9
令和2年	100.5	114.5	105.8	97.8	98.4	102.0	89.4
令和3年	98.5	103.2	84.1	93.5	90.1	56.5	19.0
令和4年	100.6	79.7	88.2	89.6	90.1	90.1	157.1

※対象者数は当該年度に新たに標準的接種期間に達した人数であることに對し、接種者数は当該年度に定期予防接種を実施した人数であるため、接種は100%を超える場合があります。

資料：鹿児島県の母子保健

(8) 児童虐待に対する相談件数の推移

児童虐待に対する相談件数は、令和1年度、令和2年度では3件でしたが、徐々に増加し、令和4年には8件となっています。

区分	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談対応件数	3	3	6	8

資料：各年度3月31日現在

2 子育て支援施設等の状況

(1) 保育所の状況

町内には2か所の保育所があり、定員 60 人、入所児童数 55 人となっています。

■保育所の定員、入所児童数及び待機児童数

年次	園数	定員	入所児童数	待機児童数
令和2年度	2	95	101	0
令和3年度	2	95	85	0
令和4年度	2	95	76	0
令和5年度	2	80	67	0
令和6年度	2	60	55	0

資料：各年度5月1日現在

■認可保育所一覧

No.	名称	定員数
1	菱田保育園	30
2	中沖保育園	30

令和6年4月1日現在

(2) 幼稚園の状況

町内には、現在幼稚園はありません。

■幼稚園の定員、利用児童数

年次	園数	定員	入所児童数
令和2年度	0	0	0
令和3年度	0	0	0
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0
令和6年度	0	0	0

資料：各年度5月1日現在

(3) 認定こども園の状況

町内には5か所の認定こども園があり、令和6年度の実績では定員320人、利用児童数309人となっています。

■認可こども園の定員、利用児童数

区分	園数	定員	入所児童数
令和2年度	5	400	417
令和3年度	5	385	393
令和4年度	5	340	339
令和5年度	5	330	331
令和6年度	5	320	309

資料：各年度5月1日現在

■認定こども園一覧

No.	名称	定員数
1	幼保連携型認定こども園 野方保育園	70
2	幼保連携型認定こども園 南光保育園	65
3	幼保連携型認定こども園 大崎保育園	65
4	認定こども園 大丸保育園	35
5	認定こども園 大崎幼稚園	85

令和6年4月1日現在

(4) 地域子育て支援センターの利用状況

町内には、1か所の地域子育て支援センターがあります。令和5年の延べ人数は2,927人となっています。

■地域子育て支援センター利用の年間延べ人数の推移

区分	利用者	子ども	保護者
令和1年度	3,055	1,556	1,499
令和2年度	2,377	1,266	1,111
令和3年度	3,355	1,716	1,639
令和4年度	2,954	1,514	1,440
令和5年度	2,927	1,460	1,467

資料：各年度3月31日現在

■地域子育て支援センター一覧

No.	名称
1	子育て支援センターひよこクラブ

令和6年4月1日現在

(5) 放課後児童クラブの状況

町内には6か所の放課後児童クラブがありますが、そのうち1か所については現在休止中となっています。令和6年度の定員は180名、利用者は223名となっています。

■放課後児童クラブの定員、利用者数

区分	定員	1～3年生利用者	4～6年生利用者
令和2年度	220	165	35
令和3年度	220	155	43
令和4年度	220	175	41
令和5年度	220	165	48
令和6年度	180	193	30

資料：各年度4月1日現在 延べ

■放課後児童クラブ一覧

No.	名称	定員数
1	ちびっこ児童クラブ	40
2	なんこう放課後児童クラブ	30
3	おおさき放課後児童クラブ	30
4	大崎幼稚園学童保育フレンズ	40
5	寺子屋クラブ	40
6	大丸学童歩保育フレンズ	休止中

令和6年4月1日現在

3 子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果概要

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

I～VII 令和6年2月から3月に実施しました。

VIII 令和6年8月に実施しました。

※IV 中学生、V 中学生保護者調査については、再調査を令和6年9月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

ア) 調査対象者

本町に居住する未就学児童保護者、小学5・6年生の児童及びその保護者、中学1・2年生の生徒及びその保護者、高校1・2年生の生徒及びその保護者、16～39歳までの町民。

イ) 調査方法

I～VII 園、学校を通じての直接配付・回収及びインターネットによる回収。

VIII 郵送による配付・回収及びインターネットによる回収。

③ 対象世帯数、有効回答数、有効回答率

	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
I 就学前児童保護者	368 件	61 件	16.6%
II 小学生	342 件	183 件	53.5%
III 小学生保護者	342 件	76 件	22.2%
IV 中学生	311 件	251 件	80.7%
V 中学生保護者	285 件	226 件	79.3%
VI 高校生	100 件	17 件	17.0%
VII 高校生保護者	100 件	24 件	24.0%
VIII こども・若者	1,300 件	321 件	24.7%

(2) 集計処理について

- ・グラフ中の「n=」は、母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。
- ・集計結果は百分率で算出し、四捨五入の関係上、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の場合は、回答者実数より多くなっている場合があります。

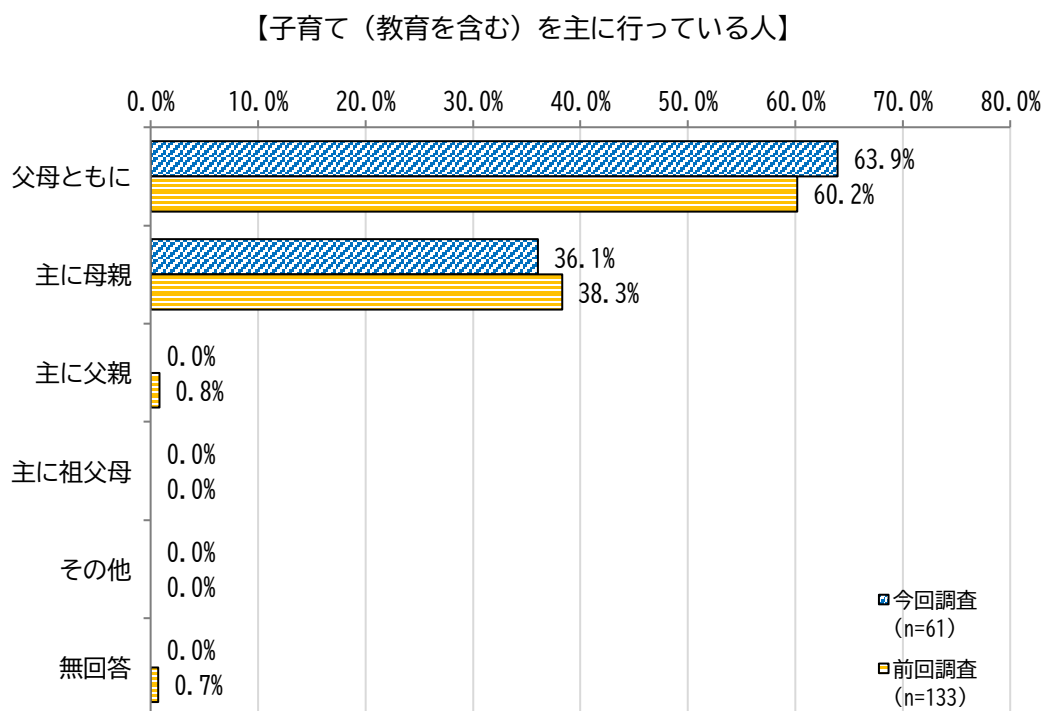
(3) ニーズ調査結果概要

① 就学前児童保護者

ア) 子育て（教育を含む）を主に行っている人

子育て（教育を含む）を主に行っている方については、「父母ともに」が63.9%、「主に母親」が36.1%で多くなっています。

前回調査との比較では、「父母ともに」は3.7ポイント増加しています。

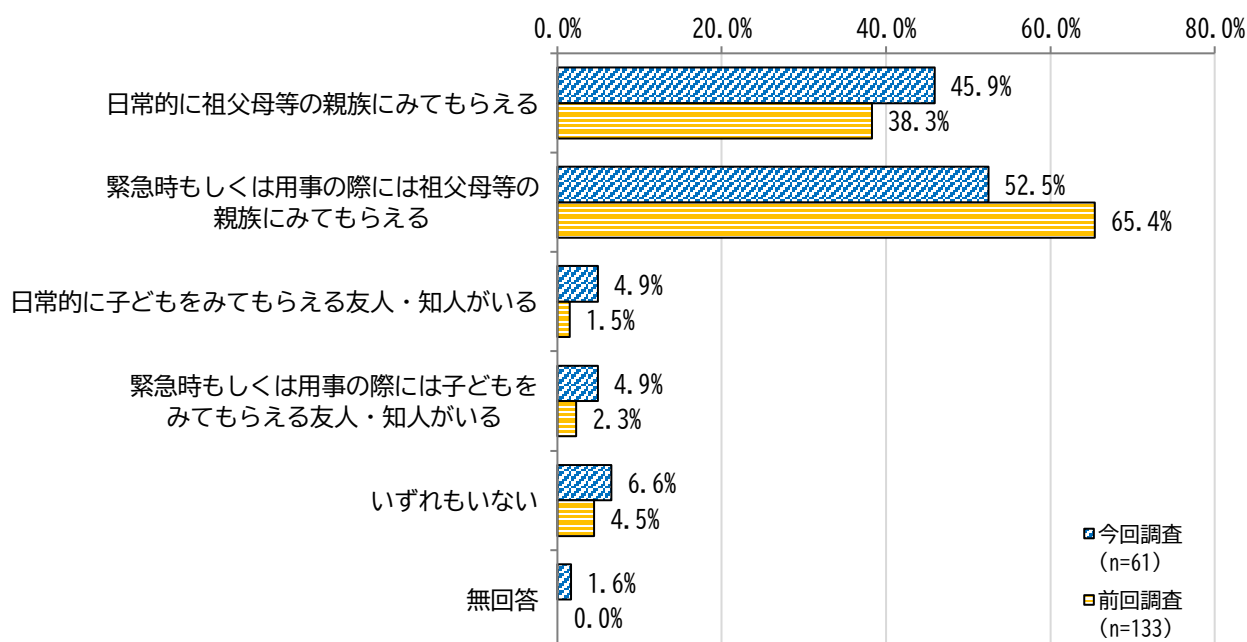


イ) 子どもの育ちをめぐる環境

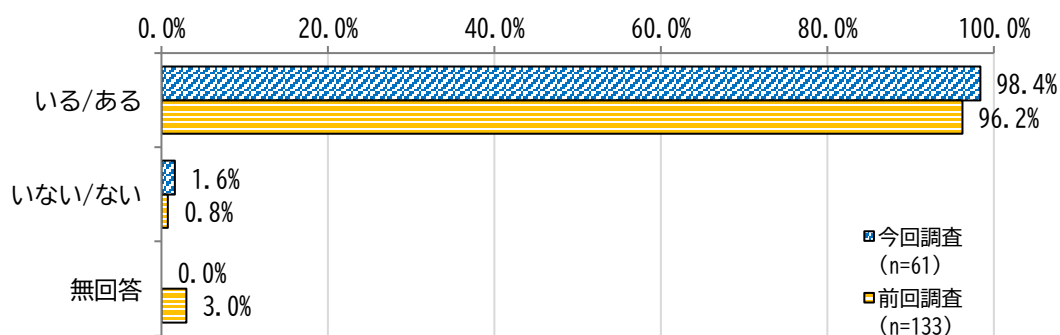
子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」がそれぞれ半数と、大きな割合を占めています。前回調査との比較では、祖父母等の親族にみてもらえる状況について、「緊急時もしくは用事の際」が大きく減少した一方で、「日常的」にみてもらえると回答した人は7.6ポイント増加しています。「いずれもない」と回答した割合は、今回調査では6.6%となり、前回よりわずかに増加しています。

また、子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人の有無については、「いる/ある」との回答が98.4%を占め、「いない/ない」はわずか1.6%となっています。

【子どもをみてもらえる親族・知人の有無】



【子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人】

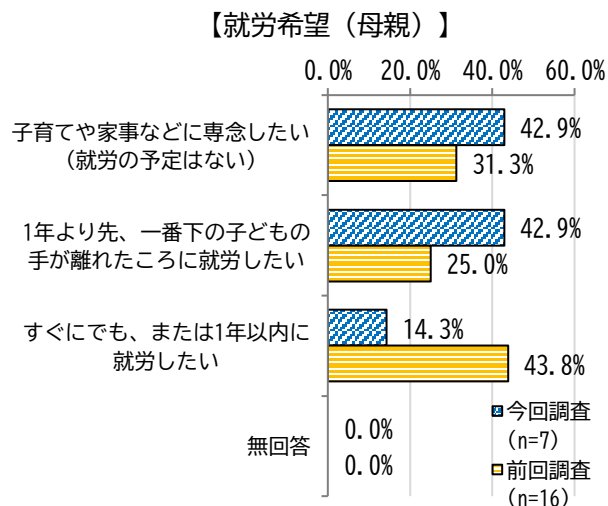
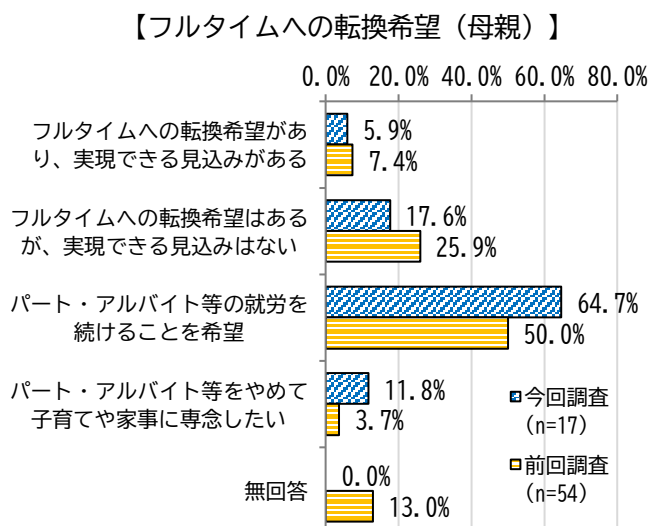
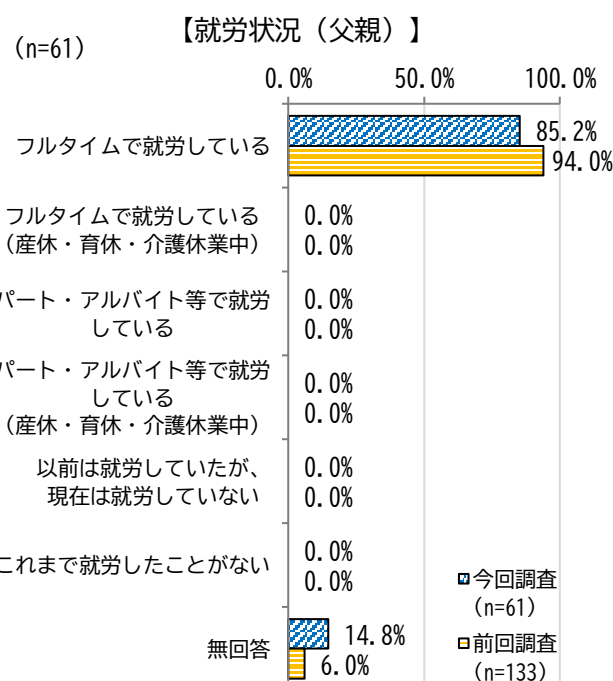
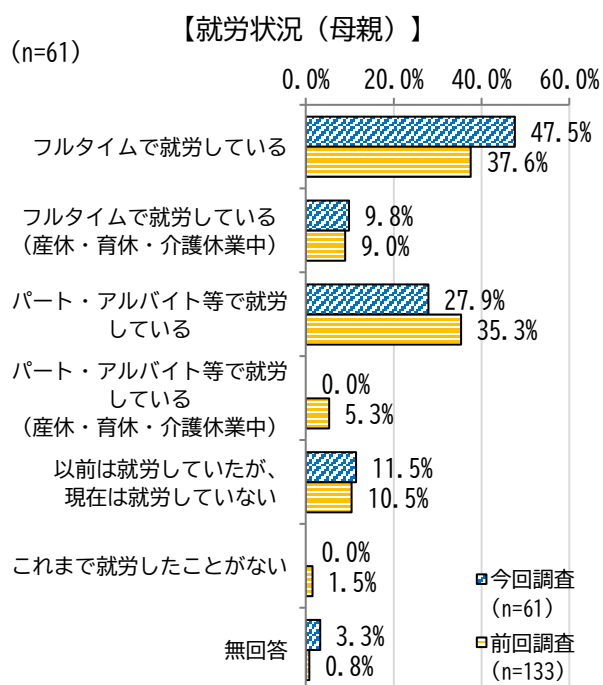


ウ) 保護者の就労状況

母親の就労状況については、「フルタイム」が57.3%、「パート・アルバイト」が27.9%を占め、85.2%の人が『就労している』と回答しています。「現在就労していない」と回答した割合は11.5%となっています。前回調査との比較では、「パート・アルバイト」の割合が減少し、「フルタイム」の割合が10.7ポイント増加しています。父親の就労状況については、「フルタイム」が85.2%となっています。

「パート・アルバイト等」で就労している母親に、フルタイムへの転換希望を聞いたところ、転換希望があると答えた人は全体の23.5%となっています。そのうち、「実現できる見込みがある」と回答したのは5.9%となっています。

また、「現在就労していない」母親に、就労の希望を聞いたところ、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」、「1年より先、一番下の子どもの手が離れたところに就労したい」がいずれも42.9%と高い割合を占めています。

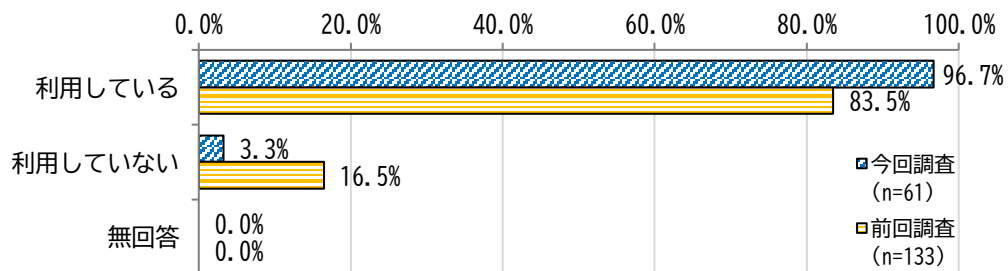


エ) 平日の定期的な教育・保育事業の利用

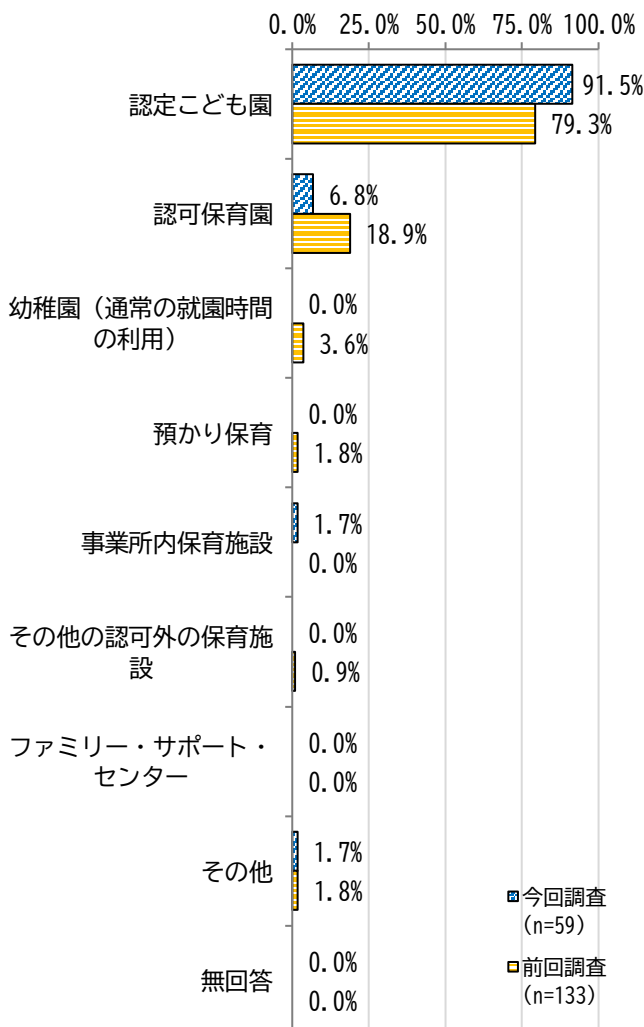
平日の定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が96.7%、「利用していない」が3.3%となっています。前回調査との比較では、「利用していない」人の割合は大きく減少し、「利用している」人が13.2ポイント増加しています。

年間を通じて定期的に利用している事業については、「認定こども園」が91.5%と高い割合を占めています。前回調査との比較では、「認可保育園」が大きく減少した一方、「認定こども園」が12.2ポイント増加しています。今後定期的に利用したい事業についても、「認定こども園」が77.0%と高くなっています。

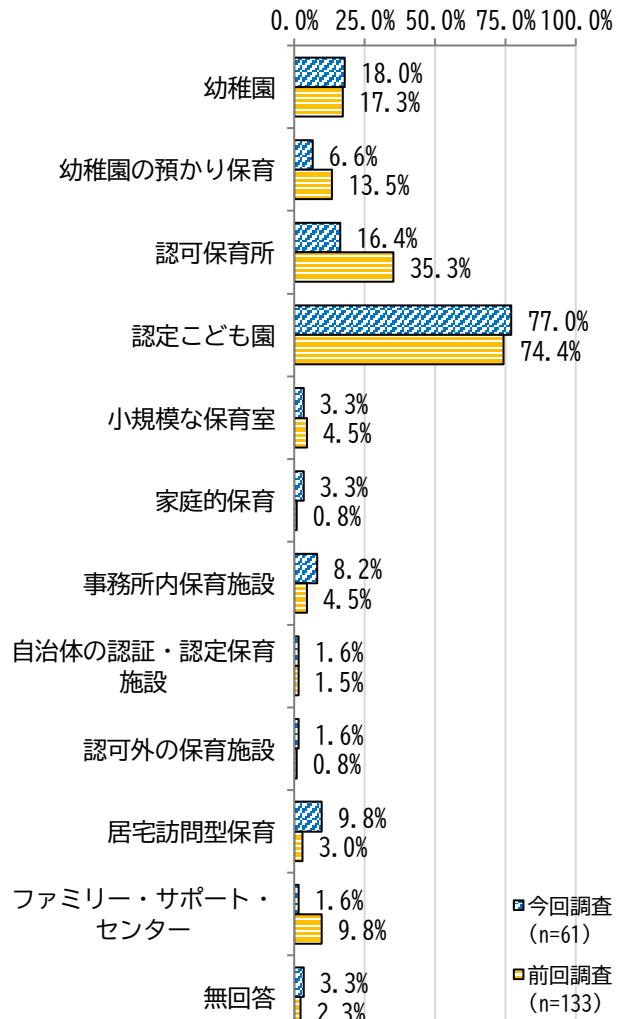
【定期的教育・保育事業の利用状況】



【定期的に利用している事業】



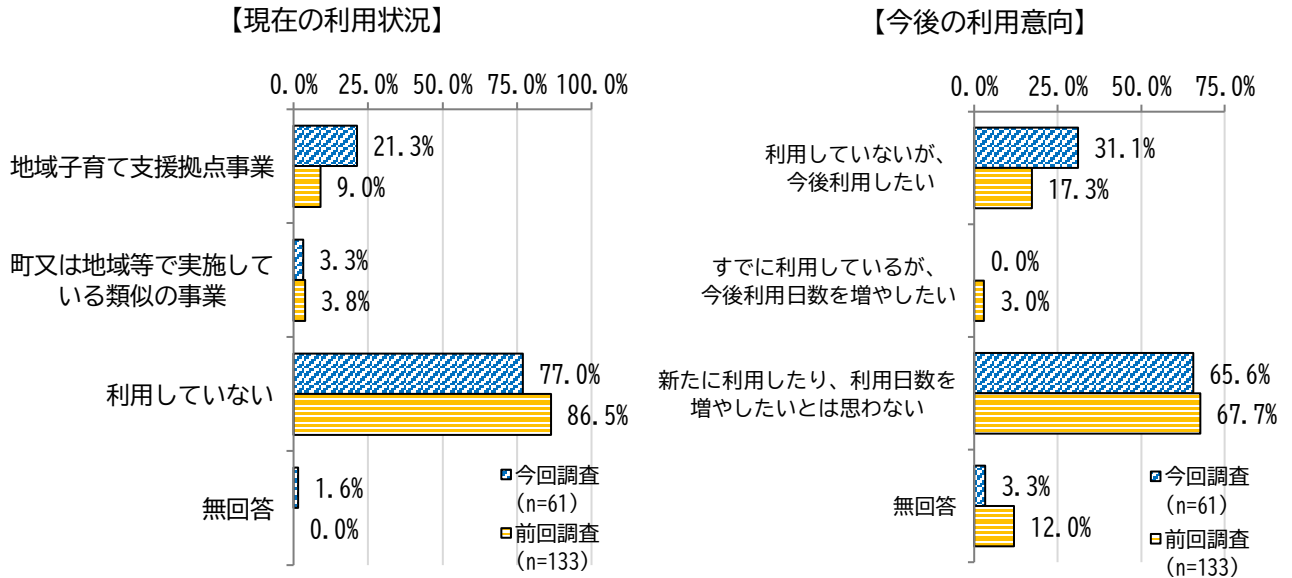
【定期的に利用したい事業】



オ) 地域の子育て支援事業の利用状況

地域の子育て支援事業の利用状況について、「利用していない」は 77.0%と高くなっていますが、「地域の子育て支援拠点事業」を利用していると回答したのは 21.3%で、前回調査より 12.3 ポイント増加しています。

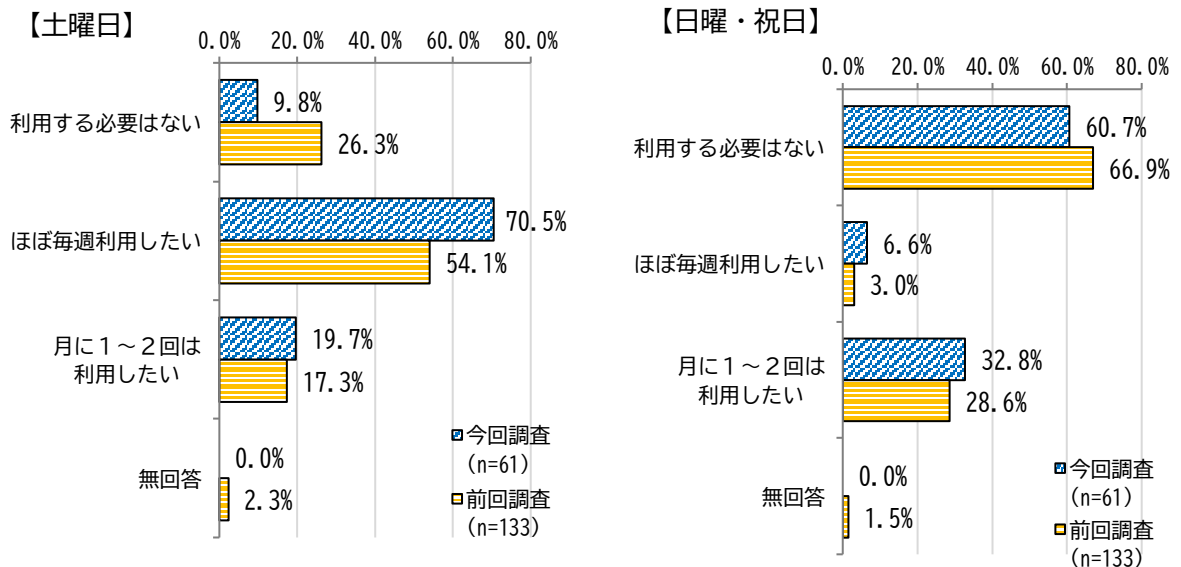
今後の利用意向をたずねたところ、「現在は利用していないが、今後利用したい」と回答したのは 31.1%で、前回調査より 13.8 ポイント増加しています。



カ) 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

土曜日における利用希望については、「ほぼ毎週利用したい」が 70.5%と高く、前回調査と比較して 16.4 ポイント増加しています。

また、日曜・祝日における利用希望については、「利用する必要はない」(60.7%)、「月に1～2回は利用したい」(32.8%)の順となっています。前回調査と比較すると、「利用する必要はない」は 6.2 ポイント減少し、「ほぼ毎週利用したい」「月に1～2回は利用したい」は増加しています。

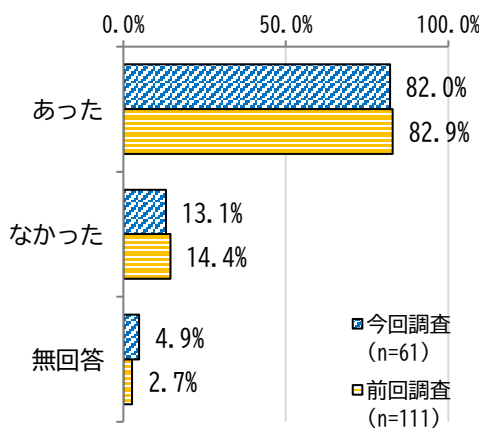


キ) 病気の際の対応

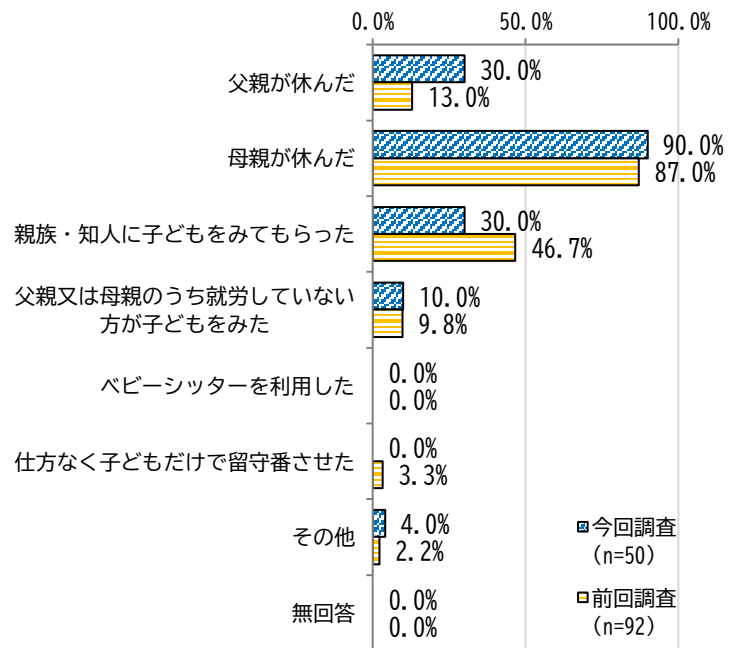
この1年間に子どもの病気やケガで平日の定期的教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」と回答したのは82.0%となっています。また、その際の対処方法では「母親が休んだ」が90.0%と最も高くなっています。前回調査との比較では、「親族・知人に子どもをみてもらった」が大きく減少した一方で、「父親が休んだ」は17.0ポイント増加しています。

父親、母親が休んで対処したと答えた人の病児・病後児保育等の利用希望については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」、「利用したいとは思わない」がいずれも半数程度となっています。

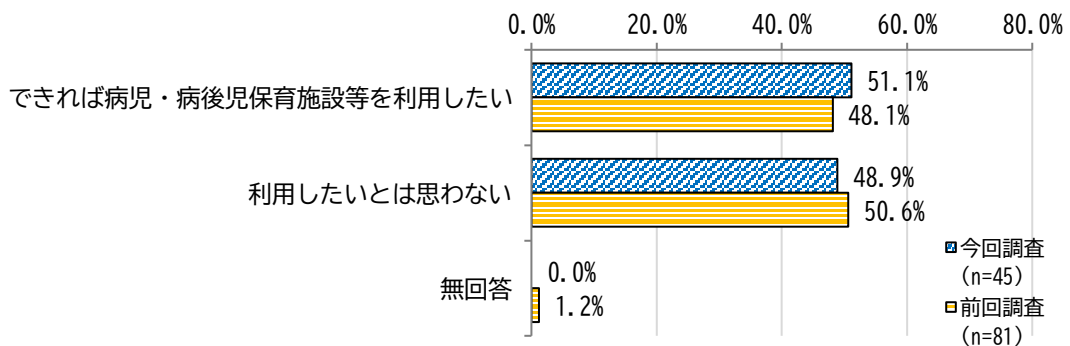
【登園等ができなかったこと】



【子どもが休んだ時の対処法】



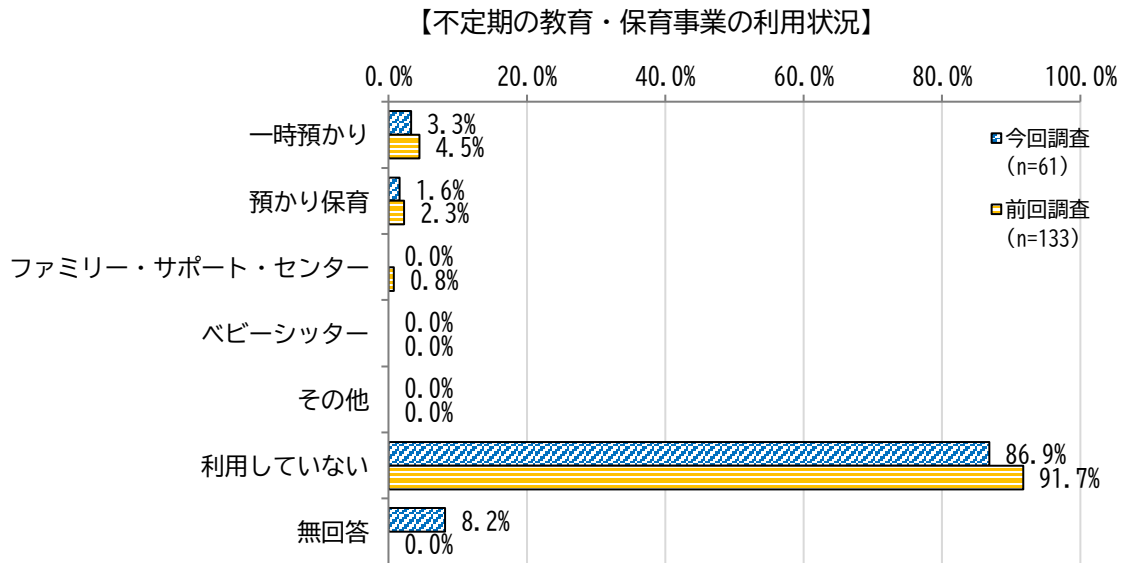
【病児・病後児保育等の利用希望】



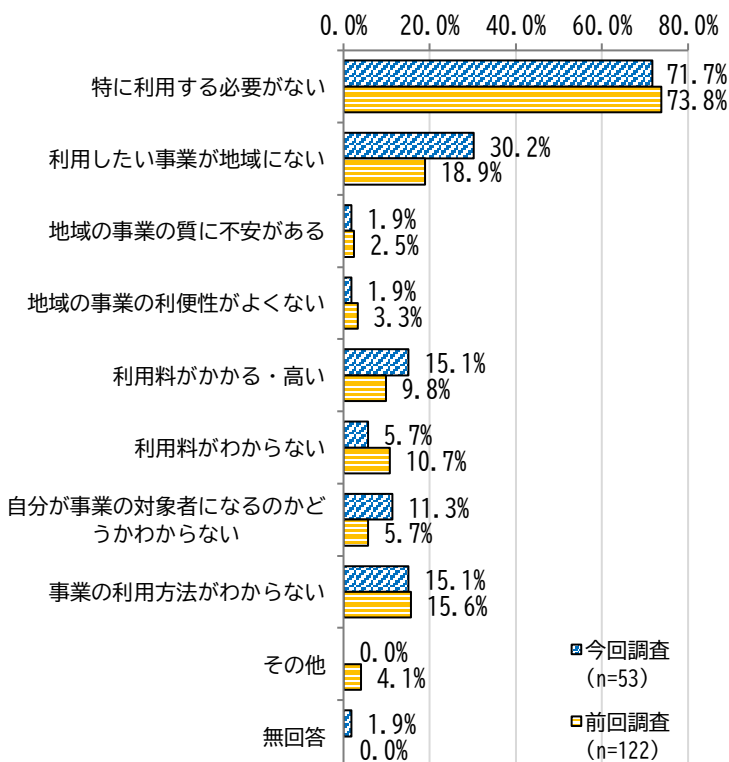
ク) 「不定期」の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で「不定期」に利用している事業については、「利用していない」が86.9%で最も高くなっており、現在何らかの事業を利用していると回答したのは4.9%に留まっています。事業を利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が7割を占め最も高くなってはいますが、一方で「利用したい事業が地域にない」と回答した割合も3割にのぼっています。

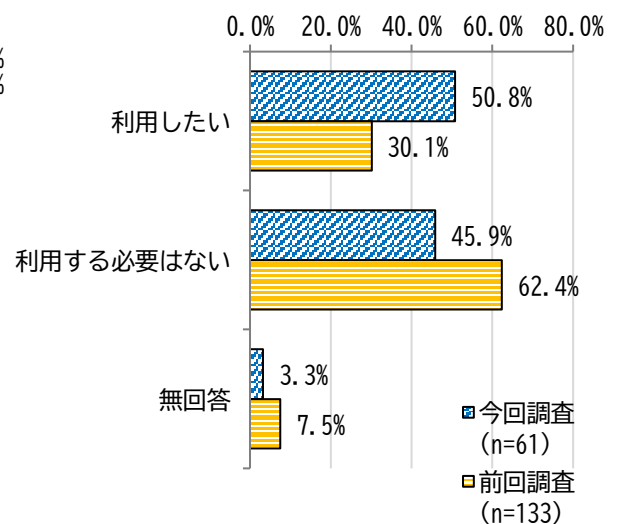
今後の利用意向については、「利用したい」、「利用する必要がない」がいずれも半数程度となっています。



【事業を利用していない理由】



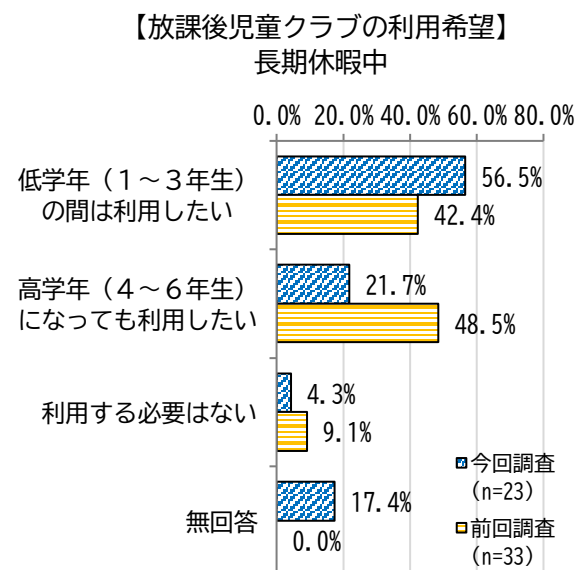
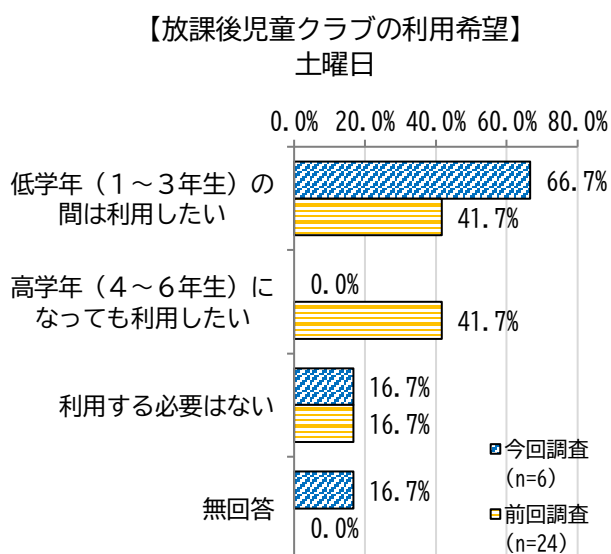
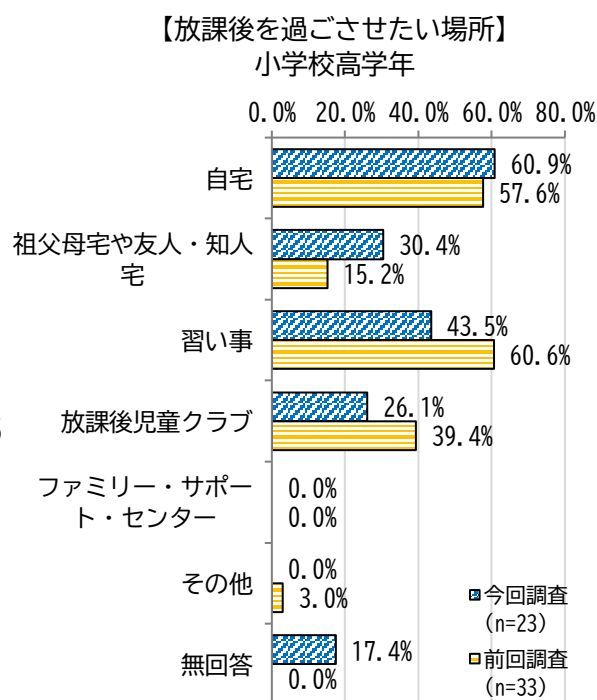
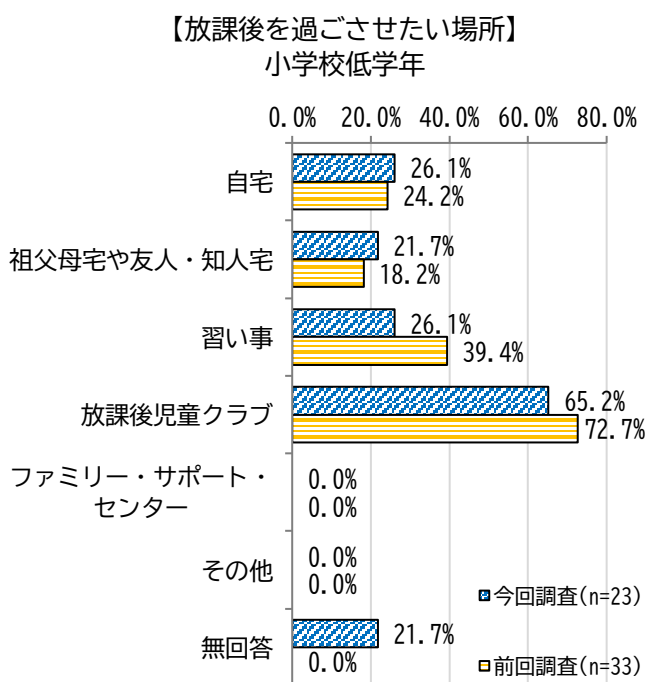
【今後の利用意向】



ケ) 小学校就学後の放課後の過ごし方（5歳以上）

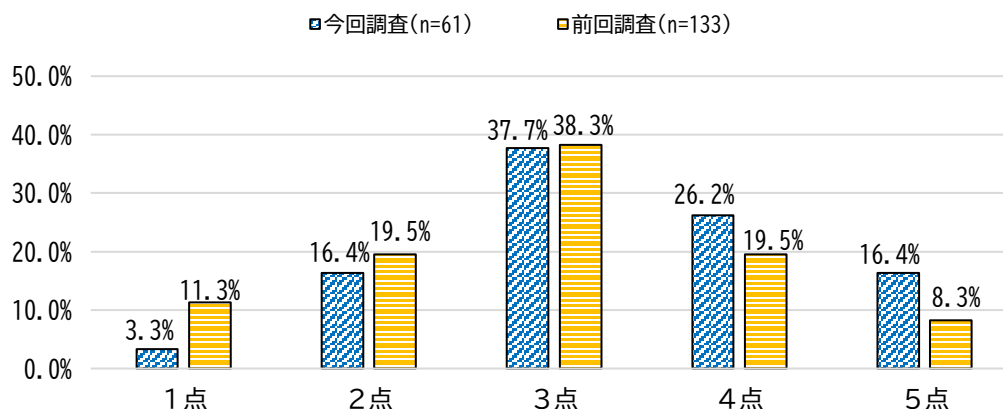
小学校低学年の放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ」が65.2%で最も高くなっています。小学校高学年の放課後の過ごし方では、「自宅」、「習い事」がそれぞれ高くなっており、「放課後児童クラブ」の利用を希望するのは、全体の26.1%となっています。

また、土曜日における利用希望については、「低学年の間は利用したい」が66.7%となっています。長期休暇中の利用については、「低学年の間は利用したい」が56.5%で高く、前回調査と比較して14.1ポイント増加しています。



コ) 大崎町の子育て環境や支援への満足度

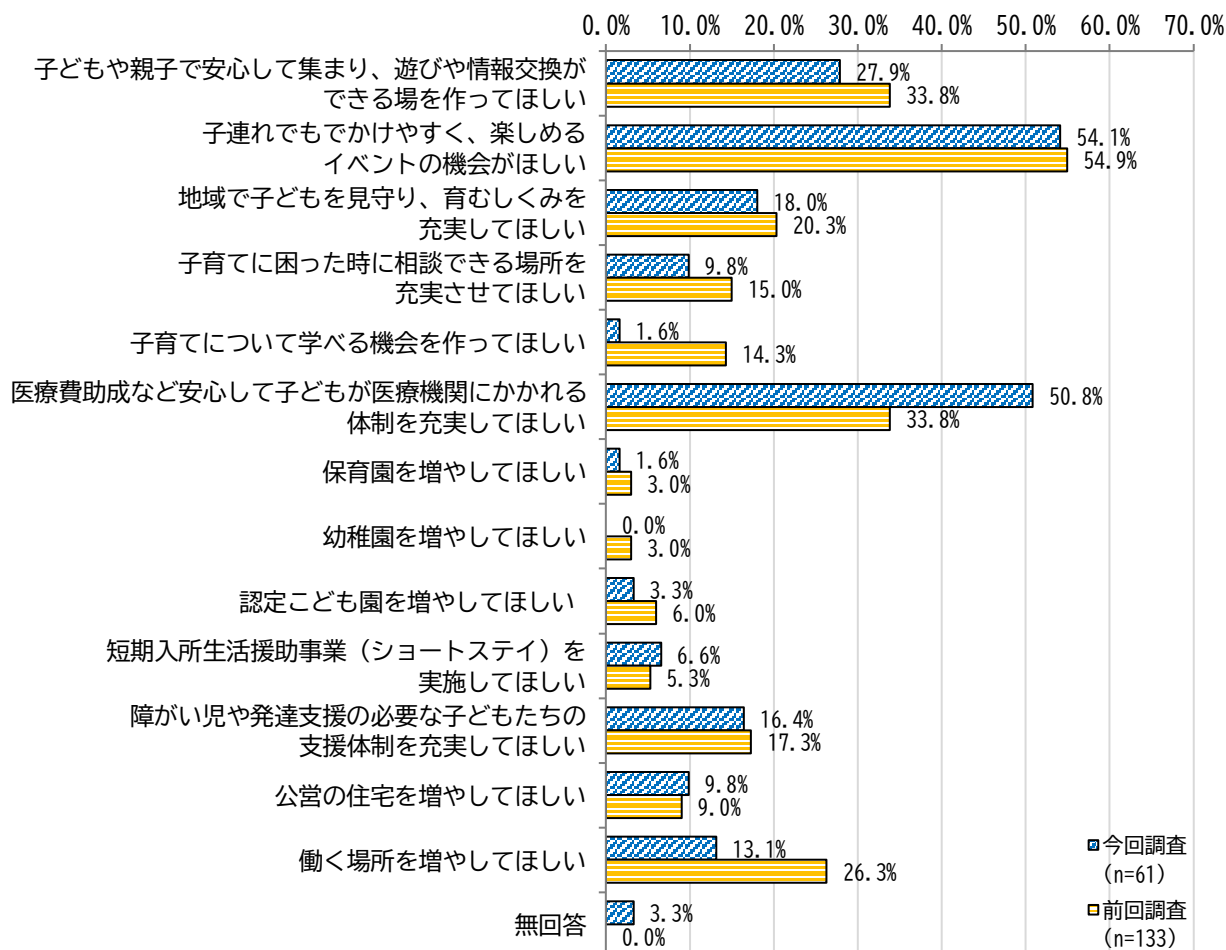
子育て環境や支援への満足度については、「3点」(37.7%)、「4点」(26.2%)の順となっています。前回調査と比較すると、「4点」、「5点」はそれぞれ大きく増加しています。



サ) 大崎町に今後充実を期待する支援

今後充実を期待する子育て支援について、「子連れでもでかけやすく、楽しめるイベントの機会がほしい」、「医療費助成など安心して子どもが医療機関にかかれる体制を充実してほしい」がいずれも半数以上を占めています。前回調査との比較では、「医療費助成など安心して子どもが医療機関にかかれる体制を充実してほしい」は17.0ポイント増加しています。

【今後充実を期待する支援】



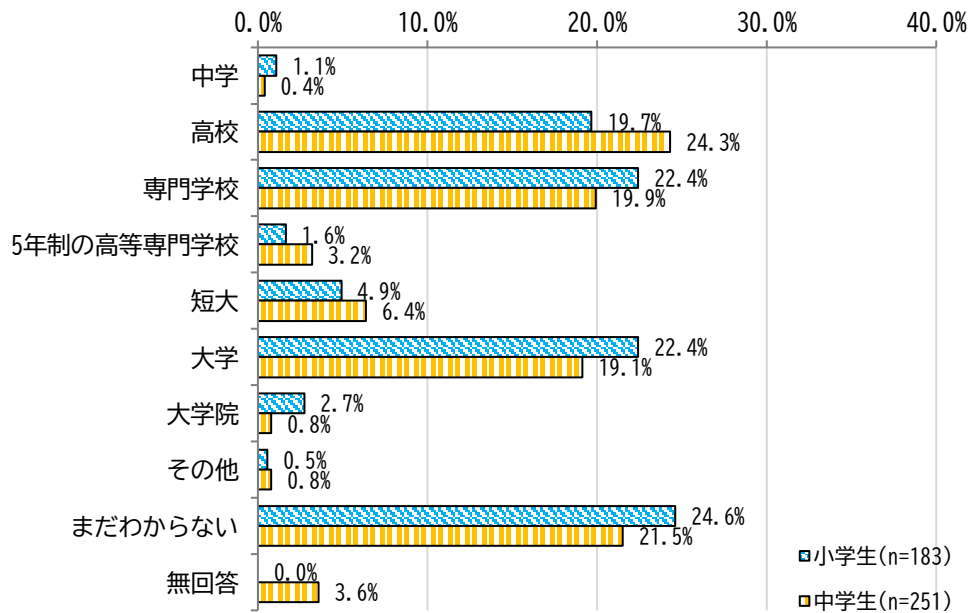
② 小学生・中学生・高校生調査

ア) 将来、希望する進学先

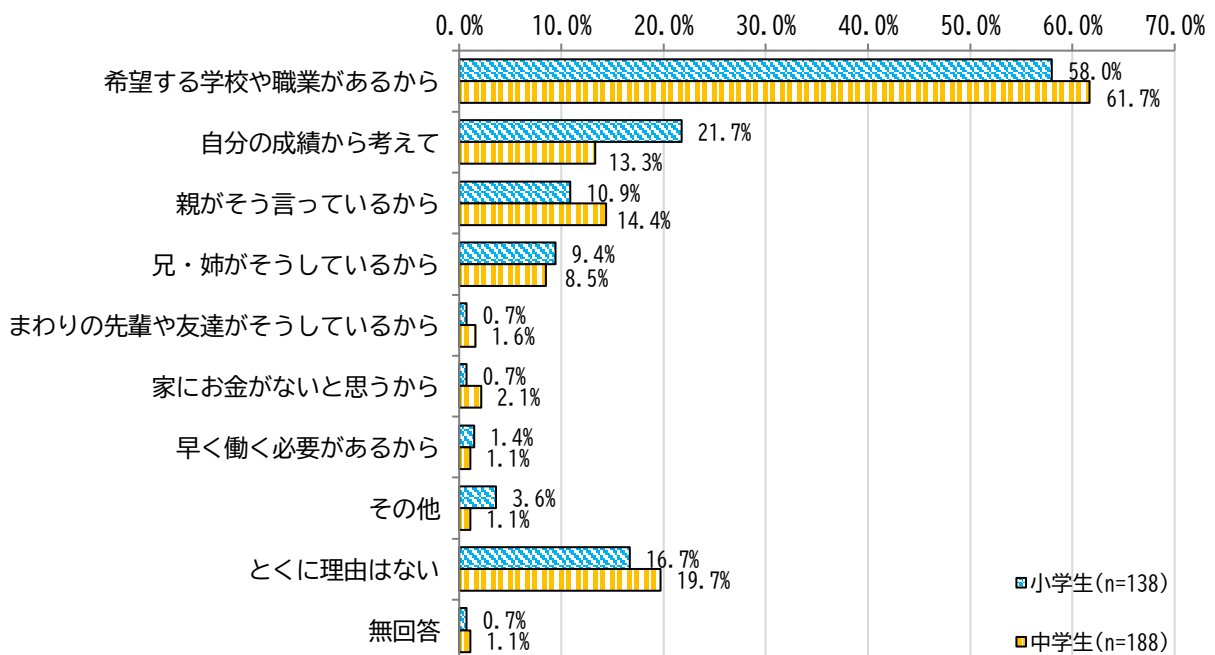
将来、どこまで進学を希望するかについて、小学生では「まだわからない」、中学生では「高校まで」と回答した割合が最も高くなっています。

その進学先を希望する理由については、小中学生共に「希望する学校や職業があるから」が半数以上を占めています。一方で、「家にお金がないと思うから」、「早く働く必要があるから」は小学生では2.1%、中学生では3.2%を占めています。

【どこまで進学を希望するか(小学生・中学生)】



【進学先を希望する理由(小学生・中学生)】

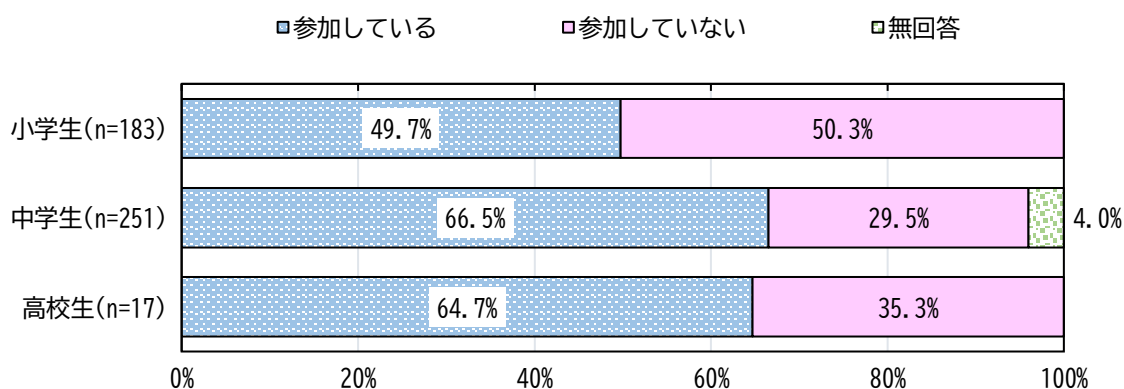


イ) 地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加状況

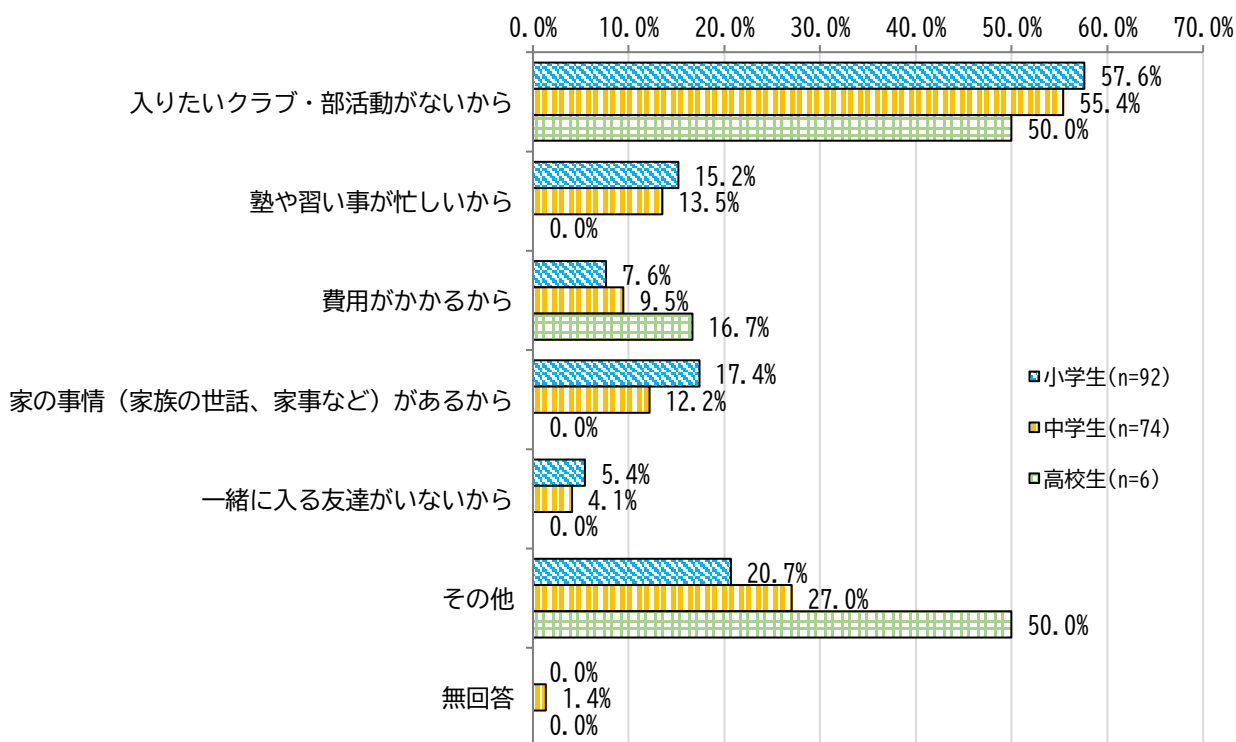
クラブや部活動への参加状況について、小学生は参加、不参加がそれぞれ半数程度となっていますが、中学生、高校生では「参加している」が6割を占めています。

現在、クラブや部活動に参加していない理由については、小・中・高校生共に「入りたいクラブ・部活動がないから」が半数以上と最も高くなっています。一方で、「費用がかかるから」は小学生では7.6%、中学生では9.5%、高校生では16.7%を占めています。また、「家の事情（家族の世話、家事など）があるから」は小学生では17.4%、中学生では12.2%を占めています。

【クラブや部活動への参加状況】



【参加していない理由】

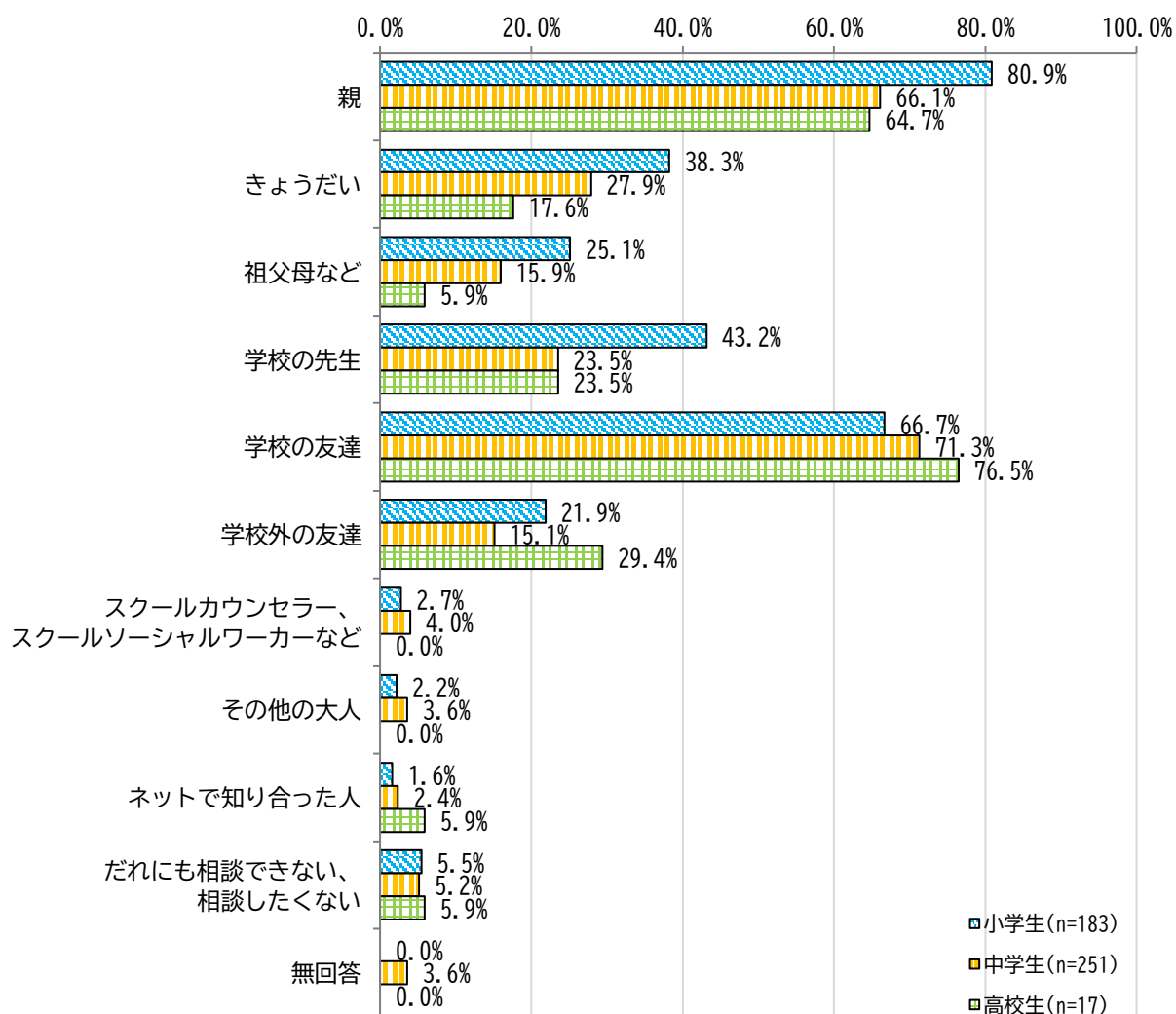


ウ) 困っていることや悩みごとがあるときの相談相手

困りごとや悩みごとの相談相手については、小・中・高校生共に「親」や「学校の友達」と回答した割合が半数以上と、高くなっています。

一方で、「だれにも相談できない、相談したくない」と回答したのは、小学生では5.5%、中学生では5.2%、高校生では5.9%を占めています。

【困りごとや悩みごとがあるときの相談相手】

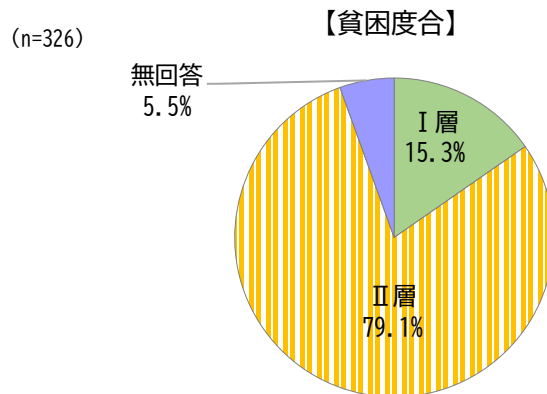


③ 保護者（小学生・中学生・高校生）調査

※内閣府の調査報告書の手法を参考に、本調査の世帯全員のおおよその年間収入の回答から、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」（世帯収入の回答選択肢の中央値をとり、同居家族の人数の平方根をとったもので除す）を算出。等価世帯収入の「中央値の2分の1」の額を貧困線とし、同線を下回る層をⅠ層（それ以外をⅡ層）とし、分類して掲載しています。

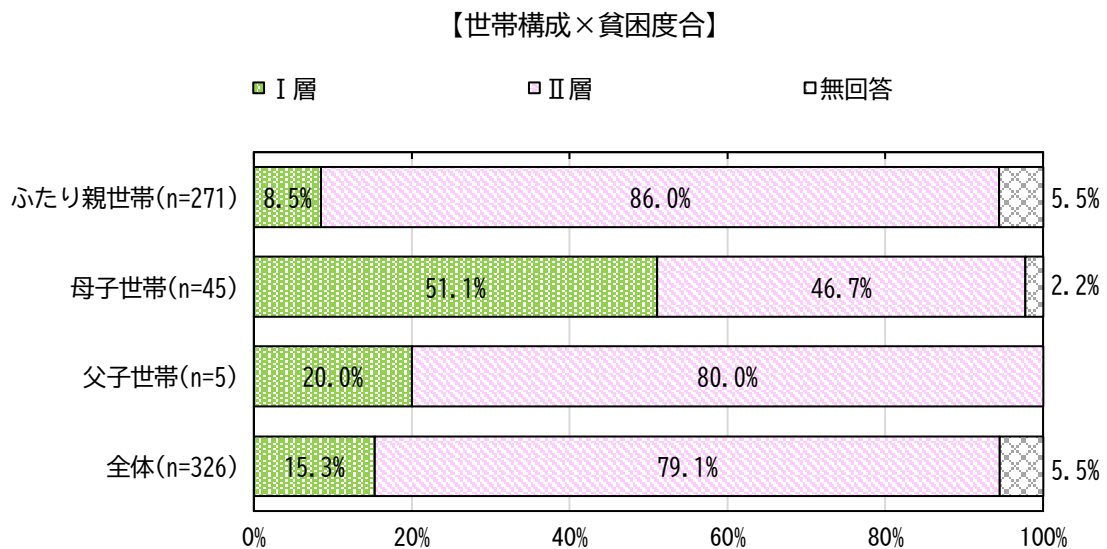
ア) 貧困線を下回る世帯の割合

貧困線を下回るⅠ層の割合は、15.3%となっています。



イ) 世帯別の状況

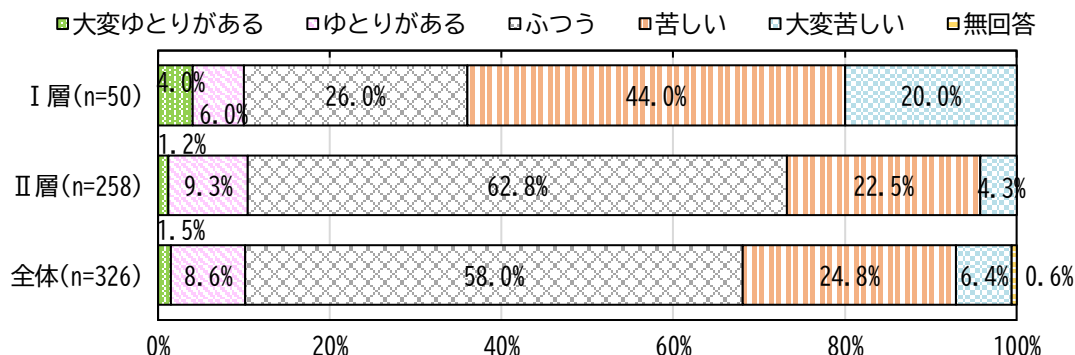
世帯別にみると、母子世帯の51.1%がⅠ層と、他の世帯構成と比較して高くなっています。



ウ) 現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況について、『苦しい』（「苦しい」と「大変苦しい」の合計）と回答した割合はⅠ層では64.0%を占め、Ⅱ層と比較して37.2ポイント高くなっています。

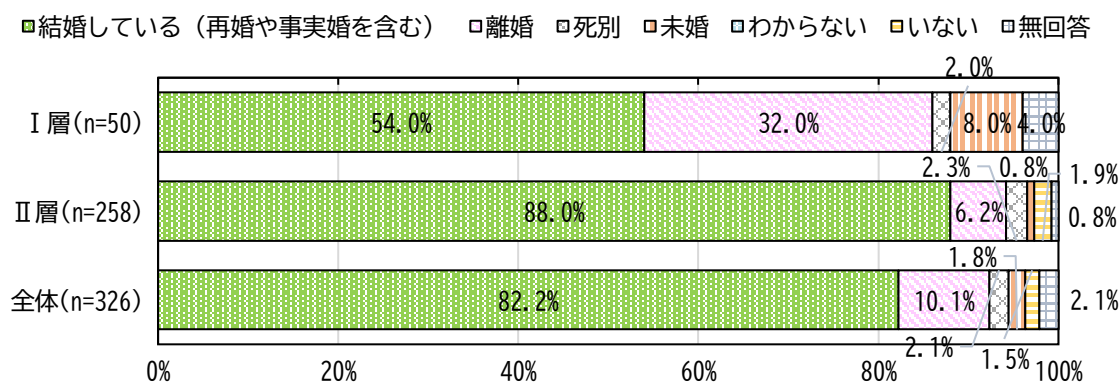
【現在の暮らしの状況】



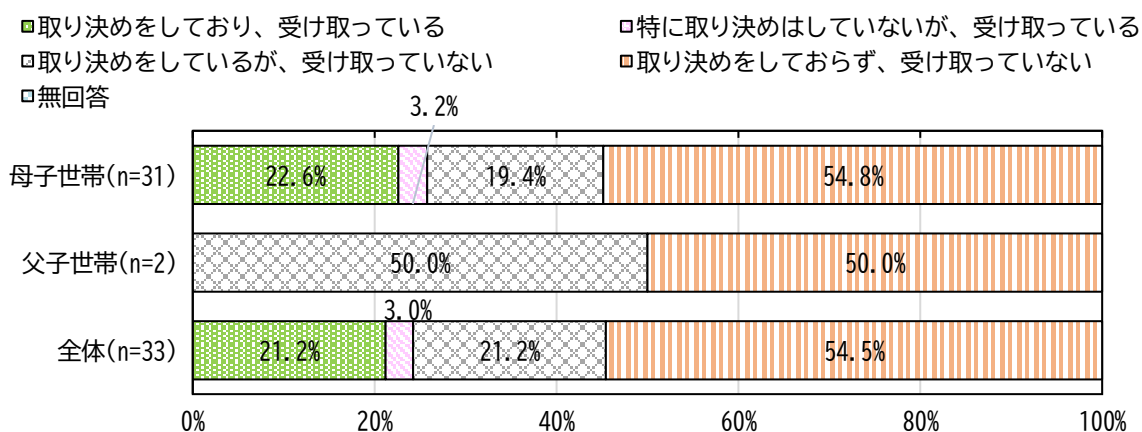
エ) 親の婚姻状況、離婚している家庭の養育費の取り決め、受け取りの状況

親の婚姻状況について、「離婚」と答えた割合はⅠ層では32.0%となり、Ⅱ層と比較して25.8ポイント高くなっています。「離婚」している家庭における、養育費の取り決め及び受け取りの状況では、母子世帯の7割が『養育費を受け取っていない』（「取り決めをしているが、受け取っていない」と「決めをしておらず、受け取っていない」の合計）と回答しています。

【親の婚姻状況】

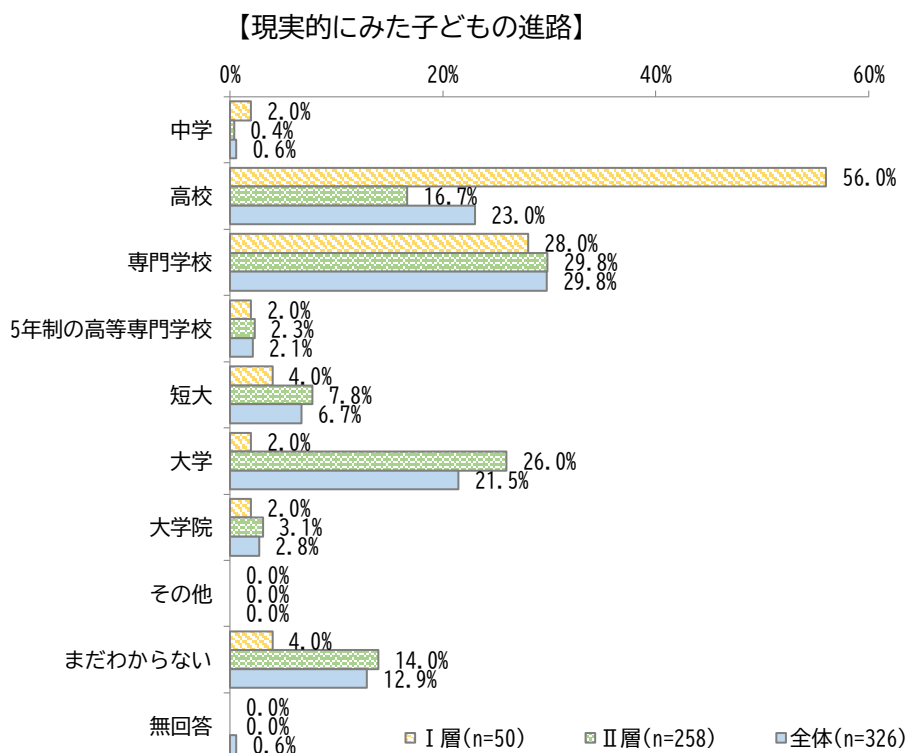


【養育費の取り決め、受け取りの状況】



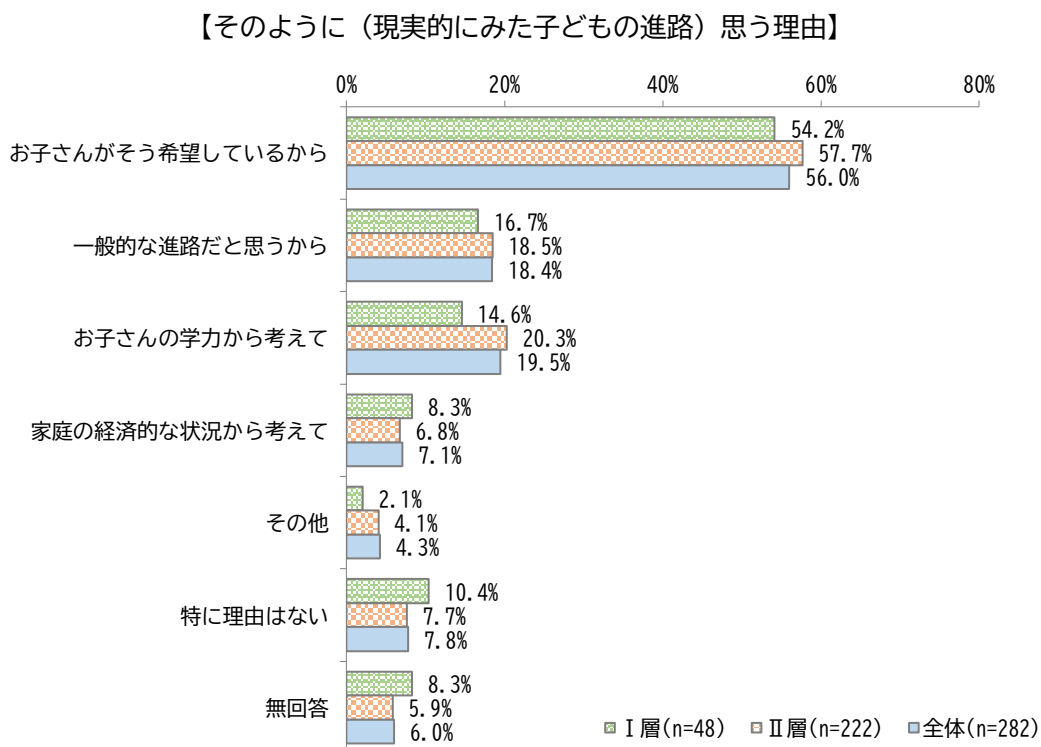
オ) 現実的にみた子どもの進路

子どもが将来、現実的に見てどの段階まで進学すると思うかについて、I層では「高校」が56.0%を占め、II層と比較して39.3ポイント高くなっています。



カ) そのように（現実的にみた子どもの進路）思う理由

子どもの進路についてそのように思う理由について、「家庭の経済的な状況から考えて」と回答した割合はI層では8.3%、II層では6.8%となっています。

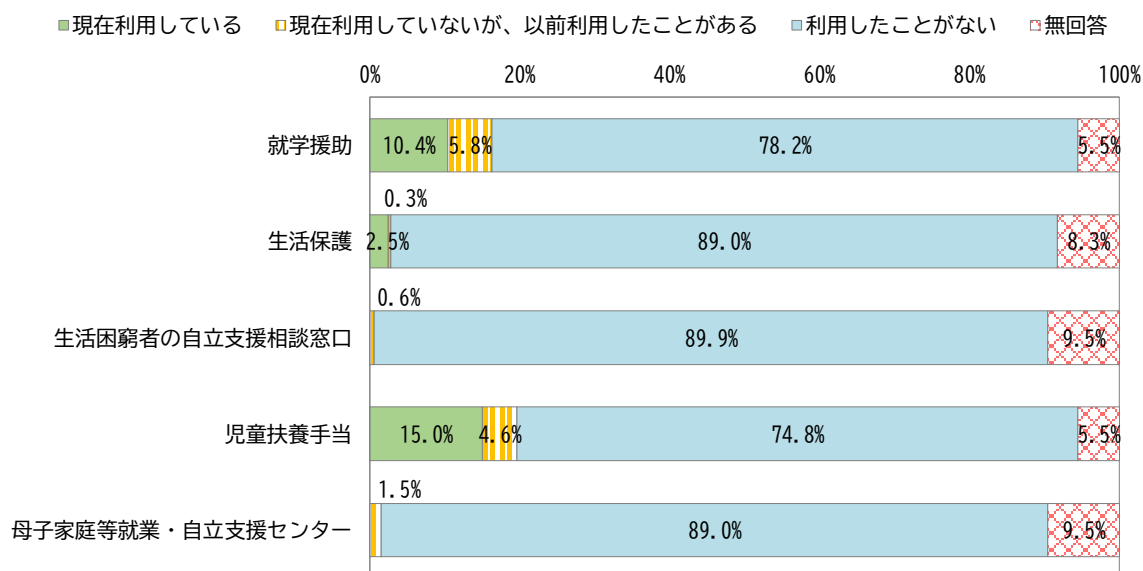


キ) 支援制度の利用状況と利用しない理由

各種支援制度の利用状況について、「利用したことがない」と回答した割合はいずれも7割以上を占めています。制度を利用していない理由については、「制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから」がいずれも6割以上と最も高くなっています。

(n=326)

【支援制度の利用状況】



【制度を利用していない理由】

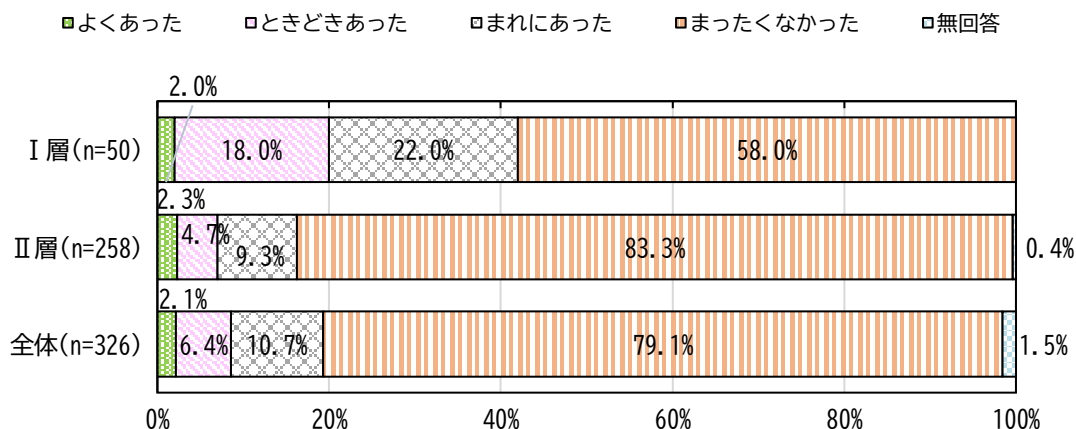
- 制度の対象外（収入等の条件を満たさない）だと思うから
- 利用はできるが、特に利用したいと思わなかったから
- 利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから
- 利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから
- それ以外の理由
- 無回答



ク) 食料が買えなかった経験

過去1年間に食料が買えなかった経験があるかについて、『あった』（「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計）と回答した割合は、I層では42.0%を占め、II層より25.7ポイント高くなっています。

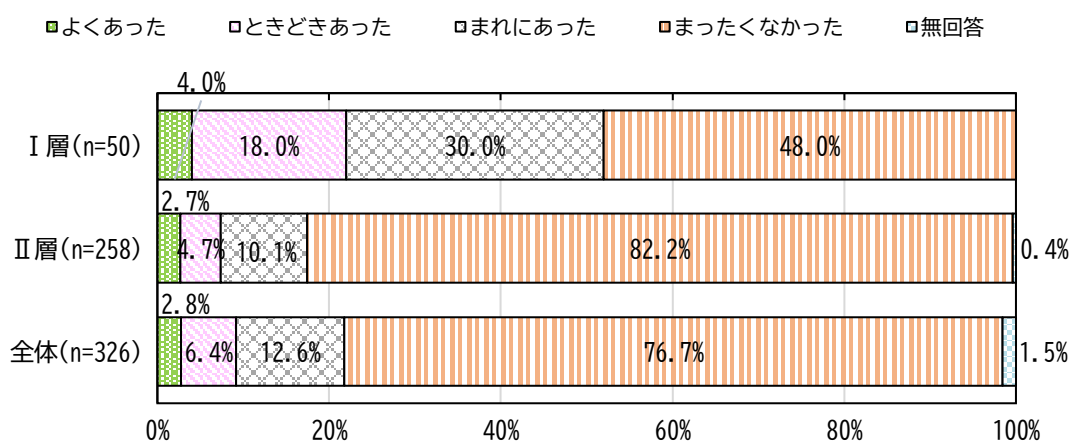
【食料が買えなかった経験】



ケ) 家族が必要とする衣服が買えなかった経験

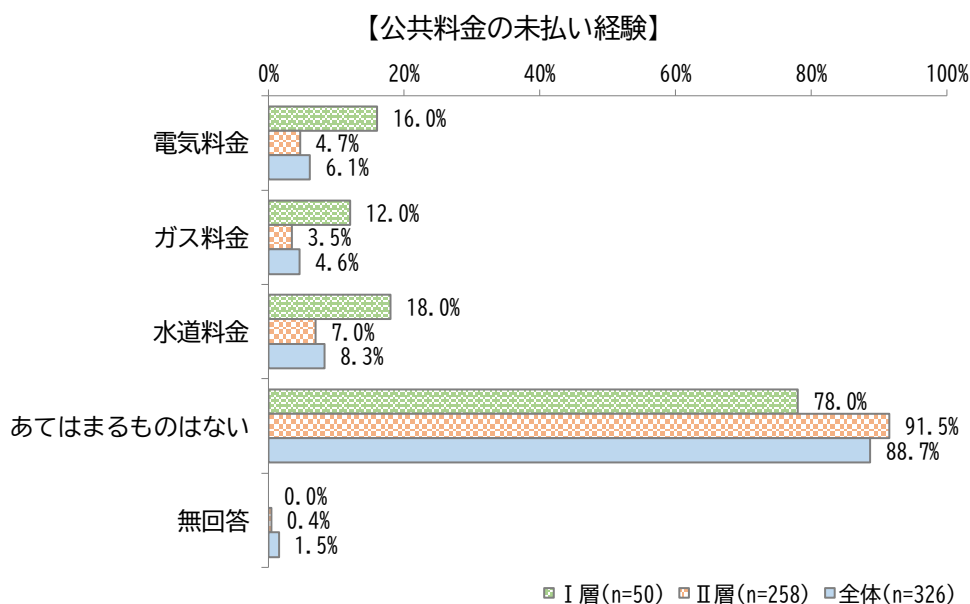
過去1年間に家族が必要とする衣服が買えなかった経験があるかについて、『あった』（「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」の合計）と回答した割合は、I層では52.0%を占め、II層より34.5ポイント高くなっています。

【家族が必要とする衣服が買えなかった経験】



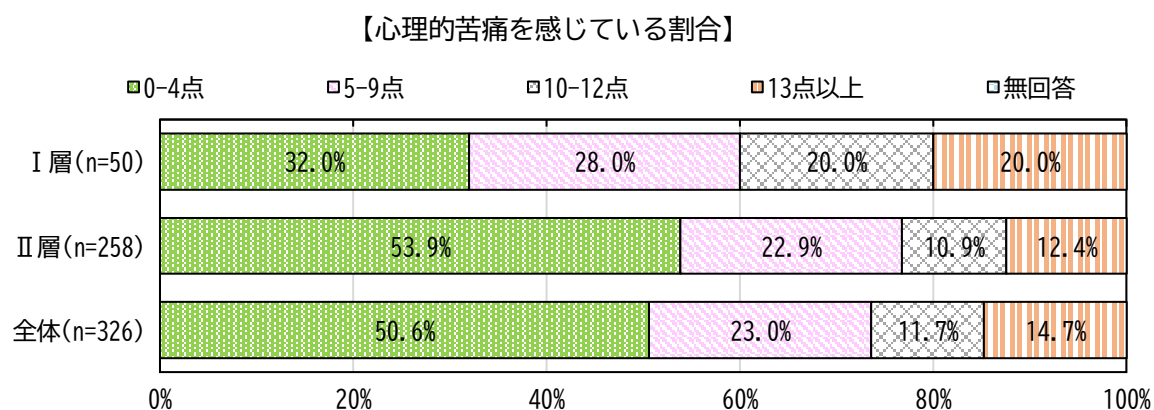
コ) 公共料金の未払い経験

過去1年間に、公共料金（電気、ガス、水道料金）の未払い経験があるかについて、I層では「あてはまるものはない」と回答した割合がII層より13.5ポイント低く、「電気料金」、「ガス料金」、「水道料金」と回答した割合はII層と比較していずれも高くなっています。



サ) 心理的苦痛を感じている割合

6つの設問より、心理的苦痛を感じているかについて判定しました。心理的苦痛を感じているとされる10点以上の割合は、I層が40.0%を占めII層より16.7ポイント高くなっています。



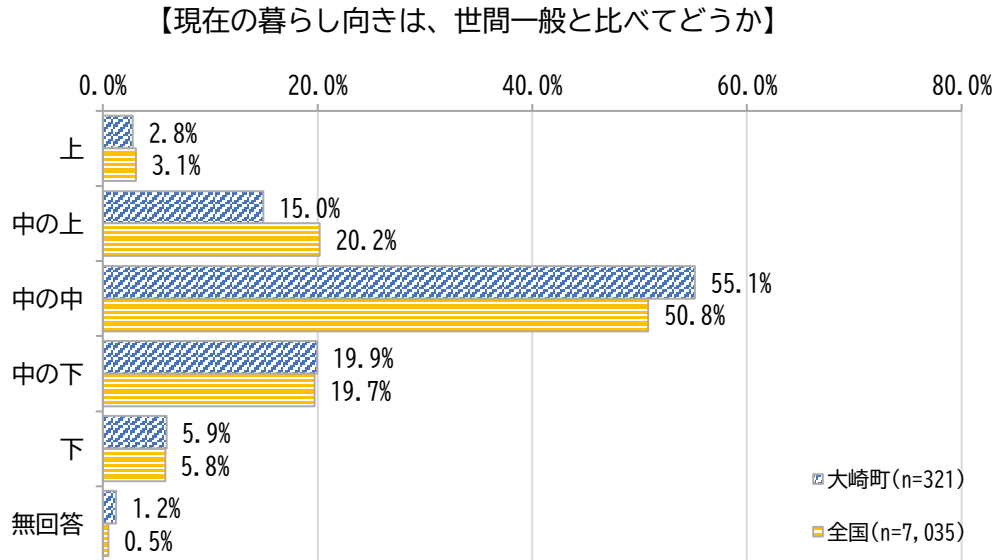
※以下のa)～f)の6つの項目に対するこの1か月間の気持ちに点数をつけ、心理的苦痛を感じているかどうか数値化した。10点以上の場合に「心理的苦痛を感じている」とされ、点数が高いほど苦痛を感じている度合いが高い。

- a) 神経過敏に感じた
- b) 絶望的だと感じた
- c) そわそわ、落ち着かなく感じた
- d) 気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じた
- e) 何をするのも面倒だと感じた
- f) 自分は価値のない人間だと感じた

④ こども・若者（16歳から39歳までの町民）調査

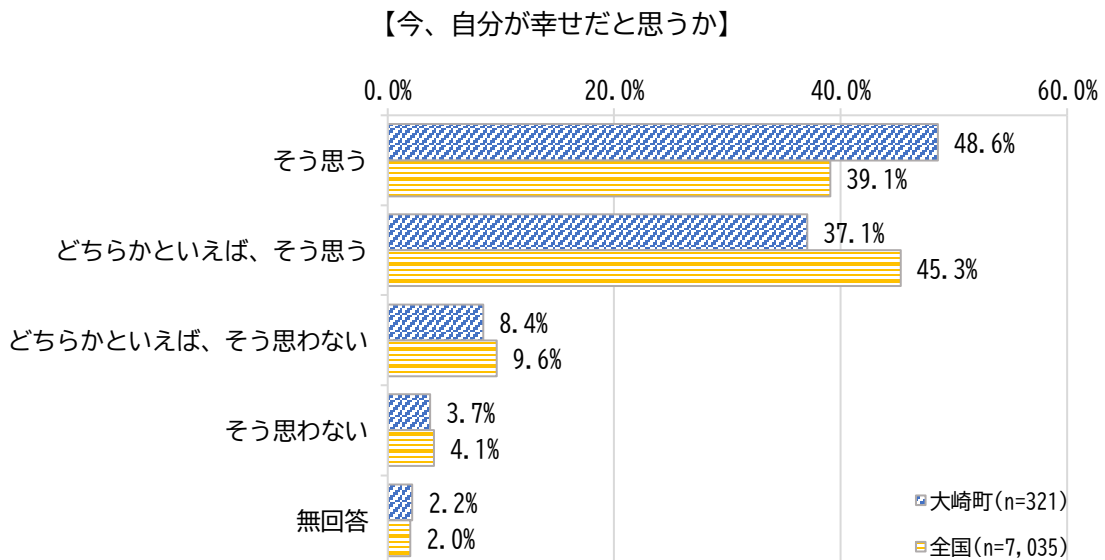
ア) 現在の暮らし向き（衣・食・住・レジャーなどの物質的な生活水準）

現在の暮らし向きが世間一般と比べてどうかについて、「上」・「中の上」と回答した割合は17.8%で、国調査を5.5ポイント下回っています。



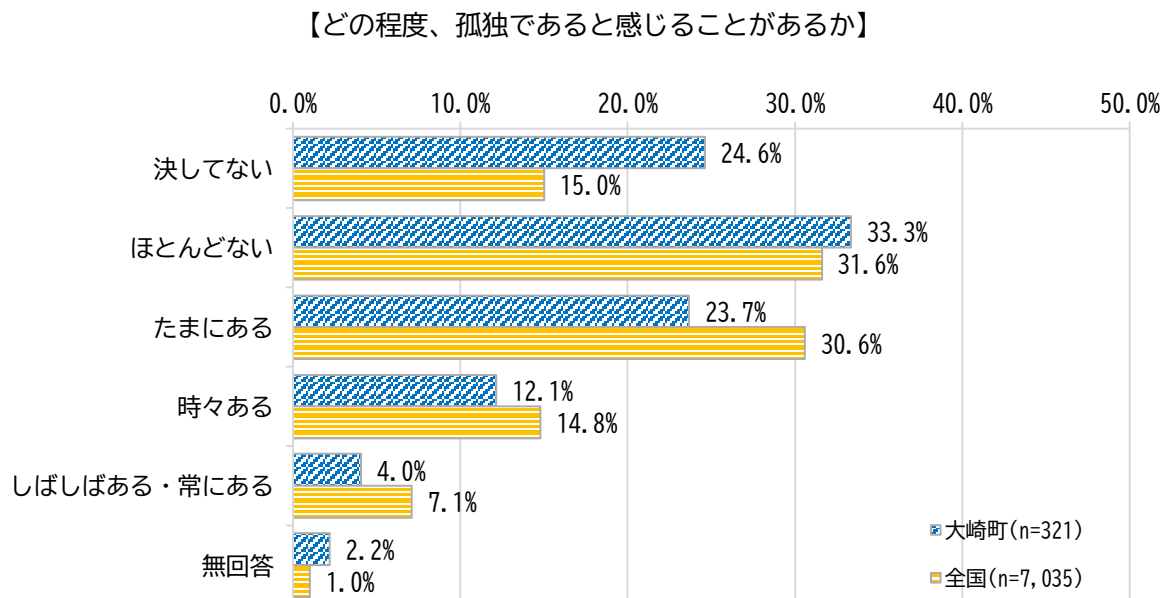
イ) 幸福度

今、自分が幸せだと思うかについては、『思う』（「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の合計）と回答した割合は85.7%を占めています。国調査と比較すると、「そう思う」と回答した人の割合は、本町が9.5ポイント高くなっています。



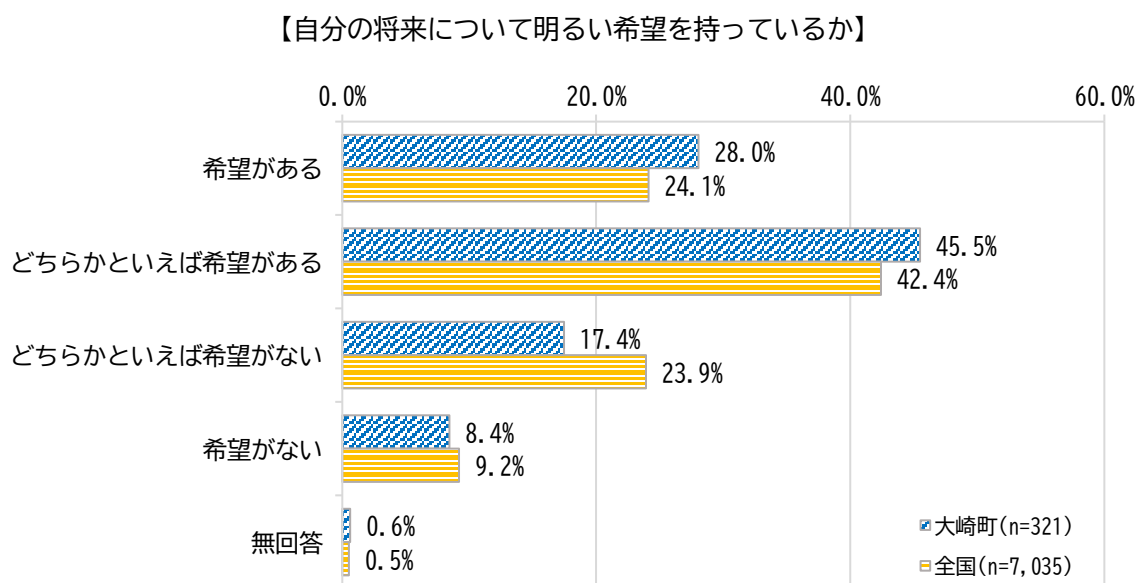
ウ) 孤独であると感じるか

どの程度、孤独であると感じることがあるかについては、『ある』（「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」の合計）と回答した割合は 39.8%を占め、国調査を 12.7 ポイント下回っています。



エ) 自分の将来について明るい希望を持っているか

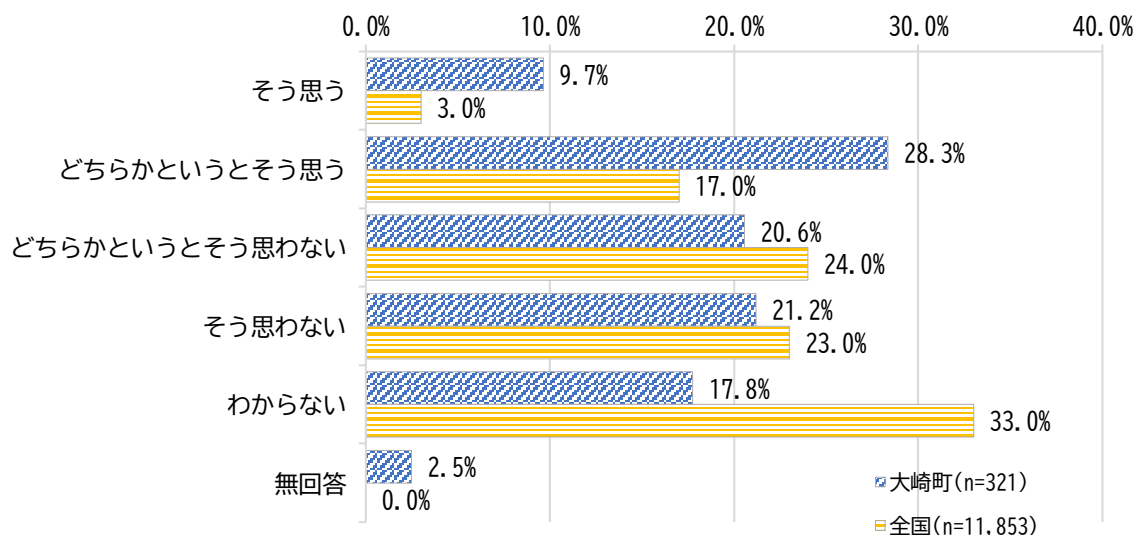
『希望がある』（「希望がある」、「どちらかといえば希望がある」の合計）と回答した割合は 73.5%を占め、国調査を 7.0 ポイント上回っています。



オ) 「こどもまんなか社会」に向かっていると感じるか

「こどもまんなか社会」に向かっていると感じるかについて、『そう思う』（「そう思う」、「どちらかというと思う」の合計）と回答した割合は 38.0%で、国調査を 18.0 ポイント上回っています。

【「こどもまんなか社会」に向かっていると感じるか】

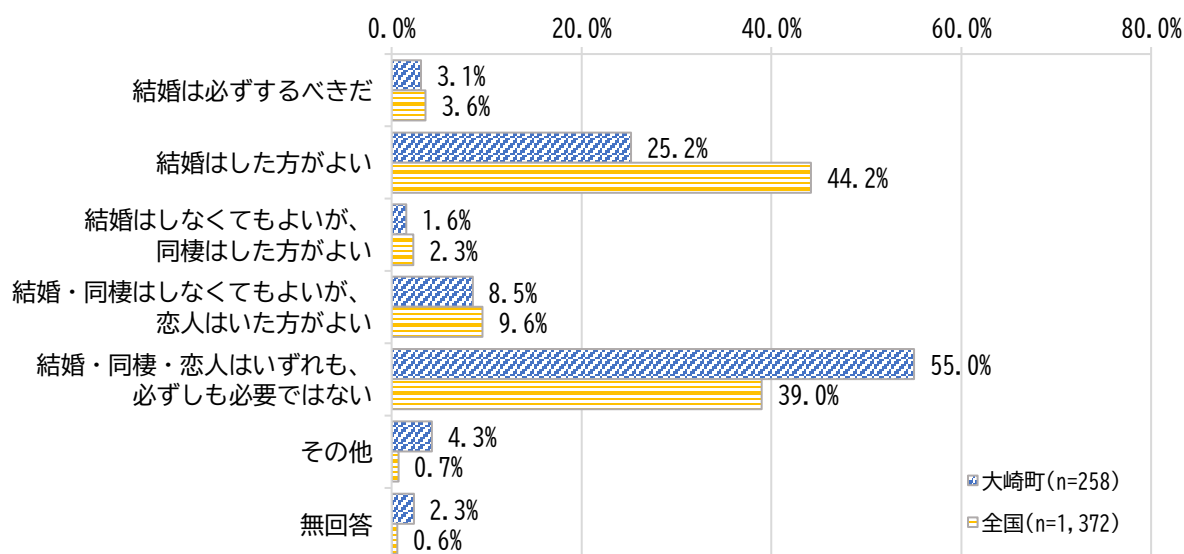


カ) 結婚や同棲の必要性に関する考え方

結婚や同棲の必要性に関する考え方について、「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」と回答した割合は 55.0%を占め、国調査を 16.0 ポイント上回っています。

「結婚はした方がよい」と回答した割合は 25.2%にとどまり、国調査を 19.0 ポイント下回っています。

【結婚や同棲の必要性に対する考え方】

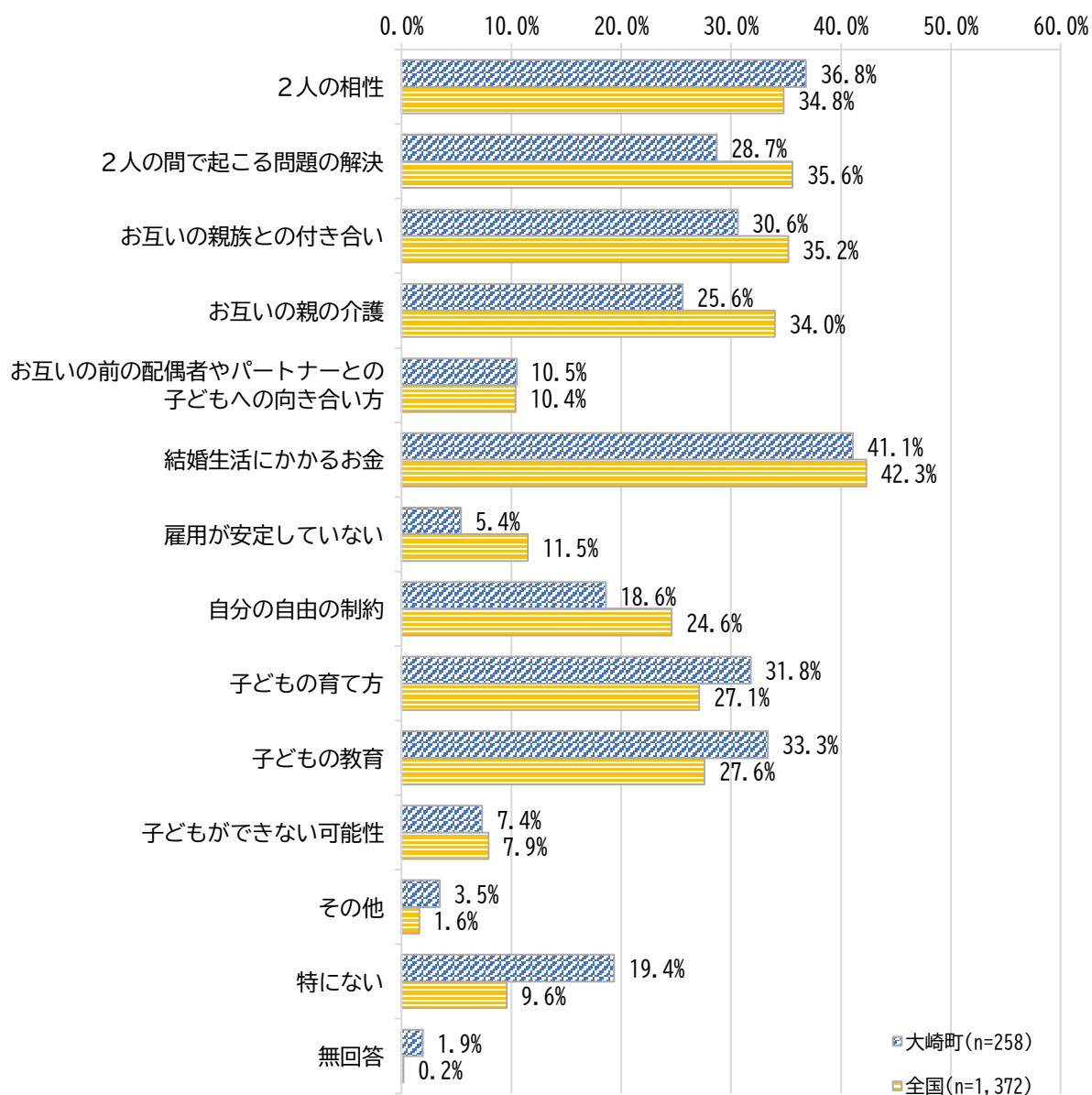


キ) 結婚生活について不安に感じること

結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」という回答が4割を占め最も高く、これは国調査をみてもほぼ同水準となっています。

次いで「2人の相性」、「子どもの教育」、「子どもの育て方」の順となっており、いずれも国調査を上回っています。また、「特にない」と回答した割合は2割を占め、国調査と比較し9.8ポイント上回っています。

【結婚生活について不安に感じること】

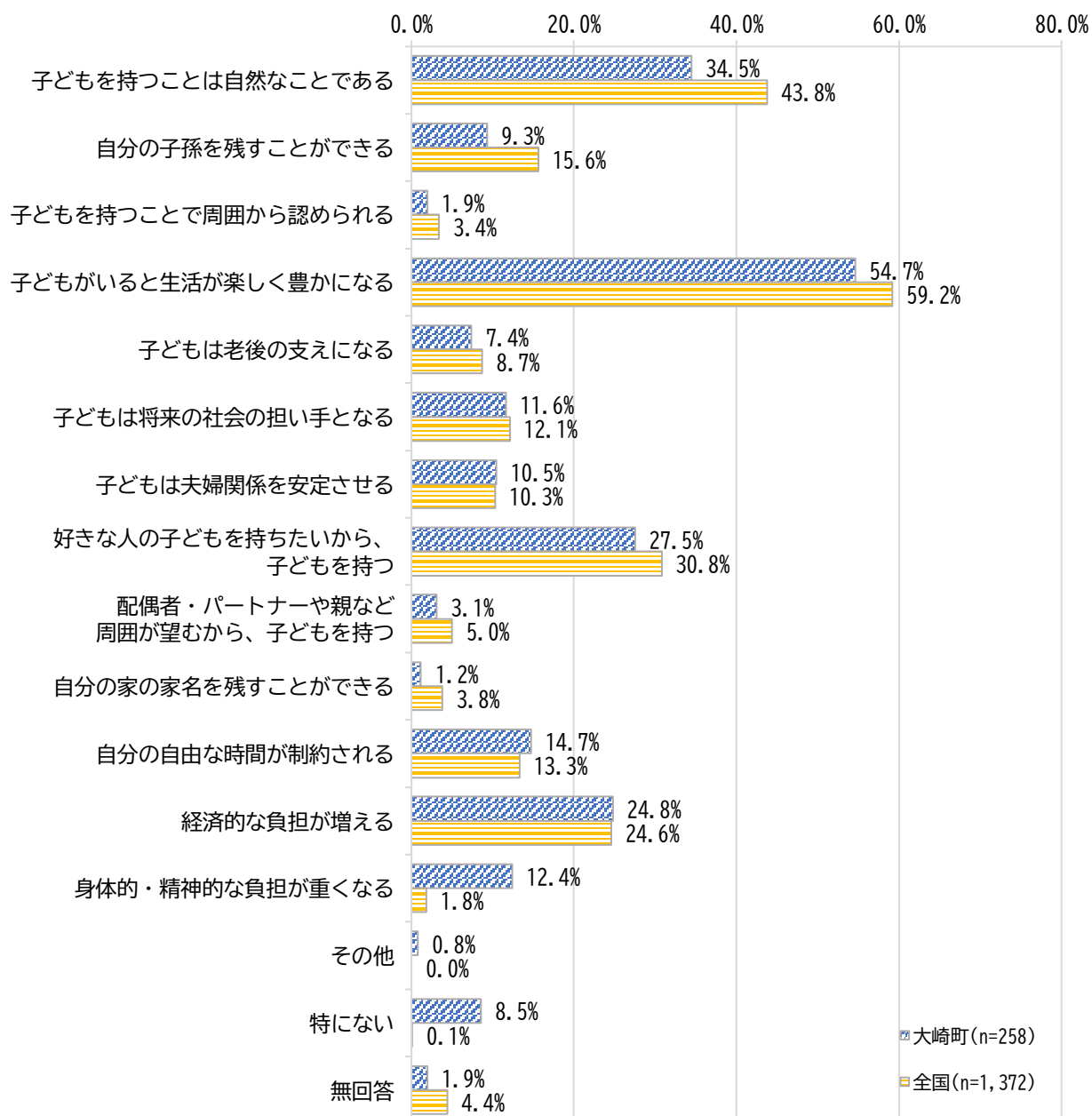


ク) 自分の子どもを持つことに関する考え方

自分の子どもを持つことに関する考え方について、「子どもがいると生活が楽しくなる」が54.7%で最も高く、次いで「子どもを持つことは自然なことである」が34.5%となっています。

国調査と比較すると、「身体的・精神的な負担が重くなる」と回答した割合は国調査より10.6ポイント、「特にない」は国調査より8.0ポイント上回っています。

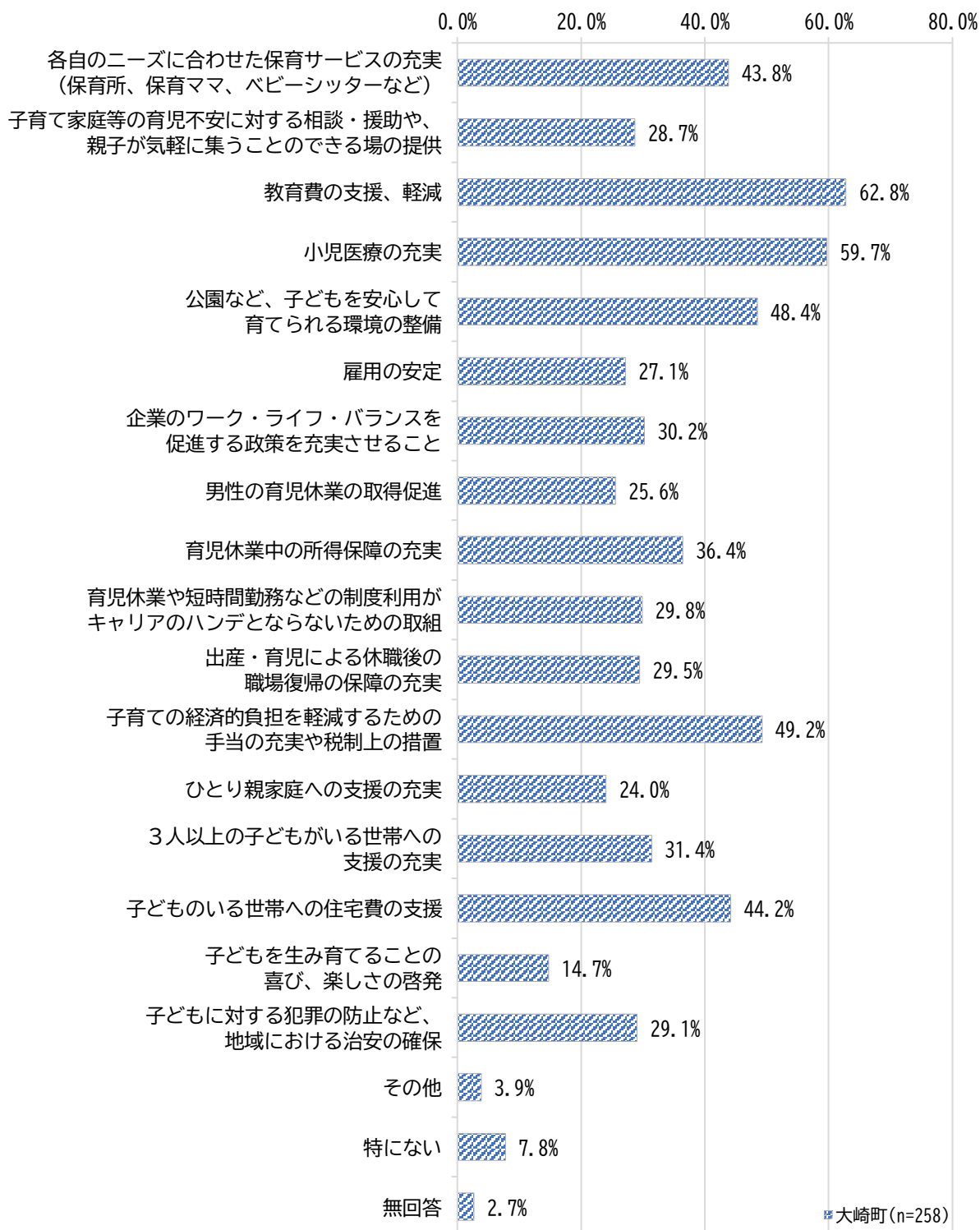
【自分の子どもを持つことに関する考え方】



ケ) 育児を支援する施策として重要だと思うこと

育児を支援する施策として重要だと思うことについては、「教育費の支援、軽減」が62.8%と最も高く、次いで「小児医療の充実」が59.7%、「子育ての経済的負担を軽減するための支援」が49.2%、「公園など、子どもを安心して育てられる環境の整備」が48.4%となっています。

【育児を支援する施策として重要だと思うこと】



第3章 第2期計画の実施状況及び本町の課題

1 教育・保育の実施状況

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和2年度	計画	69人	183人	30人	140人	170人
	実績	85人	213人	20人	148人	168人
	差異(実績-計画)	16人	30人	▲10人	8人	▲2人

令和3年度	計画	67人	181人	29人	138人	167人
	実績	90人	204人	18人	131人	149人
	差異(実績-計画)	23人	23人	▲11人	▲7人	▲18人

令和4年度	計画	68人	178人	28人	136人	164人
	実績	53人	211人	20人	104人	124人
	差異(実績-計画)	▲15人	33人	▲8人	▲32人	▲40人

令和5年度	計画	67人	176人	27人	133人	160人
	実績	57人	188人	15人	109人	124人
	差異(実績-計画)	▲10人	12人	▲12人	▲24人	▲36人

令和6年度	計画	65人	176人	26人	129人	155人
	実績	65人	149人	18人	126人	144人
	差異(実績-計画)	0人	▲27人	▲8人	▲3人	▲11人

※実績は各年度4月1日現在の認定者数

2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに切れ目なく対応できるよう、令和2年度より、「子育て世代包括支援センター」を設置し、乳幼児健診や育児相談に保健師だけでなく訪問事業を依頼している助産師にも入ってもらい体制を整えました。

①基本型・特定型

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
実 績	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

②母子保健型

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実 績	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	579 人	639 人	645 人	539 人

(2) 延長保育事業

就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育に取り組む町内7事業所に補助金を支出し、安心して子育てができる環境の整備を図りました。

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	157 人	158 人	151 人	147 人
実 績	89 人	103 人	89 人	60 人
差異（実績-計画）	▲68 人	▲55 人	▲62 人	▲87 人

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

入院中や都合が合わない等の家庭以外のすべての家庭に、助産師または保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供などを行いました。

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	90人	86人	80人	78人
実 績	59人	64人	51人	50人
差異(実績-計画)	▲31人	▲22人	▲29人	▲28人

(4) 養育支援訪問事業

子育てに悩みを抱えている家庭に保健師や関係機関が訪問し、養育に関する助言や指導を実施しました。

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	30人	29人	27人	26人
実 績	26人	52人	57人	37人
差異(実績-計画)	▲4人	23人	30人	11人

(5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

町内6事業所7か所において、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生児童を対象とし、授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図りました。

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	222人	209人	213人	217人
実 績	207人	208人	221人	224人
差異(実績-計画)	▲15人	▲1人	8人	7人

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	7か所	7か所	7か所	7か所

(6) 子育て短期支援事業

現在、本町ではトワイライトステイは実施しておらず、ショートステイは4か所において実施しています。

ア) ショートステイ

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
実 績	1 人日	12 人日	9 人日	0 人日
差異 (実績-計画)	▲9 人日	2 人日	▲1 人日	▲10 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	0 か所

イ) トワイライトステイ

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	-人日	-人日	-人日	-人日
実 績	-	-	-	-
差異 (実績-計画)	-	-	-	-

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	-	-	-	-

(7) 地域子育て支援拠点事業

学校法人三浦学園に地域子育て支援センターの開設を委託し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助などを行いました。

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	363 人日	353 人日	339 人日	323 人日
実 績	198 人日	280 人日	246 人日	244 人日
差異 (実績-計画)	▲165 人日	▲73 人日	▲93 人日	▲79 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(8) 一時預かり事業

認定こども園に在籍する満3歳以上の園児を対象に、教育時間の前後又は長期休業日等に大崎幼稚園及び野方保育園において一時的に預かることで、安心して子育てができる環境の整備を図りました。また、認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等の利用費を無償化することで、幼児教育における家庭の子育て負担の軽減を図りました。

ア) 幼稚園型

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	4,855 人日	5,026 人日	4,804 人日	4,752 人日
実 績	13,109 人日	13,655 人日	3,699 人日	4,473 人日
差異（実績-計画）	8,254 人日	8,629 人日	▲1,105 人日	▲279 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所

イ) 幼稚園型を除く

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	591 人日	569 人日	561 人日	539 人日
実 績	—	—	—	—
差異（実績-計画）	—	—	—	—

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	—	—	—	—

(9) 病児保育事業

町内には病児保育施設はありませんが、志布志市内の病児保育施設を使用後、本町から志布志市へ利用分の負担金を支払うという方式で事業を実施しました。

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	108 人日	108 人日	104 人日	101 人日
実 績	- 人日	- 人日	- 人日	- 人日
差異 (実績-計画)	- 人日	- 人日	- 人日	- 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

負担金	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	294,000 円	211,800 円	403,700 円	402,300 円

(10) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

本町では、実施していません。

(11) 妊婦健康診査

妊娠の届出があった妊婦と保健師が面談し、母子健康手帳の交付と妊婦健康診査受診票を14枚交付しました。

年間人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	90 人	90 人	90 人	90 人
実 績	69 人	65 人	57 人	47 人
差異 (実績-計画)	▲21 人	▲25 人	▲33 人	▲43 人

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本町では、実施していません。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本町では、実施していません。

3 本町の課題

こども・若者に関する統計データ及び各種アンケート調査の結果から、本町における主な課題を抽出しました。

(1) 少子化対策

本町の出生数は、近年 60 人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成 30 年から令和 4 年までの平均が 1.32 となっており、令和 7 年度以降も少子化はさらに進行するものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

(2) 子育てしやすい町

本町の子育て環境や支援への満足度は近年上昇傾向にある一方で、「3点」と回答した割合が 37.7%と、高いとは言えないのが現状です。

町に求める子育て支援策としては、子どもが遊ぶことができる場所や機会の提供、子どもの医療体制の整備へのニーズが高くなっています。

子育てしやすいまちを目指して、子どもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

(3) 相談支援体制の充実

就学前児童保護者調査では、気軽に相談できる人が「いる」と回答した人の割合が 98.4%である一方、「いない」と回答した人も 1.6%いました。

こども・若者調査では、孤独であると感じることが「しばしばある・常にある」と回答した人の割合が 4.0%となっています。

困りごとが起こった時に、相談できる人がいない保護者や、孤独を感じている人を相談支援に確実につなげていく必要があります。また、身近に相談できる人がいる場合でも、その人たちとのつながりが絶たれた場合を考慮し、相談窓口の受け皿を準備しておくことも重要です。

(4) 幼児期までのこどもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、こどもの生涯にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられるよう取り組む必要があります。

(5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。こどもが病気やケガ等で保育所等を休んだ場合の対処方法については、「親族・知人に子どもをみてもらった」と回答した人の割合は、前回調査結果と比較して低くなっています。

関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人々が安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

(6) 仕事と子育ての両立支援

こども・若者調査では、育児を支援する施策として「企業のワーク・ライフ・バランスを促進する政策を充実させること」と回答した人の割合が3割を超えていました。核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、こどもを自宅でみることのできない場面が増えていきます。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

(7) ひとり親家庭への支援

小中高生保護者調査では、貧困の課題を抱えていると思われる世帯「(等価世帯収入の中央値の2分の1未満の世帯)」の割合は、母子世帯においては51.1%と高くなっています。仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。それぞれの世帯に寄り添った相談支援を行い、生活支援や就労支援等、最適な支援につなげていく必要があります。

(8) 出会いや結婚への支援

こども・若者調査では、「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」が55.0%で、国調査と比較し16.0ポイント上回っています。一方、「結婚はした方がよい」が25.2%で、国調査と比較し19.0ポイント下回っており、結婚や同棲に対して必要性を感じていない方が多い結果となっています。また、結婚生活について不安に感じることについては、「結婚生活にかかるお金」が41.1%で最も高くなっています。

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現ができるように、支援をより推進していく必要があります。

(9) こどもの貧困対策

小中高生保護者調査では、貧困の課題を抱えていると思われる世帯の割合は、全体で15.3%、母子世帯においては51.1%となっています。家庭の経済状況は、子どもの進路選択や家庭環境にも影響を及ぼしている可能性があります。調査結果では、世帯の収入の水

準が低くなると、大学までの進学を希望する割合も低くなる傾向がみられました。また、経済的な理由で「食料が買えなかった」、「必要ない服が買えなかった」などと回答した人の割合が、貧困の課題を抱えていると思われる世帯において高くなっています。

貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

(10) 障がい児等への支援

国が2014年に批准した「障害者の権利に関する条約」やこども基本法の理念を踏まえ、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもと一緒に教育・保育を受けることができる、インクルーシブな教育・保育の体制づくりを推進していく必要があります。

障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進していきます。

(11) こども・若者や子育て世帯の意見反映

こども基本法において、こどもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聴き、反映させることが義務付けられています。本町においては、こどもや若者を対象とした調査を実施し、当事者の状況把握を行いました。

こどもや若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックすることにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出していきます。

第4章 基本理念、基本目標、計画の体系

1 基本理念

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現にあたっては、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を真ん中に据え、こどもや若者の視点に立ち、誰一人取り残さず、健やかな成長を地域社会全体で後押しすることが必要だとされています。

今回策定する「大崎町こども計画」では、主に未就学児の保護者を対象にニーズ調査を実施し策定した第2期大崎町子ども・子育て支援事業計画で推進してきた「子どもが輝き、ひと・もの・自然、調和が奏でる躍動のまち」の基本理念の一部を継承するとともに、今回新たに6歳から18歳の児童・生徒及びその保護者、18歳から39歳までの若者世代もニーズ調査の対象とし、「こどもまんなか社会」の実現に向け新たに以下の基本理念を設定します。

基本理念

こども・若者まんなか社会 みんなで育む 夢・未来

本町では、令和5年12月1日に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行いました。

こどもまんなか応援サポーターとは、こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組むことを指しています。

本町においては、「子ども・子育て施策の推進・充実」、「子ども・若者の社会参画の推進」、「子どもの居場所づくり」、「町民や団体、企業の皆さんと「こどもまんなか社会」への協働」など、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進していきます。



こども大綱では、こども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、6本の柱を国におけるこども施策の基本的な方針としています。本計画においても、こども大綱の6本の柱を基本方針とし、それを踏まえ施策を展開します。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む問題の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、国、県、近隣市町村、民間団体等との連携を重視する

また、こども大綱では「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に見た重要事項、ライフステージを通して横断的に実施すべき重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項に分けて方向性を示しています。

本計画においても、「ライフステージ別の施策」、「ライフステージを通じた施策」、「子育て当事者への支援に関する施策」の3つの区分に分けて掲載します。

2 基本目標

《Ⅰ ライフステージ別の施策》

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

子どもを生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育内容の充実を図ります。

基本目標2 子どもが成長できるまちづくり

こどもの最善の利益が尊重されることを基本に、子どもが、夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者が社会の一員として役割を果たせるよう、関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

《Ⅱ ライフステージを通じた施策》

基本目標4 全ての子どもが幸せな状態で成長できるまちづくり

必要なときに必要なサービスを受けることができる体制を確保し、こどもの成長過程全体を通じた支援によって、こどもの心身の状況、置かれた環境等にかかわらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう推進します。

《Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策》

基本目標5 子育て当事者が子どもに向き合えるまちづくり

家庭と社会が、相互に養育力を補完し、高め合うとともに、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、育児と仕事等を両立しながら、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるよう、子育てしやすい環境をつくります。

3 計画の体系

		基本目標	具体的な取組
基本理念 『こども・若者まんなか社会 みんなで育む 夢・未来』	I ライフステージ別の施策	～こどもの誕生前から幼児期まで～ 1 安心してこどもを生ま育てることができるまちづくり	(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 (2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
		～学童期・思春期～ 2 こどもが成長できるまちづくり	(1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の充実 (2) 居場所づくり (3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 (4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 (5) いじめ防止対策 (6) 不登校のこどもへの支援
		～青年期～ 3 若者が自立できるまちづくり	(1) 進学支援 (2) 若者の社会参加に向けた支援 (3) 出会いや結婚への支援
	II ライフステージを通じた施策	4 全てのこどもが幸せな状態で成長できるまちづくり	(1) 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援 (2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援 (3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 (4) こども若者が権利の主体であることの社会全体での共有 (5) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり (6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
	III 当事者子育て支援	5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2) 地域子育て支援、家庭教育支援 (3) 共働き・共育での推進等

第5章 施策の展開

I ライフステージ別の施策

基本目標1 安心して子どもを産み育てることができるまちづくり

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、認定こども園、保育所等への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会づくりを推進します。

(1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

①母子の健康管理

母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、出産前後の家庭の育児支援や産後ケア事業など適切なサービス利用につなげることで、出産や育児に係る母親の負担軽減を図りつつ、各種健診や予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの実施により、母子の健康管理を推進していきます。

②産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、全ての乳児を対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。

また、出産後に家族からの支援が受けられない等の家庭については、産後ケア事業等による母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。

③乳幼児健康診査等の充実

乳幼児の適切な保健指導と病気や発達に不安のあるこどもの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実を図ります。また、乳幼児健診後、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や悩みを抱える保護者等を早期に把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

取組	取組・事業概要	担当課
不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。	保健福祉課
母子健康手帳交付及び妊婦健康診査事業	妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳と、妊婦が費用を心配せず健診を受けられるよう妊婦健康診査受診票を14枚交付し、専門医療機関を受診することにより妊婦の健康保持・増進を図ります。	保健福祉課
妊産婦・新生児・乳幼児訪問事業	生活環境・健康上のハイリスク者で訪問による指導が必要な妊産婦、第1子や出産前後に異常があった新生児や訪問希望者に保健師・助産師が訪問指導を行っています。また、各種乳幼児健診・相談後の経過観察児、健診未受診児に対し、訪問指導を行っています。生活環境や健康などで不安を持つ妊産婦、経過観察児、育児不安を持つ家庭を訪問し指導に努めます。	保健福祉課
妊婦・乳幼児栄養指導	母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養教育は健康と食習慣形成の上で重要であり、母子手帳交付時、乳幼児健診、各種相談・教室などで行っています。 個人の状況や発達段階に合わせた栄養教育を進めます。	保健福祉課
母子相談事業	健康に関する来所及び電話相談に常時対応できるよう保健師等を配置しています。妊娠届出時及び妊娠期の相談指導や育児相談、情報提供及び適切な機関の紹介などを行っています。また、定期的な乳幼児相談（育児相談、1歳児相談）を行い、発育発達の相談を受け育児についての不安軽減を図っています。 不安が解消されない場合には、訪問し、適切な機関を紹介するとともに、妊婦・乳幼児等の健康保持・増進・育児不安の軽減につながるための事業を進めます。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	保健福祉課
新生児聴覚検査	新生児（生後28日以内）に対して、聴力検査を行い聴覚障害の早期発見を行います。	保健福祉課
産後ケア事業	出産後、希望する母子を対象に心身の安定と育児不安の解消を図ります。	保健福祉課

取組	取組・事業概要	担当課
乳幼児健康診査事業	<p>身体計測・問診・観察・診察などで、疾病や心身障がいの早期発見に努め、早期治療・早期療育を促すとともに、身体及び精神発達の確認を行います。ただし、9～11か月児健診については医療機関に委託で実施しています。また精密検査等必要に応じて関係機関との連携を図ります。</p> <p>乳児期からの栄養相談・指導、虫歯の予防、親子ふれあい遊び等の育児指導で生活習慣の自立などの育児支援を行い、乳幼児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。</p>	保健福祉課
養育支援訪問事業	<p>育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。</p>	保健福祉課
子ども家庭総合支援拠点 (こども家庭センター)	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。</p> <p>令和8年度には、子育て世代包括支援センターと統合し、「こども家庭センター」として実施予定です。</p>	保健福祉課
歯科健診及びフッ素塗布事業	<p>幼児健診及び歯科相談時に、歯科医師が歯科健診、また歯科衛生士による口腔内観察・歯科指導並びにフッ素塗布を行い、乳幼児の虫歯予防の啓発に努めます。(歯科相談時は歯科診察なし)</p>	保健福祉課
フッ化物洗口事業	<p>保育所等及び小中学校で集団フッ化物洗口に取り組み、虫歯予防を図ります。</p>	保健福祉課 教育委員会 管理課
予防対策事業	<p>法で定められた定期の予防接種については、接種率の向上を目指すとともに、疾病の発症及び蔓延の防止に努めます。</p> <p>小学校では学校医による健康診断を行い、病気の予防・保健指導を行い、児童生徒の保健指導等の充実を図ります。</p> <p>安心して相談できるよう、電話やホームページを活用した育児相談を行っています。関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。</p>	保健福祉課
子ども医療費助成制度	<p>高校卒業年度末までの入院・通院費とも自己負担額の全額を助成します。</p>	保健福祉課
保育所等栄養士による食指導の実施	<p>保育所等では、食事の指導とクッキング保育に取り組み、望ましい食指導の定着に努めます。また、保護者に対して食習慣の啓発活動を行います。</p>	保健福祉課

(2) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

①地域における子育て支援

子育て家庭等の負担感・不安感を軽減することや遊びの体験機会の提供を目的とし、地域の身近な場所で気軽に親子の交流や相談ができる地域子育て支援拠点などの子育て支援サービスの充実に取り組みます。

②多様化する教育・保育ニーズへの対応

就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、預かり保育、延長保育等の充実に向けた取組を行うとともに、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施や、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業などの取組を推進します。

③こども・子育てを支える人材の確保・育成

幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実や指導監査等の実施により、幼児教育の質の確保及び向上を図ります。

④小学校等との円滑な接続の推進

認定こども園、保育所等から義務教育段階へとこどもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続されるべきであることから、認定こども園、保育所と小学校等の関係者による連絡協議会等での指導を通じた円滑な推進を図ります。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
つくしんぼ教室 (親子教室)	<p>幼児健診のフォロー教室として親子のふれあい遊びや素材遊びなど、子どもと保護者が楽しい小集団活動を体験しながら早期からの愛着形成を促していきます。また、子どもの状況について理解を深めることで、必要に応じてより密度の濃い丁寧な支援につなげていきます。</p>	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業	<p>地域子育て支援センターは、家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談事業、子育てサークルの育成を支援します。現在、1か所（ひよこクラブ）において土日祝日を除く平日は毎日開所しています。今後も、現在の設置箇所数を維持するとともに、機能の充実を推進します。</p>	保健福祉課
利用者支援事業 (こども家庭センター)	<p>妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、全ての子どもと家庭に対しての予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応していきます。</p> <p>こども家庭センターは令和8年度の開設を目指し現在調整中です。開設後は子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを統合します。</p>	保健福祉課
保育所・幼稚園等環境整備事業	<p>保育所における保育は保護者の労働又は疾病などの理由により、保育に欠ける児童の保育を行う事業です。</p> <p>保育所・幼稚園等の受け入れ定数については待機児童はなく、ほぼ充足されていますが、今後、社会情勢等を見ながら柔軟に対応していきます。保育士・幼稚園教諭等の資質を向上させ、保育環境の充実を図るため、研修会等の実施を進めます。</p> <p>さらに、建物の老朽化が進んでいる保育所・幼稚園等については、施設環境の改善を支援します。</p>	保健福祉課
延長保育事業	<p>保護者の仕事等のため、通常の保育所の開所時間を越えて児童の保育を希望する場合に行う事業です。</p> <p>新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保育時間を「保育標準時間」及び「保育短時間」の2区分に設定しており、今後、利用増加が見込まれることから、事業の拡充を図っていきます。</p>	保健福祉課
幼稚園等延長保育 (一時預かり事業)	<p>幼稚園や認定こども園に在籍する満3歳以上の園児を対象に、保護者の仕事等の理由による、通常の開所時間を越えた児童の一時預かりを行い、安心して子育てができる環境の整備を図ります。</p>	保健福祉課

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
一時預かり事業	<p>専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かり保育を行う事業です。</p> <p>新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保護者の就労時間について下限時間を設けており、就労時間が下限時間未満のお子さんは、「一時預かり事業」にて対応するため、事業の拡充を図っていきます。</p>	保健福祉課
病児保育事業	<p>保育所・幼稚園等に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所・幼稚園等や、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。</p> <p>病児保育の取組については、医療機関と連携し事業実施の検討を行います。</p>	保健福祉課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</p> <p>随時、地域ニーズを把握し、事業の検討を行います。</p>	保健福祉課
子育て情報の提供	<p>子育てをしている家庭に対し、町のホームページで子育て情報を提供します。さらに、子育てに関する情報の収集や情報提供について、関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し、情報の一元化・情報機器を活用した提供等を進めます。</p>	保健福祉課
保育所利用者負担金無償化事業	<p>保育所・認定こども園を利用する満3歳未満の園児の保育所利用料（自己負担分）を保護者に代わり町が負担することで、子育て世帯に対する財政支援を行う事業です。</p>	保健福祉課
保育所等給食支援事業補助金	<p>保育所・認定こども園を利用する園児の給食費（自己負担分）を保護者に代わり町が負担することで、子育て世帯に対する財政支援を行います。</p>	保健福祉課
保育士等処遇改善事業	<p>教育・保育の提供に従事する人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育の安定的な供給に資するため、職員の技能・経験などに応じた賃金体系の改善を行います。</p>	保健福祉課
幼児教育・保育と小学校教育の連携に向けた情報交換会の開催	<p>幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校と学区内の認定こども園・保育所（園）などが情報交換等を行う幼保・小連携に係る情報交換会を開催します。</p>	教育委員会 管理課
世代間交流事業 (保育所・幼稚園等)	<p>保育所・幼稚園等が地域の活動の拠点として、保育所・幼稚園等と地域の人々との交流及び老人福祉施設を訪問するなど、地域の人々との世代間交流を促進します。</p>	保健福祉課 教育委員会 管理課

基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

学童期は、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期とされています。学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境整備を推進します。

また、思春期は他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味や価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支える環境づくりの推進に取り組みます。

(1) こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の充実

①次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境、安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

②安全・安心な教育環境の向上

児童生徒が安全で充実した学校生活を送れるよう、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化等の推進により、教育環境の向上に努めます。

③全てのこどもの学びの保障

経済的理由等により就学困難な児童生徒に対する就学支援及び高校生や大学生に対する奨学資金貸付制度を継続します。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による学習環境の維持確立に努めます。

④こどもを犯罪や交通事故から守るための取組

交通事故や犯罪に巻き込まれる危険性を減らし、次世代を担うこどものかけがえない命を社会全体で守るため、交通ルール理解と交通マナーを向上させる取組を推進するとともに、こどもたちが安心して外出できるよう防犯体制の整備などの取組を推進します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
地域活動の育成	子ども会の地域組織活動の育成やその指導者の育成を図り、地域ボランティア等の協力を得て地域児童の健全育成活動の推進に努めます。	教育委員会 社会教育課
交流事業	児童・生徒がゲームや遊び、宿泊体験を通して異年齢交流を行っています。また、鹿児島県等が主催する青少年育成事業や国際交流事業に中学生・高校生の代表を派遣して、指導者となる人材の育成を進めています。	教育委員会 社会教育課
校外生活指導活動	小・中・高校の子どもを持つ地域住民から選出された指導委員・補導員が、書店やコンビニエンスストア等を巡回し、青少年に悪影響を及ぼすと思われる有害な環境がなくなるよう関係業界に働きかけを行います。	教育委員会 社会教育課
街頭補導活動事業	青少年の非行防止のため、地域での取組を支援していくとともに、家庭、地域の協力を得ながら関係機関と連携を図り、専任補導員による街頭補導活動、学校の長期休業日やイベント等の特別街頭補導を行っています。 これら非行防止のため、連携を強化し、防止活動の充実を推進します。	教育委員会 社会教育課
交通安全教室	子どもを対象として、警察・自動車学校の協力により、ダミー人形や腹話術等の視聴覚教材を使った参加・体験・実践型の交通安全教室を行っており、内容の充実に努めます。	総務課
「子ども 110 番の家」 (サポートハウス)	子どもが不審者から声をかけられたりした場合等、子どもがかけ込むことができる「子ども 110 番の家」があり、今後も支援します。	総務課
防犯啓発活動	防犯対策として全戸に啓発チラシを配布するとともに防犯街宣を行っており、今後も啓発活動を進めます。 また、子どもが自ら身を守るための防犯研修に取り組みます。	総務課
教職員に対する研修等の実施	教育課題に対応できる教職員の資質向上を図り、児童生徒の学力向上につなげるため、教職員の研修を実施します。	教育委員会 管理課
GIGA スクール構想の推進	Society5.0 時代に生きる子供たちの未来を見据え、教育系のネットワーク環境整備や児童生徒向けの 1 人 1 台端末の運用管理等を行います。	教育委員会 管理課
特別支援教育支援員の配置	町内の公立小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする普通学級の児童生徒に対し、学校に「特別支援教育支援員」を配置し、適切な学校生活上の介助や学習活動上の支援を行います。	教育委員会 管理課

(2) 居場所づくり

①こども・若者の視点に立った居場所づくり

その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

その際、すでに多くのこども・若者の居場所となっている子ども会、子ども食堂や学習支援の場など多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などが、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

②放課後児童対策の推進

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブの安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め放課後児童対策に取り組みます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童の健全育成を登録制により行う事業です。 放課後児童クラブ相互の連携を図りながら利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	保健福祉課
子ども食堂支援事業	子ども食堂は、子どもたちに対して無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんなどを提供するだけでなく、子どもから高齢者まで集い地域における交流のとしての役割を担う場です。その運営については、主に企業や地域からの寄付、食材提供により成り立っていますが、物価高騰の影響で運営が厳しい状況であることから、支援を行います。	保健福祉課
なないろキャンパス(教育支援センター)の運営	学校へ登校することが難しい不登校児童生徒の社会的自立に向けた状況の改善を図るため、学習や体験活動に取り組みます。	教育委員会 管理課
ファミリー・サポート・センター事業 (再掲)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 随時、地域ニーズを把握し、事業の検討を行います。	保健福祉課
交流事業(再掲)	児童・生徒がゲームや遊び、宿泊体験を通して異年齢交流を行っています。また、鹿児島県等が主催する青少年育成事業や国際交流事業に中学生・高校生の代表を派遣して、指導者となる人材の育成を進めています。	教育委員会 社会教育課

子どもの遊び場整備	子どもやお年寄りはもちろん、障がいのある方にも使用してもらえるよう、地域住民の意見を取り入れた公園の整備を進めており、小規模公園も視野に入れながら整備に努めます。	建設課
子どもの居場所・生活支援事業	子どもへの食事や体験などの提供を含め、放課後の居場所づくりなどを行う事業者を支援します。	保健福祉課

(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

①小児医療体制の充実・強化

こどもの命と健康を守り、保護者の不安の解消を図るため、小児医療の提供体制の充実・強化を図ります。こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。

②性に関する指導の着実な実施

小・中・高等学校等において、こどもの発達段階に応じ、心身の健康や性に関する正しい知識を得ることができるよう、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
子ども医療費助成制度 (再掲)	高校卒業年度末までの入院・通院費ともに自己負担額の全額を助成します。	保健福祉課
性教育の実施	学校教育において児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めています。 助産師や医療機関と連携した研修を行い、児童生徒への指導の充実と保護者への啓発に努めます。	教育委員会 管理課
開業医誘致支援事業	小児科等、大崎町にとって不足している診療科で開業する医師を支援することで、親子が安心して医療サービスを受けられる体制整備に努めます。	保健福祉課
医療相談アプリ	ICTを活用することで、気軽に医師に相談できる体制づくりに努めます。	保健福祉課

(4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

①学校における主権者教育の推進

主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、これからの社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を実施します。

②喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の推進

喫煙、飲酒、薬物乱用について、その健康被害に関する正しい知識の提供に努めるとともに、家庭、学校、地域が一体となってその予防に取り組みます。

③学校におけるライフデザインに関する教育の推進

家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての指導を実施します。

④学校における労働に関する教育の推進

働き始める前に、勤労観や職業観を培うと共に、労働基準法など労働法制について理解するために、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、社会生活における職業の意義と役割や雇用と労働問題等についての指導を実施します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	学校教育において児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めています。 警察や医療機関などの関係機関と連携した教育を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。	教育委員会 管理課
キャリア教育事業	中・高生等が保育所・幼稚園等での職場体験等を通じて、幼児と交流できる場の提供を行います。	教育委員会 管理課

(5) いじめ防止対策

①いじめ問題に対する相談・指導体制の充実

いじめ問題など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒及びその保護者への指導・助言や、教職員への研修等を推進し、こどもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

②「ネットいじめ」に関する対策の推進

近年、スマートフォンの普及に伴って生じているSNS等を使った「ネットいじめ」はこどもたちの自己肯定感を大きく損なうとされています。いじめの未然防止対策として、情報モラル教育の充実や、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
スクールカウンセラー、心の教室相談員等の充実	いじめ・不登校等への対応、問題行動等の防止に向けて教師と連携を行っています。 保護者も含めた相談体制の充実を図ります。	教育委員会 管理課
情報モラル教育の推進	情報教育の指導計画を基に、学級活動、道徳、総合的な学習の時間、技術家庭等の学習で情報モラルに関する指導を行います。	教育委員会 管理課
自殺対策庁内連絡会議の設置・強化	町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、自殺対策庁内連絡会議の設置・強化に努めます。	保健福祉課

(6) 不登校の子どもへの支援

①不登校を未然に防ぐ取組の推進

不登校やひきこもりなどは、経済的な困窮やいじめ、家庭関係など多岐にわたる様々な要因が複合的に絡み合っておくとされています。不登校の未然防止、問題等の早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

②居場所づくりの推進

学校に登校することが難しい不登校児童生徒の社会的自立に向けた状況の改善を図るため、学習や体験活動ができる居場所づくりを推進します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
なないろキャンパス（教育支援センター）の運営（再掲）	学校へ登校することが難しい不登校児童生徒の社会的自立に向けた状況の改善を図るため、学習や体験活動に取り組みます。	教育委員会 管理課
民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っていきます。 さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行っていきます。委員活動の充実や資質を高めるための研修を行っていきます。	保健福祉課
子ども家庭総合支援拠点（こども家庭センター）（再掲）	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。 令和8年度には、子育て世代包括支援センターと統合し、「こども家庭センター」として実施予定です。	保健福祉課
教育相談や適応指導の実施	不登校等の問題を抱える保護者、教職員、児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適応指導や学習支援、生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促します。	教育委員会 管理課
スクールカウンセラー等の配置	スクールカウンセラーが、町内の市立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育委員会 管理課

基本目標3 若者が自立できるまちづくり

若者一人一人の状況に寄り添った就職や自立支援を行うとともに、若者が自らの主体的な選択により、結婚、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、希望がかなえられるよう、多様な価値観を尊重し、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

悩みや不安を抱える若者が、社会と自分の距離感でつながりを育んでいけるよう、若者やその家族が気軽に相談できる体制を整えます。

(1) 進学支援

若者が経済的事情により進学を断念することのないよう、奨学金の無利子貸付などの取組を推進します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
奨学金の貸付	本町に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と就学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会 管理課
高校生等通学定期券購入助成事業	経済的負担の軽減と就学機会の確保のために、高校等に通学するために必要となる通学定期券の購入に要する費用の一部を助成します。また、併せて、公共交通の維持と利活用を促進します。	企画政策課

(2) 若者の社会参加に向けた支援

様々な課題を抱える若者のそれぞれの状況に応じて、関係機関が連携して包括的な支援を提供していくことにより、相談しやすい体制づくりを推進します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
民生委員による活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、包括的な支援を行っていきます。	保健福祉課

(3) 出会いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚等の希望を叶えられるように、出会いの機会の提供など、出会いの支援を推進します。

また、これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の支援等を行います。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
大隅5町での婚活イベントの開催	大隅5町（大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町）で構成する「大隅5町婚活連絡協議会」では婚活イベントを開催しています。	企画政策課
新婚生活支援事業	結婚を機に取得した新居の購入費又はリフォーム費、家賃、引越費用等の一部を補助する事業です。	企画政策課

Ⅱ ライフステージを通じた施策

基本目標4 全ての子どもが幸せな状態で成長できるまちづくり

こども大綱においては、常に子どもや若者の最善の利益を第一に考え、子どもや若者を権利の主体として認識し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことを使命として掲げています。

子ども・若者に対して自らが権利の主体であることを広く周知し、こどもの権利に関する理解促進や人権教育の推進、子どもを貧困や虐待から守る取組、多様な遊び場や子どもが活躍できる場の提供等の取組を推進します。

(1) 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

①教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、子どもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう、機会あるごとに啓発していきます。

特に取組の必要が高い経済的に困難な世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等への学習支援などを行います。

②生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく就労支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、子どもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。これらの取組を通じて、家庭におけるこどもの生活環境の向上を図るため、家庭教育の推進の意識啓発を図っていきます。

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立によるこどもの生活環境の改善につなげます。

④経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や町などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等による捕捉率を高めます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
母子及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を効果的に促進し、自立に向けた支援を図ります。	保健福祉課
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童又は20歳未満で法令等に規定する障がいの状態にある児童とこれを監護するひとり親の父又は母を対象に医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ります。	保健福祉課
多子世帯保育料等軽減事業	子育てにかかる経済的負担の軽減を目的に、認可保育所並びに私立幼稚園に入所、就園する多子世帯の第3子以降の保育料等を軽減します。	保健福祉課
児童扶養手当支給事業	父親又は母親のいない児童の家庭や、親に代わってその児童を養育している方に手当を支給します。	保健福祉課
初回産科受診料助成事業	妊娠判定を受ける低所得の妊婦に対して、初回の産科受診に要する費用の一部を助成します。	保健福祉課
放課後児童健全育成事業補助金	放課後児童クラブを利用する生活保護世帯並びに住民税非課税世帯等に対し、その利用料を助成し、子どもの居場所づくり及び就労や生活の安定を図ります。	保健福祉課
就学援助の実施	経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないように、要保護に準ずる程度の経済的困窮にあると認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学用品費など就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会 管理課

(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障がいの有無にかかわらず、安心してともに暮らすことができるよう、地域における障がい児の支援体制の強化や、保育所等における障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、医療的ケア児など専門的な支援が必要なこどもとその家族を支援するため、関係機関と連携した早期支援や、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援の推進など障がい児施策の充実に努めます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
自立支援医療（育成医療）	身体に障がいのある児童の障がいに係る医療費の自己負担額を軽減するものです。	保健福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器助成事業	身体障がい者手帳交付対象とならない難聴児童の補聴器の購入費の一部を助成します。	保健福祉課
子ども家庭総合支援拠点（こども家庭センター）（再掲）	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。 令和8年度には、子育て世代包括支援センターと統合し、「こども家庭センター」として実施予定です。	保健福祉課
特別支援教育支援員の配置（再掲）	町内の公立小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする普通学級の児童生徒に対し、学校に「特別支援教育支援員」を配置し、適切な学校生活上の介助や学習活動上の支援を行います。	教育委員会 管理課

(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

①地域における虐待の早期発見、発生予防の取組の推進

次代を担うこどもたちの生命と人権を守り、こどもの健全な成長・発達にむけて、引き続き児童相談所や関係機関と連携した取組を強化するとともに、地域における虐待の早期発見や発生予防を促進する取組を推進します。

②ヤングケアラーへの支援

本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもを指す「ヤングケアラー」の問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出ているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合があることから、福祉、教育等の関係者が連携し、早期発見や必要な支援につなげるよう努めます。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
児童虐待防止	<p>大崎町・消防・医療機関はもとより、児童相談所や警察など子どもに関係する機関が連携して子育てや児童の虐待防止などの対応を行っていきます。</p> <p>定期的に連絡会議を開催するなど関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な問題解決に取り組めます。</p> <p>◇大崎町要保護児童対策地域協議会</p>	保健福祉課
児童虐待防止・早期発見事業	<p>妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で生活・子育て環境を把握し、早期支援を行っていきます。</p> <p>子育て支援の必要な親の早期発見、早期支援を図るための事業を進めます。大崎町における児童虐待の早期発見、早期対応、家族支援、発生防止等に適切に対応するために、関係機関との連絡網の整備及び協力体制の確立を図ります。</p>	保健福祉課
民生委員・児童委員活動（再掲）	<p>地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っていきます。</p> <p>さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行っていきます。委員活動の充実や資質を高めるための研修を行っていきます。</p>	保健福祉課
スクールカウンセラー等の配置（再掲）	<p>スクールカウンセラーなどを町内の市立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。</p>	教育委員会 管理課
子ども家庭総合支援拠点（こども家庭センター）（再掲）	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。</p> <p>令和8年度には、子育て世代包括支援センターと統合し、「こども家庭センター」として実施予定です。</p>	保健福祉課
養育支援訪問事業（再掲）	<p>育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施します。</p>	保健福祉課
母子相談事業（再掲）	<p>健康に関する来所及び電話相談に常時対応できるよう保健師等を配置しています。妊娠届出時及び妊娠期の相談指導や育児相談、情報提供及び適切な機関の紹介などを行っていきます。また、定期的な乳幼児相談（育児相談、1歳児相談）を行い、発育発達の相談を受け育児についての不安軽減を図っています。</p> <p>不安が解消されない場合には、訪問し、適切な機関を紹介するとともに、妊婦・乳幼児等の健康保持・増進・育児不安の軽減につながるための事業を進めます。</p>	保健福祉課

(4) こども若者が権利の主体であることの社会全体での共有

①こども・若者が権利の主体であることの普及啓発

こどもが権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

②こども・若者や子育て世帯の意見聴取

こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を推進するとともに、こども家庭センターを中心とした、相談体制の充実を図ります。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
学校訪問における人権教育に関する指導・助言	町内の公立小・中学校を訪問し、学校運営上及び生徒指導、学習指導上の諸課題の解決に向け、適切な指導や助言等の指導を行います。	教育委員会 管理課

(5) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり

こども・若者の健やかな成長の原点である遊びや体験活動について、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場の充実を図り、こどもが本来持っている主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりの実現と体験活動等の充実を目指します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
つくしんぼ教室 (親子教室) (再掲)	幼児健診のフォロー教室として親子のふれあい遊びや素材遊びなど、子どもと保護者が楽しい小集団活動を体験しながら早期からの愛着形成を促していきます。また、子どもの状況について理解を深めることで、必要に応じてより密度の濃い丁寧な支援につなげていきます。	保健福祉課
子どもの遊び場整備 (再掲)	子どもやお年寄りはもちろん障がいのある方にも使用してもらえるよう地域住民の意見を取り入れた公園の整備を進めており、小規模公園も視野に入れながら整備に努めます。	建設課
交流事業 (再掲)	児童・生徒がゲームや遊び、宿泊体験を通して異年齢交流を行っています。また、鹿児島県等が主催する青少年育成事業や国際交流事業に中学生・高校生の代表を派遣して、指導者となる人材の育成を進めています。	教育委員会 社会教育課
親になるための交流事業	中・高生等が保育所・幼稚園等での職場体験等を通じて、幼児と交流できる場の提供を行います。	教育委員会 管理課

地域子育て支援拠点事業 (再掲)	地域子育て支援センターは、家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談事業、子育てサークルの育成を支援します。現在、1か所（ひよこクラブ）において土日祝日を除く平日は毎日開所しています。今後も、現在の設置箇所数を維持するとともに、機能の充実を推進します。	保健福祉課
---------------------	---	-------

(6) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

①産前産後の支援の充実と体制強化

希望する全ての方が産後ケア事業を利用することができるよう、提供体制の確保の取組、支援の必要性の高い利用者を受け入れる産後ケア施設への支援の拡充や、妊産婦のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を図ります。

②こども家庭センターの設置

虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
産後ケア事業（再掲）	出産後、希望する母子を対象に心身の安定と育児不安の解消を図ります。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） (再掲)	全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	保健福祉課
利用者支援事業 (こども家庭センター) (再掲)	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、全ての子どもと家庭に対しての予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応していきます。 こども家庭センターは令和8年度の開設を目指し現在調整中です。開設後は子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを統合します。	保健福祉課
携帯電話を活用した子育てに関する情報提供（再掲）	子育てに関する情報が、いつでも、どこでも入手できるように携帯サイトによる情報提供を行います。	総務課
医療相談アプリ（再掲）	ICTを活用することで、気軽に医師に相談できる体制づくりに努めます。	保健福祉課

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

①妊婦のための支援給付

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

②児童手当の支給拡大

国の「こども未来戦略」に基づき、令和6年10月から高校生の年代まで支給期間を延長するとともに、所得制限を撤廃し、多子加算の増額などの拡充を行っています。

③こども医療費の助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生までのこども医療費の全額支援（無償化）を継続します。

④幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全てのこどもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
新生児 10 万円給付金	令和 4 年度より、出生届出時に申請のあった保護者に対し、新生児一人につき 10 万円を支給しています。乳児の出生を祝福するとともに、経済的な支援を行うことにより、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。	保健福祉課
妊婦のための支援給付金	令和 4 年度より、妊娠届出時に 5 万円、乳児家庭全戸訪問時に養育する児童一人につき 5 万円を支給しています。妊娠届出時から子育て期までを切れ目なく支援することにより、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。	保健福祉課
初回産科受診料助成事業 (再掲)	妊娠判定を受ける低所得の妊婦に対して、初回の産科受診に要する費用の一部を助成します。	保健福祉課
子ども医療費助成制度 (再掲)	高校卒業年度末までの入院・通院費とも自己負担額の全額を助成します。	保健福祉課
子育て支援パスポート事業	地域全体で子育て家庭を支援する気運の醸成や子育て家庭の負担感の軽減等を目的として、県と共同して実施していきます。	保健福祉課
児童手当	家庭生活の安定と次代を担う児童の健全育成、資質向上を図るため、手当を支給します。	保健福祉課
保育料の軽減	子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減するため、国が定めた保育料基準額より低い保育料徴収基準額を定め、保育料の軽減を行っています。	保健福祉課
保育所利用者負担金無償化事業 (再掲)	保育所・認定こども園を利用する満 3 歳未満の園児の保育所利用料 (自己負担分) を保護者に代わり町が負担することで、子育て世帯に対する財政支援を行う事業です。	保健福祉課
多子世帯保育料等軽減事業 (再掲)	子育てにかかる経済的負担の軽減を目的に、認可保育所並びに私立幼稚園に入所、就園する多子世帯の第 3 子以降の保育料等を軽減します。	保健福祉課
保育所等給食支援事業補助金 (再掲)	保育所・認定こども園を利用する園児の給食費 (自己負担分) を保護者に代わり町が負担することで、子育て世帯に対する財政支援を行います。	保健福祉課
放課後児童健全育成事業補助金 (再掲)	放課後児童クラブを利用する生活保護世帯並びに住民税非課税世帯等に対し、その利用料を助成し、子どもの居場所づくり及び就労や生活の安定を図ります。	保健福祉課
奨学金の貸付 (再掲)	本町に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と就学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会 管理課
高校生等通学定期券購入助成事業 (再掲)	経済的負担の軽減と就学機会の確保のために、高校等に通学するために必要となる通学定期券の購入に要する費用の一部を助成します。また、併せて、公共交通の維持と利活用を促進します。	企画政策課

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

①こども家庭センターの設置【再掲】

虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援など、包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を設置します。

②多様化する教育・保育ニーズへの対応【再掲】

就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、預かり保育、延長保育等の充実に向けた取組を行うとともに、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施や、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業などの取組を推進します。

③家庭教育支援の推進

保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶ機会の提供や、身近に相談相手がない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、相談支援の拡充など保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

④子育てしやすい環境の推進

こども・子育て支援事業債をはじめとする様々な交付金の活用を視野に入れながら、こどもが安心して遊べる安全で快適な公園の維持や、身近な遊び場における親同士・地域住民の交流機会を創出します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
利用者支援事業 (こども家庭センター) (再掲)	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援、 全ての子どもと家庭に対しての予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応していきます。 こども家庭センターは令和8年度の開設を目指し現在調整中です。開設後は子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターを統合します。	保健福祉課
子ども家庭総合支援拠点 (こども家庭センター) (再掲)	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。 令和8年度には、子育て世代包括支援センターと統合し、「こども家庭センター」として実施予定です。	保健福祉課
携帯電話を活用した子育てに関する情報提供 (再掲)	子育てに関する情報が、いつでも、どこでも入手できるように携帯サイトによる情報提供を行います。	総務課

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
地域子育て支援拠点事業 (再掲)	地域子育て支援センターは、家庭内で保育をしている親子を対象として、育児不安等についての相談事業、子育てサークルの育成を支援します。現在、1か所（ひよこクラブ）において土日祝日を除く平日は毎日開所しています。今後も、現在の設置箇所数を維持するとともに、機能の充実を推進します。	保健福祉課
子育て情報の提供 (再掲)	子育てをしている家庭に対し、町のホームページで子育て情報を提供します。さらに、子育てに関する情報の収集や情報提供について、関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し、情報の一元化・情報機器を活用した提供等を進めます。	保健福祉課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 随時、地域ニーズを把握し、事業の検討を行います。	保健福祉課
子ども食堂支援事業（再掲）	子ども食堂は、子どもたちに対して無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんなどを提供するだけでなく、子どもから高齢者まで集い地域における交流の場としての役割を担います。その運営については、主に企業や地域からの寄付、食材提供により成り立っていますが、物価高騰の影響で運営が厳しい状況であることから、支援を行います。	保健福祉課
公営（町営）住宅等の整備・充実	大崎町公営住宅等長寿命化計画に基づき、ニーズに即した公営住宅等の整備を図ります。また、子育て世帯向け住宅の整備など定住化推進に努めます。	建設課
定住住宅取得補助事業	町内に住宅を新築または購入（中古住宅を含む）し、世帯責任者の年齢が住宅取得（登記完了）日時点で65歳未満である方を対象に、住宅の取得経費の総額の5分の1を補助します。	企画政策課
公共建築物のユニバーサルデザインの推進	新たに建設される公共建築物については多目的トイレを設置しています。 施設によってはトイレ内にベビーシートを設けたり、女性用トイレにも小児用小便器を設置するなど、整備を図ります。	建設課
チャイルドシート貸出事業	乳幼児の安全確保及びチャイルドシートの活用意識の高揚を図るため、原則4歳未満の児童を養育する方にチャイルドシートの貸し出しを行います。	保健福祉課
子どもの遊び場整備 (再掲)	子どもやお年寄りはもちろん障がいのある方にも使用してもらえるよう地域住民の意見を取り入れた公園の整備を進めており、小規模公園も視野に入れながら整備に努めます。	建設課
子どもの居場所・生活支援事業（再掲）	子どもへの食事や体験などの提供を含め、放課後の居場所づくりなどを行う事業者を支援します。	保健福祉課

(3) 共働き・子育ての推進等

①子育てと仕事の両立支援への啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

②男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

③子育てと仕事を両立しやすい環境づくり

親が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、希望する全ての方が認定こども園や保育園、児童クラブ等を利用することができるよう、提供体制の確保に取り組みます。また、様々な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実等の取組を推進します。

主な取組・事業	取組・事業概要	担当課
男女共同参画の推進	男女が互いに尊重し、認め合い、社会活動のあらゆる分野に共同して参画できる男女共同参画社会の実現のため、男女共同参画プランの推進に努めます。 また、家庭における家事・育児などを男女がともに担い、支えあえるような社会環境をつくるよう啓発に努めます。	企画政策課
延長保育事業（再掲）	保護者の仕事等のため、通常の保育所の開所時間を越えて児童の保育を希望する場合に行う事業です。	保健福祉課
一時預かり事業（再掲）	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かり保育を行う事業です。	保健福祉課
幼稚園等延長保育（一時預かり事業）（再掲）	幼稚園や認定こども園に在籍する満3歳以上の園児を対象に、保護者の仕事等の理由による、通常の開所時間を越えた児童の一時預かりを行い、安心して子育てができる環境の整備を図ります。	保健福祉課
病児保育事業（再掲）	保育所・幼稚園等に入所中の児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を保育所・幼稚園等や、病院等の専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。 病児保育の取組については、関係機関と実施に向け、今後検討を進めます。	保健福祉課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）	登録制により、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童の健全育成を行う事業です。 放課後児童クラブ相互の連携を図りながら利用ニーズに対応できる体制の整備に努めます。	保健福祉課

第6章 事業計画（子ども・子育て支援事業計画）

1 教育・保育提供区域と量の見込みの設定について

（1）提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

（2）量の見込みを算出する事業

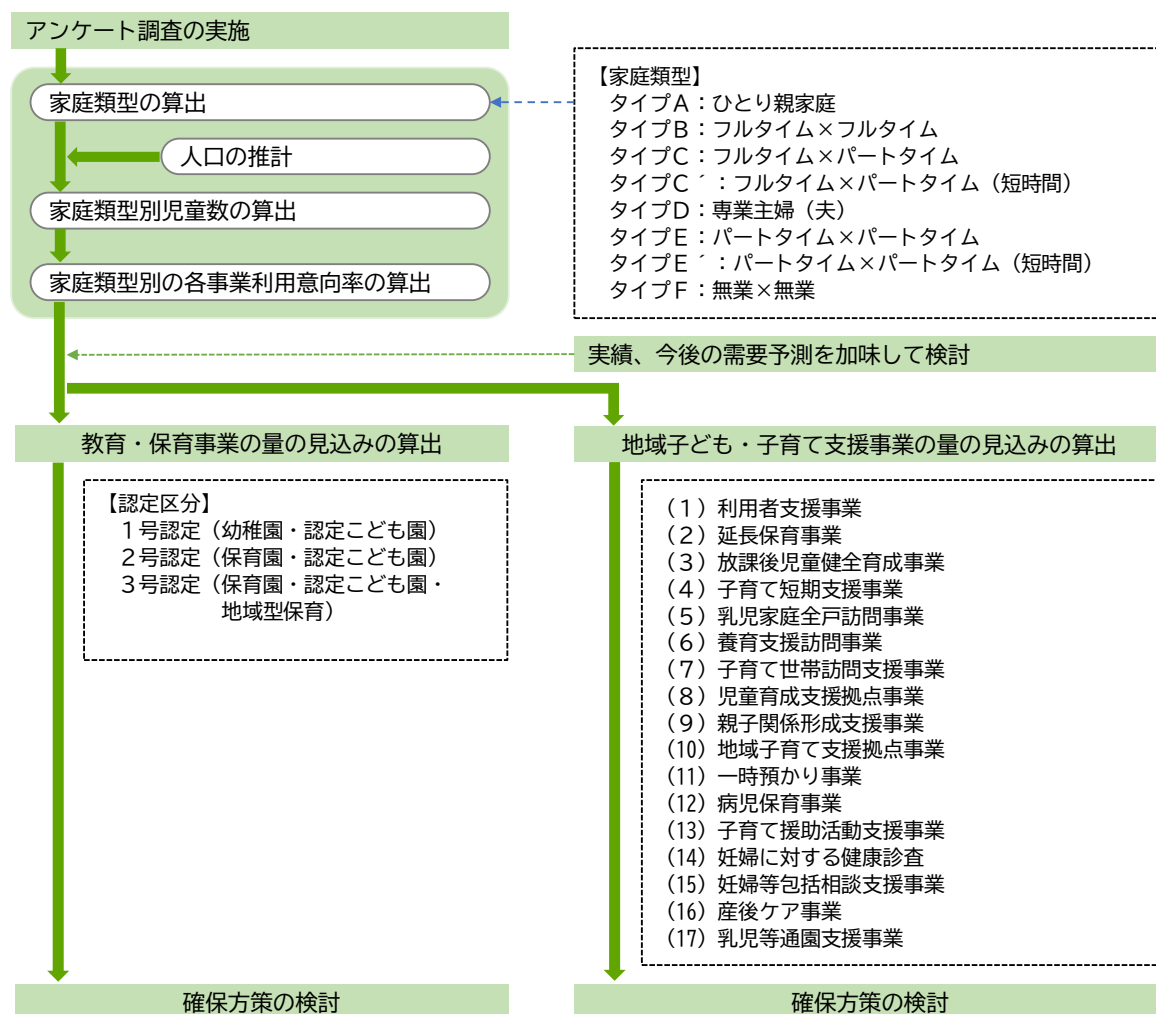
国から示された、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

教育・保育	
1	子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（1号認定）
2	子ども・子育て支援法第19条2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（2号認定、3号認定）
地域子ども・子育て支援事業	
1	利用者支援に関する事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
12	産後ケア事業
13	乳児等通園支援事業

(3) 量の見込みと確保の内容の検討

国の指針に基づき、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、令和7年度からの5年間における「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期などを盛り込むこととなっています。本町では、令和5、6年度に実施したニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを総合的に判断し、量の見込みを設定しました。

量の見込みの算出手順



認定区分

区分	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前の子ども		満3歳未満の小学校就学前の子ども
対象条件	2号認定以外の子ども	保護者の就労又は疾病その他内閣府令で定める事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園、認定こども園	保育園、認定こども園	
			地域型保育事業

(4) 推計児童数の算出

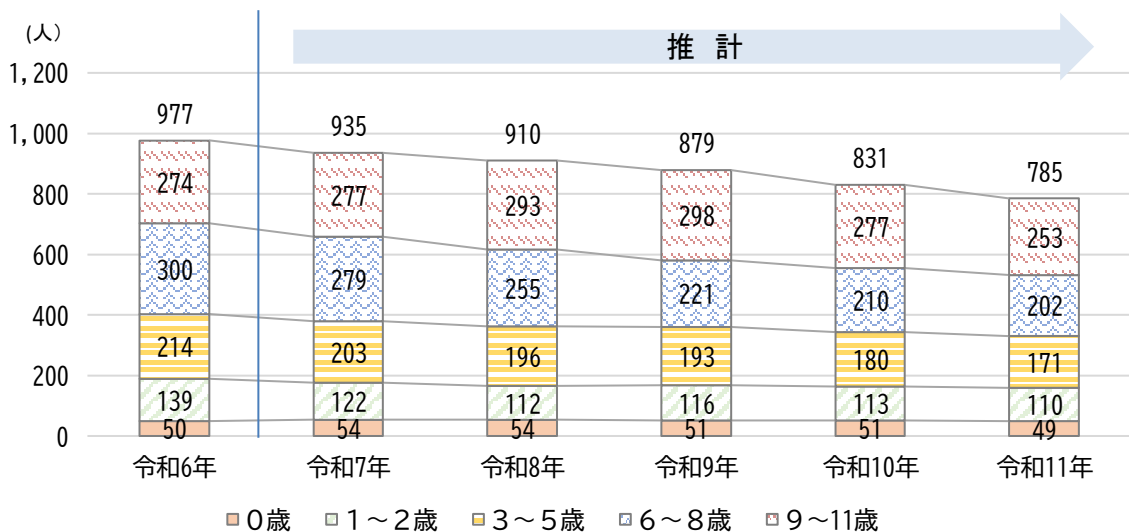
国の算出手引きに基づき、量の見込み及び確保の内容の算定の基礎となる令和7～11年度までの人口推計は、令和2～6年の住民基本台帳をもとに、※コーホート変化率法により算出しました。

※コーホート変化率法とは、ある一定期間における人口の変化率に着目し、その間の人口変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法である。

単位：人

	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	50	54	54	51	51	49
1歳	66	53	57	57	54	54
2歳	73	69	55	59	59	56
3歳	56	70	66	53	57	57
4歳	74	57	71	67	54	58
5歳	84	76	59	73	69	56
6歳	95	86	78	61	75	71
7歳	99	92	83	75	58	71
8歳	106	101	94	85	77	60
9歳	88	105	100	93	84	76
10歳	84	88	105	100	93	84
11歳	102	84	88	105	100	93
合計	977	935	910	879	831	785

※実績…住民基本台帳（令和6年4月1日時点）、推計…（各年4月1日時点）



2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

1年目 (令和7年度)	1号認定＋ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	57人	5人	62人	141人	19人	48人	62人	129人
②確保方策(利用定員数)	60人			189人	33人	48人	50人	131人
認定こども園	60人			159人	27人	36人	38人	101人
認可保育所	0人			30人	6人	12人	12人	30人
②-①過不足	-2人			48人	14人	0人	-12人	2人

2年目 (令和8年度)	1号認定＋ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	55人	5人	60人	136人	19人	51人	50人	120人
②確保方策(利用定員数)	60人			189人	33人	48人	50人	131人
認定こども園	60人			159人	27人	36人	38人	101人
認可保育所	0人			30人	6人	12人	12人	30人
②-①過不足	0人			53人	14人	-3人	0人	11人

3年目 (令和9年度)	1号認定＋ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	54人	5人	59人	134人	18人	52人	53人	123人
②確保方策(利用定員数)	60人			189人	33人	48人	50人	131人
認定こども園	60人			159人	27人	36人	38人	101人
認可保育所	0人			30人	6人	12人	12人	30人
②-①過不足	1人			55人	15人	-4人	-3人	8人

4年目 (令和10年度)	1号認定＋ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	50人	5人	55人	125人	18人	49人	53人	120人
②確保方策(利用定員数)	60人			189人	33人	48人	50人	131人
認定こども園	60人			159人	27人	36人	38人	101人
認可保育所	0人			30人	6人	12人	12人	30人
②-①過不足	5人			64人	15人	-1人	-3人	11人

5年目 (令和11年度)	1号認定＋ 2号認定(教育ニーズ)			2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			
	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計		0歳	1歳	2歳	合計
①量の見込み	47人	5人	52人	120人	18人	49人	51人	118人
②確保方策(利用定員数)	60人			189人	33人	48人	50人	131人
認定こども園	60人			159人	27人	36人	38人	101人
認可保育所	0人			30人	6人	12人	12人	30人
②-①過不足	8人			69人	15人	-1人	-1人	13人

※不足については、弾力的運用で対応します。

(2) 保育利用率の設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。本町においては、以下の通り設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①3歳未満推計人数	176人	166人	167人	164人	159人
②3歳未満量の見込み	129人	120人	123人	131人	131人
③3歳未満利用定員数	131人	131人	131人	131人	131人
④保育所等利用割合(②÷①)	73.3%	72.3%	73.7%	79.9%	82.4%
⑤保育利用率(③÷①)	74.4%	78.9%	78.4%	79.9%	82.4%

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

基本型	特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）	こども家庭センター型
<p>○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。</p> <p>【利用者支援】 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。</p> <p>【地域連携】 一地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援 利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。</p> <p>※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながるを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。</p> <p>【職員配置】 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く） ※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等</p>	<p>○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う</p> <p>【職員配置】 専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置 ※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい</p>	<p>○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。</p> <p>【職員配置】 主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など</p>

【確保の方針】

令和2年度より「子育て世代包括支援センター」を設置し、乳幼児健診や育児相談等、母子保健や育児に関する様々な悩みに対応しております。

また、令和6年度から「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子ども等に関する相談全般から調査、総合調整まで対応しております。

今後は、こども家庭センターとして運営し、より一体的な支援を継続して実施します。

【こども家庭センター型】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では7箇所において実施しています。

保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を今後も継続します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	77	74	74	70	67
確保方策（人）	77	74	74	70	67
施設数（箇所）	7	7	7	7	7

（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に保育園の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本町では6箇所において実施しており、今後も継続して実施します。

また、放課後児童クラブが未設置の小学校における放課後児童対策として、放課後子ども生活支援拠点（仮称）の整備を検討します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1年生	75	74	70	66	63
	2年生	59	59	56	53	50
	3年生	28	28	27	25	24
	4年生	25	25	24	23	21
	5年生	14	14	13	13	12
	6年生	10	9	9	8	8
	低学年計	162	161	153	144	137
	高学年計	49	48	46	44	41
	合計	211	209	199	188	178
確保方策（人）		211	209	199	188	178
確保方策（箇所）		6	6	6	6	6

(4) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

<p>(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。</p> <p>【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由 ○ 出産、看護、事故など家庭養育上の事由 ○ 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由 ○ 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合 ○ 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合 ○ 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合 	<p>(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童 ○ 保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
---	---

【確保の方針】

現在、本町ではトワイライトステイは実施していませんが、ショートステイは4箇所にて委託しており、今後も継続して実施します。

【ショートステイ】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	9	9	9	8	8
確保方策（人日）	9	9	9	8	8
施設数（箇所）	4	4	4	4	4

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【確保の方針】

現在の事業実施体制でも量の見込みを受け入れることは可能となっており、事業を継続して実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	54	54	51	51	49
確保方策（人）	54	54	51	51	49

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、教育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な教育の実施を確保する事業です。

【確保の方針】

養育環境に課題がある世帯に対しては、要保護児童対策協議会と連携を図り、事業を継続して実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	35	34	34	33	32
確保方策(人)	35	34	34	33	32

(7) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・育児に関する援助等を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、養育環境に課題がある世帯に対しては、要保護児童対策協議会と連携を図り、今後、事業の実施について、必要に応じて検討を行います。

(8) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

教育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、教育・養育環境に課題がある世帯に対しては、教育委員会や要保護児童対策協議会と連携を図り、今後、事業の実施について、必要に応じて検討を行います。

(9) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、情報提供及び助言など、子どもの発達に応じた支援を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、子育てや親子関係に不安をかかえる世帯に対しては、社会福祉協議会や要保護児童対策協議会と連携を図り、今後、事業の実施について、必要に応じて検討を行います。

(10) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。） （社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②地域の子育て関連情報の提供	①子育て等に関する相談・援助の実施 ②子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の基盤を固めるための取組（加算） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して別途加算を行う ・出張ひろばの実施（加算） 常設の拠点施設を別設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を開設することが困難な地域に Outreach、出張ひろばを開設 ・出張支援の取組の実施（加算） ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習俗・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て支援の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に合わせた交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う 	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・育成の実施 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に合わせた交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う。 ・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一角、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6日、週7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

【確保の方針】

現在、本町では一般型を1箇所において実施しており、今後も同様に実施します。

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助に努め、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちの支援に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	234	220	209	210	205
確保方策（人日）	234	220	209	210	205
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

(11) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では、幼稚園又は認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を行う「幼稚園型」を除く一時預かりは実施していませんが、幼稚園型を2箇所において実施しており、今後も継続して実施します。

保護者の就労や、疾病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的な保育に努めます。

【幼稚園型】		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （人日）	1号認定	4,362	4,301	4,301	4,119	3,998
	2号認定	-	-	-	-	-
	計	4,362	4,301	4,301	4,119	3,998
確保方策（人日）		4,362	4,301	4,301	4,119	3,998
施設数（箇所）		2	2	2	2	2

(12) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、志布志市内の病児保育施設を利用後、本町から志布志市へ利用分の負担金を支払うという形で、引き続き実施していきます。

(13) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(14) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、② 検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保の方針】

現在、全ての妊婦を対象に妊婦健診を実施しています。今後も事業を継続して実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	54	51	51	49	47
確保方策（人）	54	51	51	49	47

(15) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、教育・養育環境に課題がある世帯に対しては、教育委員会や要保護児童対策協議会と連携を図り、今後、事業の実施について、必要に応じて検討を行います。

(16) 産後ケア事業

【事業概要】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

事業の概要	
● 対象者	産後ケアを必要とする者
● 内容	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用開始は原則7日以降)
● 実施方法・実施場所	(1)「宿泊型」… 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施 (2)「デイサービス型」… 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施 (3)「アットホーム型」… 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施
● 実施担当者	事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。(※ 市の指定する職員、24時間体制で1名以上の常駐、夜間対応は嘱託医の確保が条件)

【確保の方針】

令和6年度から、心身のケアや育児のサポートなどが必要な母子を対象に実施しています。今後も事業を継続して実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)	170	176	185	185	195
確保方策(人日)	170	176	185	185	195

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業概要】

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に、保育所等を利用できる事業です。

【確保の方針】

本町では令和8年度からの実施に向け、関係機関との調整を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人日)	0歳児	0	1	1	1	1
	1歳児	0	1	1	1	1
	2歳児	0	1	1	1	1
確保方策 (人日)	0歳児	0	1	1	1	1
	1歳児	0	1	1	1	1
	2歳児	0	1	1	1	1

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、保育所等に対して保護者が支払うべき教材費や行事費及び給食費等を助成する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園等の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保の方針】

現在、本町では実施していませんが、今後、事業の実施においては、必要に応じて検討を行います。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。

こうした中、認定こども園、保育所等における学校教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、未利用者やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、教育・保育施設や地域型保育事業等と相まって、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、本町において、教育・保育の計画的な提供や質の向上のための支援を行うとともに、関係機関の連携や関連施策の連携を図り、地域の子育て支援を推進します。

また、家庭・地域・事業者・行政等が一体となった子育て環境づくりのため、家庭における養育力の向上や、事業者、地域等に対する子育て支援の普及啓発などに取り組むとともに、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に取り組みます。

(2) 教育・保育の質の向上

認定こども園、保育所と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるための体制づくりを整備するとともに、課題解決に向け、一人一人の心身の健康と発達を情報共有するなど、よりよい連携体制の構築を図り、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。

また、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所等への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策推進に努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報誌や町のホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配付により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督にあたっては、県と必要な情報を共有し、協働で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

第7章 放課後児童対策について

国においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。また、平成30年9月には、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を盛り込んだ「新・放課後子ども総合プラン」が示され、取組を推進して参りました。「新・放課後子ども総合プラン」については令和5年度末で終了し、引き続き令和6年度末まで「放課後児童対策パッケージ」での取り組みが推進されています。

本町においては、「放課後児童対策パッケージ」終了後も、国の動向を踏まえながら、放課後児童クラブなど、生活支援を含む子どもの居場所づくりの実施について検討していきます。また、確保方策については、空き家や保育園の余裕教室の活用の検討など、町の教育部門と福祉部門が連携し事業実施について協議していきます。

1 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

①放課後児童クラブ

平成30年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に取り組めます。放課後児童クラブについては、令和6年度現在、町内5か所で行っています。

②放課後子ども教室

本町においては、児童クラブの定員に空きがあることを踏まえ、現在のところ設置を検討していません。今後の需要に応じて設置を検討します。

③放課後子ども生活支援拠点（仮称）

放課後児童クラブが未設置の小校区について、地域の実情に合わせ、放課後子ども生活支援拠点の実施や、小校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように検討します。

2 放課後児童クラブ及び放課後子ども生活支援拠点への学校施設の活用に関する具体的な方策

保育園の余裕教室を活用した放課後児童クラブ、小学校の余裕教室や空き家等を活用し実施する放課後子ども生活支援拠点については、必要に応じて、関係機関と協議を行います。

3 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後に余裕教室等を利用する事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

4 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

必要があれば関係機関と協議のうえ、教育委員会が実施している教育支援センター（なないろキャンパス）や療育事業所が実施している放課後デイサービスへの登録に配慮し、対象児童の様子把握に努めます。

5 事業の質の向上に関する具体的な方策

現在、実施している放課後児童クラブ事業との運営や子どもの様子などの情報共有や、地域の方々の参画を得て、地域の実情・ニーズを把握し、さまざまな交流活動など、子どもの安心・安全な活動場所の確保に努め、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう努めます。

第8章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

こども大綱に基づく、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上は、福祉分野に限らず、保健、医療、教育、商工労働、防災・防犯、まちづくり分野など広範囲にわたります。また、若者の自立促進やこどもの貧困対策などの新たな課題に対する施策においても、行政のみならず、教育・保育事業者、学校、事業所、住民のそれぞれとの連携が重要です。

本人、家庭や地域、教育、保育関係機関、NPOや活動団体、企業、行政それぞれが、こどもの健全育成、若者の自立支援、子育て支援に対し、果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、「こどもまんなか社会」に向けて、様々な施策を計画的、総合的に推進します。また、こども、若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに住民及び企業等の参加、参画を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「大崎町子ども・子育て会議」で点検・評価を行います。

こども計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】



第9章 資料編

1 大崎町子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日

条例第13号

大崎町子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、合議制の機関として設置する大崎町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事項を処理するとともに、本町の子ども・子育て支援に関し、町長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が

その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（令和5年9月13日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 大崎町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和5年2月1日～令和7年3月31日

	構 成	職 名 等	氏 名
1	小学校に通う児童の保護者	持留小学校PTA	中村 臣吾
2	保育園に通う児童の保護者	中沖保育園PTA	中浜 萌
3	認定子ども園に通う児童の保護者	認定こども園 野方保育園PTA	荒武 江梨子
4	保育園の代表者	中沖保育園園長	甲斐崎 博子
5	認定子ども園の代表者	大崎幼稚園園長	三浦 昌平
6	小学校長の代表者	中沖小学校長	有留 盛昭
7	民生委員・児童委員の代表者	民生委員・ 児童委員協議会会長	神田 博臣
8	主任児童委員の代表者	主任児童委員	栢山 重子
9	行政機関	副町長	千歳 史郎
10	行政機関	教育長	穂園 正幸
11	行政機関	総務課長	上橋 孝幸
12	行政機関	管理課長	相星 永悟
13	行政機関	社会教育課長	宮本 修一
14	町長が必要と認める者	大崎町議会議長	富重 幸博
15	町長が必要と認める者	同総務厚生常任委員長	神崎 文男

3 用語集

あ 行

ICT	Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳される。IT (Information Technology : 情報技術) と同義。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などが考えられる。
アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。
医療的ケア児	たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。
インクルーシブ教育	「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system) とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「教育制度一般」(general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
インクルージョン	障害者の権利に関する条約では、障害者(児)への地域社会への参加・包容を指す。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。
SNS	Social Networking Service の略。Web 上で登録者同士が交流できるインターネットの会員制サービスのことです。代表的な SNS サービスは、Twitter、Facebook、Instagram、LINE、TikTok などが挙げられる。
L 字カーブ	年齢階級別に見た、女性の正規雇用比率の線グラフのこと。

か 行

核家族世帯	夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯を指す。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
教育・保育施設	認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所をいう。
グローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まることを意味する。

合計特殊出生率	「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」として定義され、一般に「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」と解釈される。
こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設で、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うもの。
こども誰でも通園制度	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。
こども未来戦略	「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すもの。

さ 行

社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。
主権者教育	選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、主権者として求められる力を育成する教育。
障害者の権利に関する条約	障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。その内容としては、個人情報の保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどを指す。
情報リテラシー	様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。
スクールカウンセラー	児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たす者。
スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者。
Society5.0	サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

た 行

男女共同参画	「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のこと。
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

は 行

ハイリスク者	児童福祉法において「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」と規定されている。厚生労働省の虐待対応の手引きでは、具体的に、若年、経済的問題、妊娠葛藤、母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届、妊婦健康診査未受診等、多胎、妊婦の心身の不調が挙げられている。
パブリックコメント	国の行政機関が命令等（政令、省令など）を定めようとする際に、事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることを目的として実施する。
PDC Aサイクル	「Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務などの改善や効率化を図る考え方の一つ。
放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。
捕捉率	制度の対象となる人の中で、実際にその制度から受給している人がどれくらいいるかを表す数値。

ま 行

メンタルヘルス	体の健康ではなく、こころの健康状態を意味する。
---------	-------------------------

や 行

ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来は大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どものこと。
幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）	幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上にとって最重要と捉え、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を目指して掲げられたビジョン。
要保護児童	保護者の養育に問題が生じ、保護や支援が必要な状態の児童のこと。
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に基づき、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

ら 行

労働力率	15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）に占める労働力人口の割合のこと。
------	---------------------------------------

大崎町こども計画
《令和7年度～令和11年度》

令和7年3月

【発行・編集】

大崎町 保健福祉課

〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町假宿1029番地

TEL 099-476-1111 (代表)



 大崎町